

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年9月30日

【中間会計期間】 2016年度中（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）  
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー  
セルジオ P. エルモッティ  
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）  
グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー  
カート・ガードナー  
（Kirt Gardner, Group Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45  
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）  
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1  
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷 本 芳 朗  
弁護士 浅 野 航 平

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を、また、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成28年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=104.88円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2016年 6月30日	2015年 6月30日	2014年 6月30日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
営業収益合計	14,254 (14,950)	16,644 (17,456)	14,405 (15,108)	30,605 (32,099)	28,026 (29,394)
営業費用合計	11,818 (12,395)	12,254 (12,852)	11,794 (12,370)	25,198 (26,428)	25,557 (26,804)
税引前営業利益/(損失)	2,436 (2,555)	4,391 (4,605)	2,611 (2,738)	5,407 (5,671)	2,469 (2,589)
UBS AG株主に帰属する当期純利益/ (損失)	1,723 (1,807)	3,201 (3,357)	1,846 (1,936)	6,235 (6,539)	3,502 (3,673)
資産合計	990,135 (1,038,454)	951,528 (997,963)	982,605 (1,030,556)	943,256 (989,287)	1,062,327 (1,114,169)
UBS AG株主に帰属する持分	53,353 (55,957)	51,685 (54,207)	49,532 (51,949)	55,248 (57,944)	52,108 (54,651)
利益剰余金(注1)	27,235 (28,564)	26,241 (27,522)	22,824 (23,938)	29,433 (30,869)	22,902 (24,020)
資本金	386 (405)	386 (405)	384 (403)	386 (405)	384 (403)
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%、フェーズ・イン・ベース)(注2)	17.9	18.5	18.2	19.5	19.9
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%、完全適用ベース)(注2)	15.0	15.6	13.5	15.4	14.2
総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)	23.5	23.8	23.9	24.9	25.6
総自己資本比率 (%、完全適用ベース)(注2)	21.2	20.2	18.1	21.0	19.0
リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース)(注2)	216,863 (227,446)	212,173 (222,527)	229,908 (241,128)	212,609 (222,984)	221,150 (231,942)
リスク加重資産 (完全適用ベース)(注2)	214,210 (224,663)	210,400 (220,668)	226,736 (237,801)	208,186 (218,345)	217,158 (227,755)

営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	-39,536 (-41,465)	-10,408 (-10,916)	5,799 (6,082)	1,997 (2,094)	7,231 (7,584)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	38,177 (40,040)	-15,673 (-16,438)	5,308 (5,567)	-8,434 (-8,846)	2,596 (2,723)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	6,484 (6,800)	11,799 (12,375)	-5,559 (-5,830)	-5,573 (-5,845)	2,081 (2,183)
現金及び現金同等物期末残高	106,795 (112,007)	96,838 (101,564)	101,702 (106,665)	102,962 (107,987)	116,715 (122,411)
従業員数(人)(正社員相当)	57,387	59,648	60,087	58,131	60,155

(注1) 2014年、貸借対照表及び持分変動計算書における確定給付制度の再測定の開示について、市場慣行に合致させるため、その他の包括利益の個別の項目としてではなく、年初からの累計及び当初認識後からの累計での変動を利益剰余金の中で直接表示するよう変更した。貸借対照表及び持分変動計算書は、2014年6月30日現在の数値を含め、この表示上の変更を反映するために修正再表示された。

(注2) スイスのシステム上関連ある銀行(SRB)に適用あるパーゼルの枠組みに基づいている。

(2) UBS AG (単体ベース) (スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位: 百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2016年 6月30日	2015年 6月30日	2014年 6月30日(注)	2015年 12月31日	2014年 12月31日(注)
当期純利益 / (損失)	1,473 (1,545)	1,334 (1,399)	2,008 (2,106)	11,984 (12,569)	7,849 (8,232)
営業収益合計	7,082 (7,428)	9,157 (9,604)	9,246 (9,697)	15,263 (16,008)	18,297 (19,190)
資産合計	491,269 (515,243)	499,202 (523,563)	727,473 (762,974)	477,045 (500,325)	777,893 (815,854)
資本合計	49,768 (52,197)	42,078 (44,131)	36,528 (38,311)	51,728 (54,252)	42,376 (44,444)
資本金	386 (405)	386 (405)	384 (403)	386 (405)	384 (403)

(注) 2014年6月30日及び2014年12月31日に表示される金額には、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに移転されたスイス国内勘定に計上されるリテール&コーポレート事業及びウェルス・マネジメント事業の業績が含まれている。

2【事業の内容】

平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

UBSアメリカズ・ホールディングLLCを中間持株会社に指定

当グループは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法に基づき強化された健全性規制に従い、UBSアメリカズ・ホールディングLLCを当グループの米国子会社の中間持株会社に指定した。UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、当グループの米国子会社を全て保有しており、米国の自己資本規制、ガバナンス規制及びその他の健全性規制の対象となっている。2017年からは米国の包括的資本分析及びレビュープロセスの対象になる予定である。

4【従業員の状況】

従業員数(2016年6月30日現在の常勤換算)

	(人)
ウェルス・マネジメント	10,131
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	13,643
パーソナル&コーポレート・バンキング	5,012
アセット・マネジメント	2,340
インベストメント・バンク	5,014
コーポレート・センター - サービス	21,042
コーポレート・センター - グループALM	134
コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ	70
UBS AG及びその子会社	57,387

## 第3【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記2を参照のこと。

## UBS AG(連結)主要な数値

単位：百万スイス・フラン、別掲されている 場合を除く	現在又は終了四半期			現在又は累計期間		
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年12月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
<b>業績</b>						
営業収益	7,399	6,855	6,771	7,784	14,254	16,644
営業費用	5,942	5,876	6,543	6,087	11,818	12,254
税引前営業利益/(損失)	1,457	979	228	1,698	2,436	4,391
UBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	1,009	713	950	1,178	1,723	3,201
<b>主要な業績指標<sup>1</sup></b>						
<b>収益性</b>						
有形株主資本利益率(単位：%)	8.6	6.0	8.1	10.4	7.3	14.1
総資産利益率(単位：%)	3.0	2.9	2.8	3.1	2.9	3.2
費用対収益比率(単位：%)	80.2	85.7	95.8	78.1	82.9	73.5
<b>成長性</b>						
純利益成長率(単位：%)	(14.3)	(64.8)	6.4	48.7	(46.2)	73.4
統合ウェルズ・マネジメント事業の純新規資 金成長率(単位：%) <sup>2</sup>	1.7	5.9	2.9	1.5	3.8	2.6
<b>財源</b>						
普通株式等Tier 1自己資本比率(完全適用 ベース、単位：%) <sup>3</sup>	15.0	14.9	15.4	15.6	15.0	15.6
レバレッジ比率(フェーズ・イン・ベース、 単位：%) <sup>4</sup>	5.5	5.6	5.7	5.1	5.5	5.1
<b>補足情報</b>						
<b>収益性</b>						
株主資本利益率(RoE)(単位：%)	7.4	5.1	6.9	8.9	6.3	12.1
総リスク加重資産利益率(単位：%) <sup>5</sup>	13.8	13.0	12.8	14.6	13.4	15.5
<b>財源</b>						
資産合計	990,135	968,158	943,256	951,528	990,135	951,528
UBS AG株主に帰属する株主資本	53,353	55,660	55,248	51,685	53,353	51,685
普通株式等Tier 1自己資本(完全適用ベ ース) <sup>3</sup>	32,184	32,118	32,042	32,834	32,184	32,834
普通株式等Tier 1自己資本(フェーズ・イ ン・ベース) <sup>3</sup>	38,913	38,762	41,516	39,169	38,913	39,169
リスク加重資産(完全適用ベース) <sup>3</sup>	214,210	214,973	208,186	210,400	214,210	210,400
普通株式等Tier 1自己資本比率 (フェーズ・イン・ベース、単位：%) <sup>3</sup>	17.9	17.8	19.5	18.5	17.9	18.5
総自己資本比率(完全適用ベース、単 位：%) <sup>3</sup>	21.2	20.9	21.0	20.2	21.2	20.2
総自己資本比率(フェーズ・イン・ベース、 単位：%) <sup>3</sup>	23.5	23.9	24.9	23.8	23.5	23.8

レバレッジ比率（完全適用ベース、単位：％） <sup>4</sup>	5.0	5.0	4.9	4.5	5.0	4.5
レバレッジ比率分母（完全適用ベース） <sup>4</sup>	899,075	907,277	898,251	946,457	899,075	946,457
その他						
投資資産（単位：十億スイス・フラン） <sup>6</sup>	2,677	2,618	2,689	2,628	2,677	2,628
従業員数（単位：人、正社員相当） <sup>7</sup>	57,387	58,053	58,131	59,648	57,387	59,648

<sup>1</sup> 当行の主要な業績指標の定義は2015年度年次報告書（英文）（[https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/annualreporting/2015.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.html)にて参照されたい。）の「Measurement of performance」及びUBSグループの2016年度第2四半期財務報告書（英文）（[https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/quarterly\\_reporting/2016.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2016.html)にて参照されたい。）の「Recent developments」のセクションを参照。<sup>2</sup> 当行の貸借対照表及び資本最適化プログラムから2015年第2四半期におけるウェルス・マネジメントの純新規資金（66億スイス・フラン）に係るマイナスの影響を除いた調整後の純新規資金に基づく。<sup>3</sup> システム上関連ある銀行（以下「SRB」という。）に適用されるバーゼル の枠組みに基づく。詳細はUBSグループの2016年度第2四半期財務報告書（英文）の「Capital management」のセクションを参照。<sup>4</sup> スイスSRBの規制に準拠して計算されている。詳細はUBSグループの2016年度第2四半期財務報告書（英文）の「Capital management」のセクションを参照。2015年12月31日以降、レバレッジ比率分母の計算はバーゼル の規制に一致している。2015年12月31日より前の期間の数値は従前のスイスSRBの規制に準拠して計算されているため、完全に比較することはできない。<sup>5</sup> 完全適用ベースのリスク加重資産に基づく。<sup>6</sup> パーソナル&コーポレート・バンキングの投資資産を含む。<sup>7</sup> 2016年6月30日現在、各事業部門及びコーポレート・センター部門の従業員の内訳は以下の通りであった。ウェルス・マネジメント：10,131人、ウェルス・マネジメント・アメリカズ：13,643人、パーソナル&コーポレート・バンキング：5,012人、アセット・マネジメント：2,340人、インベストメント・バンク：5,014人、コーポレート・センター - サービス業務：21,042人、コーポレート・センター - グループALM：134人、コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ：70人。

## UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

下記の表には、UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。

国際財務報告基準（IFRS）に基づきUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については以下の差異が存在する。

- UBSグループAG及びその直接所有子会社（UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。）に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAGとの取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。

- UBSグループAG（連結）の資本合計は、2016年6月30日現在のUBS AG（連結）の資本合計と比較して少額である。これは主に従業員への株式に基づく報酬に関連している。

- UBS AGが発行する優先証券は、UBSグループAGの連結貸借対照表では非支配持分に帰属する持分として表示されているが、UBS AGの連結貸借対照表では、これらの優先証券は優先証券保有者に帰属する持分として表示することが求められている。

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間における規制資本の差異に関する詳細については、下記「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「資本管理」を参照のこと。

[次へ](#)



UBSグループAG(連結)とUBS AG(連結)の比較

単位：百万スイス・フラン (別掲されている場合を除く。)	2016年6月30日現在又は 当該日に終了した3ヶ月間			2016年3月31日現在又は 当該日に終了した3ヶ月間			2015年12月31日現在又は 当該日に終了した3ヶ月間		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)
<b>損益計算書</b>									
営業収益	7,404	7,399	5	6,833	6,855	(22)	6,775	6,771	4
営業費用	5,915	5,942	(27)	5,855	5,876	(21)	6,541	6,543	(2)
税引前営業利益/(損失)	1,489	1,457	32	978	979	(1)	234	228	6
内、ウェルス・マネジメント	518	514	4	557	552	5	344	342	2
内、ウェルス・マネジメント・アメリカズ	237	225	12	211	204	7	14	8	6
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	534	533	1	399	399	0	355	356	(1)
内、アセット・マネジメント	114	113	1	90	90	0	171	171	0
内、インベストメント・バンク	284	267	17	253	236	17	80	83	(3)
内、コーポレート・センター	(198)	(195)	(3)	(534)	(502)	(32)	(729)	(732)	3
内、サービス	(113)	(109)	(4)	(203)	(193)	(10)	(345)	(349)	4
内、グループALM	44	42	2	(148)	(127)	(21)	(56)	(54)	(2)
内、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ	(129)	(128)	(1)	(183)	(182)	(1)	(329)	(329)	0
純利益/(損失)	1,113	1,088	25	708	713	(5)	950	951	(1)
内、株主に帰属する純利益/(損失)	1,034	1,009	25	707	713	(6)	949	950	(1)
内、優先証券保有者に帰属する純利益/(損失)		78	(78)		0	0		0	0
内、非支配持分に帰属する純利益/(損失)	79	1	78	0	0	0	1	1	0
<b>包括利益計算書</b>									
その他の包括利益	445	446	(1)	(358)	(358)	0	214	214	0
内、株主に帰属するその他の包括利益	117	118	(1)	(308)	(308)	0	177	177	0
内、優先証券保有者に帰属するその他の包括利益		328	(328)		(50)	50		35	(35)
内、非支配持分に帰属するその他の包括利益	329	0	329	(50)	(1)	(49)	37	2	35
包括利益合計	1,558	1,535	23	349	355	(6)	1,164	1,165	(1)

内、株主に帰属する包括利益合計	1,151	1,127	24	399	405	(6)	1,126	1,126	0
内、優先証券保有者に帰属する包括利益合計		406	(406)		(50)	50		35	(35)
内、非支配持分に帰属する包括利益合計	407	1	406	(50)	(1)	(49)	38	3	35
<b>貸借対照表</b>									
資産合計	989,397	990,135	(738)	966,873	968,158	(1,285)	942,819	943,256	(437)
負債合計	935,835	936,096	(261)	910,088	910,557	(469)	885,511	886,013	(502)
資本合計	53,562	54,039	(477)	56,786	57,601	(815)	57,308	57,243	65
内、株主に帰属する持分	52,876	53,353	(477)	54,845	55,660	(815)	55,313	55,248	65
内、優先証券保有者に帰属する持分		649	(649)		1,905	(1,905)		1,954	(1,954)
内、非支配持分に帰属する持分	686	37	649	1,941	36	1,905	1,995	41	1,954
<b>資本情報</b>									
普通株式等Tier1自己資本（完全適用ベース）	30,264	32,184	(1,920)	29,853	32,118	(2,265)	30,044	32,042	(1,998)
普通株式等Tier1自己資本（フェーズ・イン・ベース）	37,064	38,913	(1,849)	36,580	38,762	(2,182)	40,378	41,516	(1,138)
追加Tier1自己資本（完全適用ベース）	7,785	2,688	5,097	7,585	2,643	4,942	6,154	1,252	4,902
Tier2自己資本（完全適用ベース）	11,331	10,441	890	11,112	10,217	895	11,237	10,325	912
総自己資本（完全適用ベース）	49,381	45,313	4,068	48,551	44,978	3,573	47,435	43,619	3,816
リスク加重資産（完全適用ベース）	213,840	214,210	(370)	213,558	214,973	(1,415)	207,530	208,186	(656)
普通株式等Tier1自己資本比率（完全適用ベース、％）	14.2	15.0	(0.8)	14.0	14.9	(0.9)	14.5	15.4	(0.9)
普通株式等Tier1自己資本比率（フェーズ・イン・ベース、％）	17.1	17.9	(0.8)	16.9	17.8	(0.9)	19.0	19.5	(0.5)
総自己資本比率（完全適用ベース、％）	23.1	21.2	1.9	22.7	20.9	1.8	22.9	21.0	1.9
レバレッジ比率の分母（完全適用ベース）	898,195	899,075	(880)	905,801	907,277	(1,476)	897,607	898,251	(644)
レバレッジ比率（完全適用ベース、％）	5.5	5.0	0.5	5.4	5.0	0.4	5.3	4.9	0.4

[次へ](#)

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。

## ウェルス・マネジメント

### 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

税引前利益は、2億3,800万スイス・フラン減少し、5億1,800万スイス・フランであった。また、調整後の税引前利益は、主に取引ベース収益及び経常受取報酬純額の減少を反映して、1億6,300万スイス・フラン減少し、6億600万スイス・フランであった。

#### 営業収益

営業収益合計は、2億6,500万スイス・フラン減少し、18億1,500万スイス・フランであった。2016年第2四半期には、子会社売却に関する損失2,300万スイス・フラン及び当グループによるビザ・ヨーロッパ（Visa Europe）への投資の売却益2,100万スイス・フランが含まれていた。これらの項目及び2015年第2四半期における当部門のベルギー国内事業の売却益5,600万スイス・フランを除くと、調整後の営業収益は、2億700万スイス・フラン減少し、18億1,700万スイス・フランであった。これは主に取引ベース収益及び経常受取報酬純額が減少したことによるものであった。

受取利息純額は、1,400万スイス・フラン増加し、5億8,200万スイス・フランであった。これは、主に預金からの収益の増加によるものであったが、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理（以下「グループALM」ともいう。）からの配分額の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、クロスボーダーの資金流出による継続的な影響、市場動向の低迷、並びに当部門のオーストラリア及びベルギー国内事業からの撤退を反映した平均運用資産の減少に起因して、9,300万スイス・フラン減少し、8億8,300万スイス・フランであった。更に、投資信託報酬及びカストディ収益についても、市場の不確実性による顧客の資産配分の変動を反映して減少した。これは、投資一任契約及びアドバイザー契約の浸透率が上昇したことによるプラスの影響により一部相殺された。前四半期と比較すると、経常受取報酬純額は1,800万スイス・フラン減少したが、これは主に平均運用資産の減少及びクロスボーダーの資金流出による継続的な影響によるものであった。

取引ベース収益は、全ての地域、特にアジア太平洋地域で減少したため、1億1,200万スイス・フラン減少し、3億4,700万スイス・フランであった。この全体的な減少は主に、株式及び債券現物取引、投資信託並びに仕組商品における顧客活動の鈍化と関連していた。

#### 営業費用

営業費用合計は、2,700万スイス・フラン減少し、12億9,700万スイス・フランであった。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額8,600万スイス・フラン（前年同期は6,900万スイス・フラン）を除くと、調整後の営業費用は、4,400万スイス・フラン減少して、12億1,100万スイス・フランであった。人件費は、6,600万スイス・フラン減少し、5億9,000万スイス・フランであった。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額700万スイス・フラン（前年同期は1,800万スイス・フラン）を除くと、調整後の人件費は、変動報酬費用の減少、従業員水準の低下及び年金関連費用の減少により、5,500万スイス・フラン減少した。これは、調整後の一般管理費が主に専門家報酬に関連して900万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。

#### 新規純資金

2015年第2四半期における当部門のバランスシート及び資本最適化プログラムからのマイナスの影響額66億スイス・フランを除くと、新規純資金は60億スイス・フラン（前年同期は調整後の新規純資金が84億スイス・フラン）であった。年率換算の新規純資金増加率は、前年同期の3.5%に対し、2.6%となった。2016年第2四半期の新規純資金は、アジア太平洋地域及びスイスからの純資金の大量流入によるものであり、新興市場及びヨーロッパにおける純資金流出（これにはクロスボーダーの資金流出が含まれた。）により一部相

殺された。超富裕層顧客からの新規純資金は、前年同期に調整後の新規純資金が71億スイス・フラン計上されたのに対し、48億スイス・フランであった。

2016年第1四半期の新規純資金は、全地域からの純資金流入、特にアジア太平洋地域からの大量流入により、155億スイス・フランであった。

### 運用資産：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

運用資産は、100億スイス・フラン増加し、9,350億スイス・フランであった。これは、市場でのプラスの業績70億スイス・フラン、新規純資金60億スイス・フラン、及び為替換算のプラスの影響40億スイス・フランによるものであった。これは、新規純資金には影響しない子会社及び事業の売却及び取得に関連する70億スイス・フランの純減により一部相殺された。投資一任契約及びアドバイザー契約の浸透率は、運用資産の27.0%から27.1%に上昇した。

### 従業員：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、前四半期の10,332名に対し、10,135名であった。顧客アドバイザーの数は、主に2016年第2四半期中に完了したオーストラリア国内事業からの撤退に関連して、77名減少した。この影響を除いた顧客アドバイザーの数は、アジア太平洋地域で僅かに増加した。ヨーロッパにおける顧客アドバイザーの数もまた、イタリアでの買収に起因して増加した。非顧客対応人員の数は、主に継続的なコスト削減プログラムを反映して、120名減少した。

### 業績：2016年上半年と2015年上半年の比較

2016年上半年の税引前利益は、6億3,100万スイス・フラン減少し、10億7,600万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、主に取引ベース収益及び経常受取報酬純額の減少を反映して、3億8,200万スイス・フラン減少し、12億4,300万スイス・フランであった。

営業収益合計は、6億2,700万スイス・フラン減少し、37億スイス・フランであった。子会社の売却に関する2,300万スイス・フランの損失（前年同期は1億9,700万スイス・フランの利益）及びビザ・ヨーロッパへの投資の売却益2,100万スイス・フランを除くと、調整後の営業収益は、取引ベース収益及び経常受取報酬純額の減少を主因として、4億2,800万スイス・フラン減少した。

受取利息純額は、主として預金からの収益の増加により、3,400万スイス・フラン増加し、11億6,200万スイス・フランであったが、グループALMからの分配額の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、1億4,100万スイス・フラン減少し、17億8,400万スイス・フランであった。これは、クロスボーダーの資金流出による継続的な影響、市場動向の低迷並びに当部門のオーストラリア及びベルギー国内事業からの撤退を反映している。更に、市場の不確実性による顧客の資産配分の変動を反映して、投資信託報酬及びカスタディ収益は減少した。これは、投資一任契約及びアドバイザー契約の浸透率が上昇したことによるプラスの影響により一部相殺された。

取引ベース収益は、全地域（アジア太平洋地域及びヨーロッパが最も顕著であった。）での減少を受けて、2億9,900万スイス・フラン減少し、7億4,900万スイス・フランであった。この全体的な減少は、主に、長引く市場の不確実性による投資信託、仕組商品並びに株式及び債券現物取引における顧客活動の鈍化に関連していた。

営業費用合計は、300万スイス・フラン増加し、26億2,400万スイス・フランであった。リストラクチャリング費用純額1億6,400万スイス・フラン（前年同期は1億1,500万スイス・フラン）を除くと、調整後の営業費用は、4,700万スイス・フラン減少し、24億5,900万スイス・フランであった。人件費は、1億1,100万スイス・フラン減少し、12億500万スイス・フランであった。リストラクチャリング費用純額900万スイス・フラン（前年同期は2,100万スイス・フラン）を除くと、調整後の人件費は、変動報酬費用の減少及び年金関連費用の減少により、9,900万スイス・フラン減少した。これは、その他の事業部門及びコーポレート・センターからの調整後の業務費用純額が3,800万スイス・フラン増加したこと並びに調整後の一般管理費が1,700万スイス・フラン増加したことにより一部相殺された。

### ウェルス・マネジメント・アメリカズ

## 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期の税引前利益は、前年同期の2億500万米ドルに対し、2億4,200万米ドルであった。また、調整後の税引前利益は、5,000万米ドル増加して、2億8,100万米ドルであった。これは営業費用の減少に起因するが、営業収益の減少により一部相殺された。

### 営業収益

営業収益合計は、2,300万米ドル減少し、19億2,400万米ドルであった。これは主に、取引ベース収益及び経常受取報酬純額の減少に起因するが、受取利息純額の増加により一部相殺された。

受取利息純額は、5,600万米ドル増加し、3億5,700万米ドルであった。これは主に、貸出及び預金の残高が増加し、金利が上昇したことによる。抵当貸付ポートフォリオの平均残高は10%増加し、証券担保貸付ポートフォリオの平均残高は6%増加した。

経常受取報酬純額は、主に、ミューチュアル・ファンド平均資産の減少を反映したミューチュアル・ファンドの手数料の減少により、2,600万米ドル減少し、11億9,100万米ドルであった。

取引ベース収益は、顧客活動の鈍化に起因して、5,600万米ドル減少し、3億6,900万米ドルであった。

### 営業費用

営業費用合計は、6,100万米ドル減少し、16億8,200万米ドルであった。また、調整後の営業費用は、7,400万米ドル減少し、16億4,300万米ドルであった。これは主に、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金並びにその他の引当金純額が7,300万米ドル減少し、調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用（その大半がグループ・オペレーション部門に関連していた。）が1,700万米ドル減少したことによる。これは、調整後の人件費が、ファイナンシャル・アドバイザーの雇用を反映した給与コスト及びその他の人件費の増加並びに報酬コミットメント費用の増加を主因として2,000万米ドル増加したこと（これは、報酬の対象となる収益の減少に起因するファイナンシャル・アドバイザー報酬の減少により一部相殺された。）により一部相殺された。

## 新規純資金

2016年第2四半期の新規純資金は、前年同期に純資金流出額が7億米ドルであったのに対し、ネット・リクルーティングからの資金流入の増加を主因として、24億米ドルであった。季節的な所得税の支払に伴う資金流出は、前年同期の39億米ドルに対し、約31億米ドルであった。年率換算の新規純資金増加率は、前年同期のマイナス0.3%に対し、0.9%であった。

2016年第1四半期の新規純資金は、136億米ドルであり、主に、新規に雇用されたアドバイザー及び1年超UBSに雇用されているファイナンシャル・アドバイザーからの純資金流入に関連していた。

## 運用資産：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

運用資産は、250億米ドルの市場でのプラスの業績及び20億米ドルの新規純資金を反映して270億米ドル増加し、1兆770億米ドルであった。運用勘定の資産は、110億米ドル増加し、3,720億米ドルとなり、運用勘定の資産が運用資産合計に占める割合は、前四半期の34.4%に対して、34.5%であった。

## 業績：2016年上半期と2015年上半期の比較

2016年上半期の税引前利益は、前年同期の4億7,300万米ドルに対し、4億5,300万米ドルであった。リストラクチャリング費用純額7,200万米ドル（前年同期は5,100万米ドル）を除くと、調整後の税引前利益は、前年同期からほぼ横ばいの5億2,500万米ドルであった。

営業収益合計は、2,500万米ドル減少し、38億2,300万米ドルであった。受取利息純額は、金利の上昇並びに貸出及び預金の残高の増加を反映して、1億2,900万米ドル増加し、7億800万米ドルであった。経常受取報酬純額は、ミューチュアル・ファンド平均資産の減少を反映したミューチュアル・ファンドの手数料の減少により、3,200万米ドル減少し、23億7,200万米ドルであった。取引ベース収益は、顧客活動の鈍化に起因して、1億2,700万米ドル減少し、7億3,000万米ドルであった。

営業費用合計は、600万米ドル減少し、33億6,900万米ドルであり、調整後の営業費用は、2,700万米ドル減少し、32億9,700万米ドルであった。これは主に、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金並びにその他の引当金純額が6,500万米ドル減少し、かつ調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額が1,300万米ドル減少したことによる。これは、ファイナンシャル・アドバイザーの雇用に反映した報酬コミットメント費用の増加並びに給与コスト及びその他の人件費の増加を主因として調整後の人件費が4,400万米ドル増加したこと、並びに新医療給付制度への移行に関連した当初諸費用（これは、報酬の対象となる収益の減少に起因するファイナンシャル・アドバイザー報酬の減少により一部相殺された。）により一部相殺された。

## パーソナル&コーポレート・バンキング

### 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

税引前利益は、1億3,700万スイス・フラン増加して、5億3,400万スイス・フランであった。また、調整後の税引前利益は、営業収益の増加及び営業費用の減少を反映して、4,900万スイス・フラン増加して、4億6,300万スイス・フランであった。

#### 営業収益

営業収益合計は、1億3,300万スイス・フラン増加して、10億8,500万スイス・フランであった。これは主に、2016年第2四半期に当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益1億200万スイス・フランが含まれていたことによる。この売却益を除くと、調整後の営業収益は3,100万スイス・フラン増加して、9億8,300万スイス・フランであった。

受取利息純額は、200万スイス・フラン減少して、5億5,800万スイス・フランであった。これは、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）からの配分額の減少及び長引く低金利が当グループの複製ポートフォリオにもたらした悪影響に起因する預金関連収益の減少によるものであったが、その大半は貸出関連収益の増加により相殺された。

経常受取報酬純額は、主に口座管理費の増加を反映して、500万スイス・フラン増加して、1億4,000万スイス・フランであった。

取引ベース収益は、1,300万スイス・フラン増加して、2億5,400万スイス・フランであった。これは主に、グループALMからの配分額の増加及び外国為替取引水準の上昇によるものであった。

その他の収益は、主に前述した当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益を反映して、1億1,000万スイス・フラン増加し、1億3,100万スイス・フランであった。

#### 営業費用

営業費用合計は、400万スイス・フラン減少し、5億5,100万スイス・フランであった。また、調整後の営業費用は、1,800万スイス・フラン減少し、5億2,000万スイス・フランであった。調整後の営業費用が減少したのは、年金関連費用の減少に起因して調整後の人件費が1,000万スイス・フラン減少したこと、主に引当金純額の減少に関連して一般管理費が400万スイス・フラン減少したこと、並びにグループ技術部門からの費用の減少を反映して、調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用が500万スイス・フラン減少したことによるものであった。

### 個人向け銀行業務の新規純業務取扱高増加率

当部門の個人向け銀行業務の年率換算の新規純業務取扱高増加率は、2015年第2四半期に3.1%であったのに対し、3.0%であった。新規純顧客資産及び、それより程度は下回るものの新規ローンによる純資金は、緩やかにかつ選択的に優良な貸出業務を増加させる当グループの戦略と一致して、プラスであった。

### 従業員：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

パーソナル&コーポレート・バンキング部門の2016年6月30日現在の従業員数は、主に季節的な変動を反映して、2016年3月31日現在の5,092名から57名減少し、5,035名であった。

## 業績：2016年上半年と2015年上半年の比較

税引前利益は、1億900万スイス・フラン増加し、9億3,300万スイス・フランであった。当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益1億200万スイス・フラン及びリストラクチャリング費用純額を除くと、調整後の税引前利益は、営業収益の増加及び営業費用の減少を反映して、2,900万スイス・フラン増加して8億8,600万スイス・フランであった。

営業収益合計は、1億1,700万スイス・フラン増加し、20億4,800万スイス・フランであった。前述した当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益を除くと、調整後の営業収益は、1,500万スイス・フラン増加し、19億4,600万スイス・フランであった。これは主に、貸倒引当金繰入額の減少を反映したものであったが、取引ベース収益の減少により一部相殺された。受取利息純額は、1,100万スイス・フラン減少して11億1,700万スイス・フランであった。これは主に、グループALMからの配分額の減少及び長引く低金利が当グループの複製ポートフォリオに引き続き悪影響を与えたことに起因する預金関連収益の減少を反映しているが、その大半は貸出関連収益の増加により相殺された。経常受取報酬純額は、主に口座管理費の増加を反映して、1,000万スイス・フラン増加し、2億7,900万スイス・フランであった。取引ベース収益は、2015年上半年の業績に2015年1月のスイス国立銀行の通貨措置後のヘッジの非有効性がもたらした利益が含まれていたことに一部起因して、2,700万スイス・フラン減少して4億9,800万スイス・フランであった。更に、前年はスイス国立銀行の通貨措置後に顧客活動が活発化したことにプラスの影響を受けていたため、外国為替取引からの収益は減少した。その他の収益は、主に、前述したビザ・ヨーロッパへの投資の売却益及び資産以外をベースとする商品からの収益の増加を反映して、1億1,600万スイス・フラン増加し、1億5,100万スイス・フランであった。前年上半年に2,500万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上したのに対し、200万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上した。2016年上半年において、過去に減損されたポジションに関連する正味戻入額は、新規に減損されたポジションのための引当金によりその大半が相殺された。前年においては、貸倒引当金繰入額は主に新規に減損されたポジションのための引当金に関連していた。

営業費用合計は、900万スイス・フラン増加し、11億1,500万スイス・フランであった。また、調整後の営業費用は、1,300万スイス・フラン減少して10億6,000万スイス・フランであった。これは、年金関連費用の減少及び変動報酬費用の減少を反映して、人件費が2,200万スイス・フラン減少したことによるものであった。

## アセット・マネジメント

### 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期の税引前利益は、前年同期の1億3,000万スイス・フランに対し、1億1,400万スイス・フランであった。また、調整後の税引前利益は、前年同期の1億3,400万スイス・フランに対し、1億4,800万スイス・フランであった。

#### 営業収益

営業収益合計は、前年同期の4億7,600万スイス・フランに対し、4億8,300万スイス・フランであった。運用手数料純額は、ほぼ横ばいの4億5,800万スイス・フランであった。運用資産水準の上昇によりもたらされたグローバル不動産業務における収益の増加は、2015年第4四半期のオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却を受けたファンド・サービスにおける収益の減少により一部相殺された。実績報酬は、400万スイス・フラン増加し、2,400万スイス・フランであり、かかる増加は特にグローバル不動産業務で顕著であった。

株式、マルチ・アセット&オコナー及びソリューションの中で報告される、当部門のヘッジ・ファンド事業の実績報酬適格資産は、継続する困難な市況を反映して、2016年6月30日現在その約1%（2015年6月30日現在では59%）がハイウォーターマークを超えた。

#### 営業費用

営業費用合計は、2,300万スイス・フラン増加し、3億6,900万スイス・フランであった。また、調整後の営業費用は、700万スイス・フラン減少し、3億3,500万スイス・フランであった。調整後の人件費は、500万スイス・フラン増加した。これは主に、従来型運用業務及びグローバル不動産業務で従業員水準が上昇した結果給与コストが増加したことによるものであったが、前述したオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却に起因する減少により一部相殺された。これは、調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用が900万スイス・フラン減少したことによる相殺分を上回った。

## 新規純資金

マネー・マーケット・フローを除くと、前年同期に83億スイス・フランの新規純資金流入額を計上したのに対し、2016年第2四半期には88億スイス・フランの新規純資金流出額を計上した。その結果、年換算の新規純資金増加率は、前年同期のプラス5.5%に対し、マイナス6.2%であった。新規純資金流出額は、主に、能動的投資から受動的投資への移行を含む資産配分の変動及び顧客の流動性ニーズによりもたらされた。顧客層別では、第三者からの純流出額は、前年同期に53億スイス・フランの純流入額が計上されたのに対して、59億スイス・フランであった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流出額は、前年同期に30億スイス・フランの純流入額が計上されたのに対し、29億スイス・フランであった。その大部分が債券及びマルチ・アセットからのものであった。

2016年第2四半期のマネー・マーケットの純流入額は、前年同期の7億スイス・フランに対し、11億スイス・フランであった。顧客層別では、第三者からの純流入額は、前年同期の17億スイス・フランに対し、18億スイス・フランで、主に南北アメリカの顧客からの流入であった。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純流出額は、前年同期の10億スイス・フランに対し、7億スイス・フランで、主に南北アメリカ及びヨーロッパの顧客からの流出であった。

2016年第1四半期の新規純資金流出額は、マネー・マーケット・フローを除くと59億スイス・フランであり、単一の顧客からの料金設定関連流出額72億スイス・フラン及び顧客の流動性ニーズによりもたらされた流出額38億スイス・フラン（いずれもマージンの少ない受動的商品からの流出）を含んでいた。

## 運用資産：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

運用資産は、6,280億スイス・フランから6,330億スイス・フランに増加した。これは、市場でのプラスの業績80億スイス・フラン及び為替換算のプラスの影響額50億スイス・フランによるものであったが、新規純資金流出額80億スイス・フランにより相殺された。

2016年6月30日現在、運用資産のうち、1,890億スイス・フラン（30%）が指標連動型ストラテジーで運用され、610億スイス・フラン（10%）が短期金融市場資産であった。残りの60%の運用資産はアクティブな非短期金融市場ストラテジーで運用された。地域別では、運用資産の35%がスイス、24%が南北アメリカ、21%がヨーロッパ、中東及びアフリカ、並びに20%がアジア太平洋地域の顧客に関するものであった。

## 管理資産：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

管理資産合計は、4,070億スイス・フランから、4,170億スイス・フランに増加した。これは、市場でのプラスの業績70億スイス・フラン、新規純管理資産20億スイス・フラン及び為替換算のプラスの影響額10億スイス・フランによるものであった。

## 従業員：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

2016年6月30日現在、アセット・マネジメントの従業員数は、2016年3月31日現在からほぼ横ばいの2,340名であった。

2015年6月30日現在と比較すると、従業員数は94名減少した。これは、前述したオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却に関連して約280名が減少したことを反映しているが、従来型運用業務及びグローバル不動産業務における増加により一部相殺された。

## 業績：2016年上半期と2015年上半期の比較



2016年上半期の税引前利益は、前年同期の2億9,900万スイス・フランに対し、2億400万スイス・フランであった。2016年上半期のリストラクチャリング費用純額5,400万スイス・フラン（前年同期は2,200万スイス・フラン）を除くと、調整後の税引前利益は、2015年上半期の3億2,100万スイス・フランに対し、2016年同期は2億5,800万スイス・フランであった。

営業収益合計は、前年同期の9億8,700万スイス・フランに対し、9億5,100万スイス・フランであった。これは主に、当部門のヘッジ・ファンド事業の実績報酬純額の減少、及び当グループのオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却を反映したファンド・サービスにおける運用手数料純額の減少によるものであったが、グローバル不動産業務における運用手数料純額の増加により一部相殺された。

営業費用合計は、5,900万スイス・フラン増加して7億4,700万スイス・フランであった。また、調整後の営業費用は、2,700万スイス・フラン増加して6億9,300万スイス・フランであった。これは主に、従業員水準の上昇により給与とコストが増加した結果、調整後の人件費が2,000万スイス・フラン増加したことによるものだが、前述したオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却による影響は除外している。

## インベストメント・バンク

### **業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較**

2016年第2四半期の税引前利益は、前年同期の5億5,100万スイス・フランに対し、2億8,400万スイス・フランであった。また、調整後の税引前利益は、前年同期の6億1,700万スイス・フランに対し、4億4,700万スイス・フランであった。これは主に、当部門の株式部門及びコーポレート・クライアント・ソリューションにおいてそれぞれ収益が減少した結果であるが、営業費用の減少により一部相殺された。

#### 営業収益

営業収益合計は、23億5,500万スイス・フランから20億スイス・フランに減少した。コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、1億5,400万スイス・フラン減少したが、これは主に、手数料収入プールが42%減少した結果、株式資本市場業務における公募からの収益が減少したことによるものであった。インベスター・クライアント・サービスの収益は、2億100万スイス・フラン減少したが、これは、当部門の株式部門における収益が減少したことを反映しており、外国為替、金利及びクレジット部門で見られた業績の改善により一部相殺された。正味貸倒引当金繰入額は引き続き低い水準に留まった。2015年第2四半期に金融情報サービス会社であるマークイット（Markit）への投資を一部売却したことによる利得1,100万スイス・フランを除くと、調整後の営業収益は、23億4,400万スイス・フランから20億スイス・フランに減少した。米ドル建てでは、調整後の営業収益は18%減少した。

#### 事業別営業収益：

##### コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、8億2,200万スイス・フランから6億6,800万スイス・フランに減少した。これは主に、株式資本市場業務及びリスク管理業務における収益の減少によるものであるが、債券資本市場業務における収益の増加により一部相殺された。米ドル建てでは、収益は22%減少した。

アドバイザリー業務の収益は、1億8,400万スイス・フランから1億6,600万スイス・フランに減少した。これは、プライベート取引からの収益の減少を反映しているが、合併及び買収取引からの収益の増加により一部相殺された。

株式資本市場業務の収益は、主に、アジア太平洋地域において公募業務からの収益が減少したことにより、好調であった3億3,700万スイス・フランから1億9,500万スイス・フランに減少した。グローバルベースの手数料収入プールは、42%減少した。

債券資本市場業務の収益は、南北アメリカにおいてレバレッジド・ファイナンス収益が増加したことを主因として、1億8,000万スイス・フランから2億3,700万スイス・フランに増加した。

金融ソリューション業務の収益は、仕組金融業務の収益の減少を反映して、1億600万スイス・フランから9,800万スイス・フランに減少した。

リスク管理業務の収益は、2016年第2四半期に見られた信用スプレッドの縮小を大きく反映して、前年同期の1,500万スイス・フランに対し、マイナス2,700万スイス・フランであった。

#### インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、15億4,000万スイス・フランから13億3,900万スイス・フランに減少した。これは主に、株式部門の収益が著しく減少したことによるが、外国為替、金利及びクレジット部門の収益の増加により一部相殺された。米ドル建てでは、収益は17%減少した。

#### 株式部門

株式部門の収益は、特にアジア太平洋地域において全商品で収益が減少したため、11億2,800万スイス・フランから8億7,800万スイス・フランに減少した。この減少は、南北アメリカにおいて現物株式業務及び金融サービス業務における収益が増加したことにより一部相殺された。

現物株式業務の収益は、顧客活動の鈍化を主因として、前年同期の3億4,500万スイス・フランから3億800万スイス・フランに減少した。

株式デリバティブ業務の収益は、顧客活動の鈍化及びトレーディング収益の減少を反映して、3億3,200万スイス・フランから1億4,400万スイス・フランに減少した。

金融サービス業務の収益は、顧客活動が鈍化した結果エクイティ・ファイナンスにおける収益が減少したことにより、4億6,300万スイス・フランから4億2,400万スイス・フランに減少した。

#### 外国為替、金利及びクレジット部門

外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、4億1,300万スイス・フランから4億6,100万スイス・フランに増加した。

外国為替業務及び金利業務並びにクレジット業務の両方で、大半の商品について、収益が増加した。これは、欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票の結果に一部起因する、顧客活動水準及び市場ボラティリティ水準の上昇を反映している。

#### 営業費用

営業費用合計は、18億400万スイス・フランから17億1,600万スイス・フランに減少した。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額1億6,300万スイス・フラン（前年同期は6,600万スイス・フラン）及び前年同期の無形資産に関する減損損失1,100万スイス・フランを除くと、調整後の営業費用は、1億7,400万スイス・フラン減少して15億5,300万スイス・フランであった。

人件費は、9億4,000万スイス・フランから8億2,800万スイス・フランに減少した。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用3,700万スイス・フランを除くと、調整後の人件費は、主に、業績連動型変動報酬費用の減少により、9億4,000万スイス・フランから7億9,100万スイス・フランに減少した。

一般管理費は、1億6,200万スイス・フランから1億9,200万スイス・フランに増加した。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用400万スイス・フラン（前年同期は100万スイス・フラン）を除くと、調整後の一般管理費は、主に、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金純額が3,800万スイス・フラン増加したことにより、1億6,100万スイス・フランから1億8,800万スイス・フランに増加した。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額は、僅かに増加した。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用1億2,200万スイス・フラン（前年同期は6,500万スイス・フラン）を除くと、調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額は、6億2,000万スイス・フランから5億6,500万スイス・フランに減少した。これは主に、グループ技術部門からの費用純額の減少によるものであった。

#### リスク加重資産及びレバレッジ比率分母：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

##### リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（以下「RWA」ともいう。）は、僅かに増加して、2016年6月30日現在640億スイス・フランとなり、当部門の短期から中期の予測である約850億スイス・フランを引き続き下回った。この増加は主に、株式部門のリスク・プロファイルが変動した結果、市場リスクのRWAが10億スイス・フラン増加したことによる。信用リスクのRWAは横ばいであった。修正後の信用変換係数をオフバランス

シートのエクスポージャーに適用したことによる減少は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」ともいう。）が定める乗数の上昇に起因する増加によりその大半が相殺された。

#### レバレッジ比率分母

完全適用ベースのレバレッジ比率分母（以下「LRD」ともいう。）は、50億スイス・フラン増加して、2016年6月30日現在2,670億スイス・フランであり、当部門の短期から中期の予測である約3,250億スイス・フランを引き続き下回った。

#### 従業員：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

インベストメント・バンク部門の2016年6月30日現在の従業員数は、継続的なコスト削減プログラムを主因として、2016年3月31日現在の5,218名から204名減少し、5,014名であった。

#### 業績：2016年上半年と2015年上半年の比較

2016年上半年の税引前利益は、前年同期の13億1,700万スイス・フランに対し、5億3,700万スイス・フランであった。また、調整後の税引前利益は、前年同期の14億5,300万スイス・フランに対し、8億1,700万スイス・フランであった。これは、主に、インベスター・クライアント・サービス及びコーポレート・クライアント・ソリューションの両方において収益が減少したことによるものであるが、営業費用の減少により一部相殺された。

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、16億100万スイス・フランから11億4,200万スイス・フランに減少した。アドバイザリー業務の収益は、プライベート取引からの収益が減少したことを反映して、5,800万スイス・フラン減少して、2億9,800万スイス・フランであった。株式資本市場業務の収益は、市場手数料のプールが45%減少したことを反映して、6億4,300万スイス・フランから3億4,800万スイス・フランに減少した。債券資本市場業務の収益は、レバレッジド・ファイナンス収益が増加したため、3億2,300万スイス・フランから3億8,200万スイス・フランに増加した。金融ソリューション業務の収益は、顧客活動の鈍化及びマージンのコンプレッションを反映して、2億2,500万スイス・フランから1億5,900万スイス・フランに減少した。リスク管理業務の収益は、前年同期のプラス5,400万スイス・フランに対し、マイナス4,500万スイス・フランであった。これは主に、信用スプレッドが縮小したこと及び前年同期の業績にポートフォリオ・マクロ・ヘッジに関する収益が含まれていたことによる。米ドル建てでは、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は32%減少した。

インベスター・クライアント・サービスの収益は、株式部門並びに外国為替、金利及びクレジット部門の両方で収益が減少したため、34億1,700万スイス・フランから27億4,200万スイス・フランに減少した。株式部門の収益は、特にアジア太平洋地域において全商品で収益が減少したため、4億8,600万スイス・フラン減少して、17億9,800万スイス・フランであった。この減少は、南北アメリカにおいて全ての商品で収益が増加したことにより一部相殺された。現物株式業務の収益は、主に、顧客活動水準の低下に伴う受取手数料の減少により、7億2,800万スイス・フランから6億3,300万スイス・フランに減少した。株式デリバティブ業務の収益は、主に、顧客活動の鈍化及びトレーディング収益の減少により、7億300万スイス・フランから3億8,300万スイス・フランに減少した。金融サービス業務の収益は、特にアジア太平洋地域においてエクイティ・ファイナンスの収益が減少したことにより、8億7,100万スイス・フランから7億7,200万スイス・フランに減少した。外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、11億3,300万スイス・フランから9億4,300万スイス・フランに減少した。これは主に、2015年第1四半期の業績が、2015年1月付のスイス国立銀行の通貨措置後、ボラティリティ水準及び顧客活動水準が上昇したことにプラスの影響を受けたためである。米ドル建てでは、インベスター・クライアント・サービスの収益は23%減少した。

営業費用合計は、36億9,500万スイス・フランから33億4,200万スイス・フランに減少した。2016年上半年のリストラクチャリング費用純額2億8,000万スイス・フラン（前年同期は1億3,600万スイス・フラン）及び2015年上半年の無形資産に関する減損損失1,100万スイス・フランを除くと、調整後の営業費用は、業績連動型変動報酬費用の減少を主因として、35億4,800万スイス・フランから30億6,200万スイス・フランに減少した。

#### コーポレート・センター

## コーポレート・センター - サービス

### 業績： 2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

コーポレート・センター - サービスは、2015年第2四半期に2億5,300万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2016年第2四半期には、1億1,300万スイス・フランの税引前損失を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に2億5,300万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2億1,300万スイス・フランの税引前損失を計上した。

#### 営業収益

2016年第2四半期の営業収益は、前年同期のマイナス4,100万スイス・フランに対し、プラス7,800万スイス・フランであった。スイスにおける不動産売却益1億2,000万スイス・フランを除くと、調整後の営業収益は、前年同期にマイナス4,100万スイス・フランであったのに対し、2016年第2四半期ではマイナス4,200万スイス・フランであったが、これは主に資金調達費用に関連していた。

#### 営業費用

##### 事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に業務を配分する前の営業費用

営業費用合計は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分する前のグロスベースでは、300万スイス・フラン増加し、21億9,700万スイス・フランであった。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額3億700万スイス・フラン（前年同期は1億5,500万スイス・フラン）を除くと、配分前の調整後の営業費用は、1億4,900万スイス・フラン減少して、18億9,000万スイス・フランであった。

人件費は、1,800万スイス・フラン減少し、9億4,700万スイス・フランであった。調整後ベースでは、2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額1億3,900万スイス・フラン（前年同期は8,500万スイス・フラン）を除くと、人件費は、7,200万スイス・フラン減少したが、これは主に、外部委託、ニアショアリング及びオフショアリングの推進並びに年金関連費用の減少によるものであった。一般管理費は、1,100万スイス・フラン減少して、10億1,600万スイス・フランであり、これには、2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額1億6,900万スイス・フラン（前年同期は6,900万スイス・フラン）が含まれていた。この減少は、継続的なニアショアリング及びオフショアリングの推進並びにグループ技術部門におけるITプラットフォーム最適化費用によるものである。リストラクチャリング費用純額を除くと、調整後の一般管理費は、外部委託費用及び施設費の減少を反映して、1億1,100万スイス・フラン減少した。減価償却費は、主に資産計上された自己創設ソフトウェアに関連して、1億9,600万スイス・フランから2億2,800万スイス・フランに増加した。

##### 事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務配分

コーポレート・センター - サービスが2016年第2四半期に事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分した費用は、前年同期の19億8,200万スイス・フランに対し、20億700万スイス・フランであった。

2016年第2四半期に配分されたリストラクチャリング費用純額2億8,700万スイス・フラン（前年同期は1億5,500万スイス・フラン）を除くと、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する業務配分費用純額は、主に前述したコスト削減を反映して、前年同期の18億2,700万スイス・フランに対し、2016年第2四半期には、17億2,000万スイス・フランであった。

##### 事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務配分後の営業費用

コーポレート・センター - サービスは、当グループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務、特定の戦略的プロジェクト及び規制上のプロジェクトに関する費用並びに特定の留保リストラクチャリング費用を留保する。配分後のコーポレート・センター - サービスに残存する営業費用合計は、主として戦略的プロジェクト及び規制上のプロジェクトに関連して留保された費用が減少したことにより、2億1,200万スイス・フランから1億9,000万スイス・フランへと減少し、調整後ベースでは、2億1,200万スイス・フランから1億7,000万スイス・フランへと減少した。

## 従業員：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

コーポレート・センター - サービスの2016年6月30日現在の従業員数は、2016年3月31日現在の23,695名に対し、23,721名であった。これは、ニアショア及びオフショア拠点の増加を反映しているが、オンショア従業員の減少により一部相殺された。

## 業績：2016年上半年期と2015年上半年期の比較

コーポレート・センター - サービスは、2015年上半年期に2億1,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2016年上半年期には、3億1,500万スイス・フランの税引前損失を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に4億7,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、4億2,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益合計は、前年同期の3億3,300万スイス・フランに対して、2,300万スイス・フランであった。2016年上半年期の不動産売却益1億2,000万スイス・フラン（前年同期は3億7,800万スイス・フラン）を除くと、調整後の収益は、前年同期のマイナス4,500万スイス・フランに対し、2016年上半年期ではマイナス9,700万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理から配分された当グループの株式投資からの収益が減少したことに起因する。

配分前のグロスベースの営業費用合計は、5,100万スイス・フラン減少し、44億4,400万スイス・フランであった。2016年上半年期のリストラクチャリング費用純額5億3,200万スイス・フラン（前年同期は4億4,600万スイス・フラン）を除くと、配分前の調整後の営業費用は、1億3,700万スイス・フラン減少して、39億1,200万スイス・フランであった。これは主に、ニアショアリング及びオフショアリングの推進を主因として人件費が減少したこと並びに外部委託費用及び施設費の減少を反映している。これらの減少は、資産計上された自己創設ソフトウェアに関する減価償却費の増加により一部相殺された。

コーポレート・センター - サービスが2016年上半年期に事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分した費用は、前年同期の39億4,600万スイス・フランに対し、41億600万スイス・フランであった。2016年上半年期に配分されたリストラクチャリング費用純額5億2,000万スイス・フラン（前年同期は3億2,800万スイス・フラン）を除くと、配分された正味費用は、主に前述したコスト削減を反映して、前年同期の36億1,800万スイス・フランに対し、35億8,600万スイス・フランであった。配分後にコーポレート・センター - サービスに残存する営業費用合計は、留保された不動産リストラクチャリング費用1億1,200万スイス・フランが2015年上半年期の業績に含まれていたことを主因として、5億4,900万スイス・フランから3億3,800万スイス・フランに減少した。調整後ベースの留保費用は、戦略的プロジェクト及び規制上のプロジェクトのための留保費用が減少したことに起因して、4億3,100万スイス・フランから3億2,500万スイス・フランへと減少した。

## コーポレート・センター - グループ資産・負債管理

### 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理は、2015年第2四半期に1億3,200万スイス・フランの税引前利益を計上したのに対し、2016年第2四半期には、4,400万スイス・フランの税引前利益を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に1億2,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、7,000万スイス・フランの税引前利益を計上した。これは、主に経済ヘッジに関連する会計上の非対称性によるものであった。

### 営業収益

2016年第2四半期の営業収益合計は、前年同期の1億3,800万スイス・フランから4,500万スイス・フランに減少した。2016年第2四半期の為替差損純額2,600万スイス・フラン及び2015年第2四半期の自己の信用の利得2億5,900万スイス・フランを除くと、2016年第2四半期にグループALMが留保した調整後の営業収益合計は、前年同期にマイナス1億2,100万スイス・フランであったのに対し、プラス7,100万スイス・フランであった。この増加は、主に経済ヘッジに関連する会計上の非対称性によるものであった。

### 事業部門別リスク管理に関する純収益

2016年第2四半期の事業部門別リスク管理活動からの純収益は、前年同期の2億800万スイス・フランに対し、2億900万スイス・フランであった。これは、ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門のバンキング勘定における金利リスク管理収益の増加を反映していたが、ウェルス・マネジメント部門の預金からの余剰資金投資収益の減少により相殺された。

### 資本投資及び発行に関する純収益

2016年第2四半期の資本投資及び発行活動からの純収益は、前年同期の5,500万スイス・フランに対し、2,400万スイス・フランであった。これは主に、当グループの総損失吸収能力に寄与するであろう追加Tier 1自己資本及び非劣後無担保債務を前年を通じて発行したことによる純支払利息の増加に起因している。

### 当グループの構造的リスク管理に関する純収益

2016年第2四半期の当グループの構造的リスク管理活動からの純収益は、前年同期のマイナス1億4,600万スイス・フランに対し、マイナス1億4,300万スイス・フランであった。特定の高品質流動資産と内部資金調達に係る負債との間のスプレッドの拡大を主因とする、当グループの高品質流動資産の管理からの収益に見られた7,800万スイス・フランの増加は、前年を通じて長期債が発行されたことによる純支払利息の7,400万スイス・フランの増加によりその大半が相殺された。

### 事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分

2016年第2四半期における事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するリスク管理活動からの配分額の合計は、前年同期の1億9,100万スイス・フランに対し、1億4,300万スイス・フランであった。これは主に、前述した追加Tier 1自己資本及びTLAC債の発行に関する支払利息の増加を反映しており、これは、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対し、各々の帰属資本に応じて、全額配分される。更に、当グループの構造的リスク管理活動からの費用配分額が増加した。この配分は、各事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門の資金調達及び流動性リスクの消費高に基づいている。

### 分配後のリスク管理に関する純収益合計

グループALMは、前述した当グループの構造的リスク管理活動からの費用配分額の増加を反映して、2016年第2四半期に分配後のリスク管理活動からのマイナス5,300万スイス・フラン（前年同期はマイナス7,400万スイス・フラン）を留保した。

リスク管理活動からの留保収益は、その全てが当グループの構造的リスク管理に関連しており、当該収益は、主に、グループALMが事業部門の消費合計を上回る水準に維持するバッファからの費用及び費用配分に使用される基準金利に係る当グループの高品質流動資産ポートフォリオ管理からグループALMが創出した収益の正味残額である。リスク管理活動からの留保収益は、四半期毎に著しく変わりうる。しかしながら、現在の市況の下では、短期で四半期あたりの平均がマイナス5,000万スイス・フラン前後になると予想している。

### 経済ヘッジに関連する会計上の非対称性

2016年第2四半期において、経済ヘッジに関連する会計上の非対称性に起因してグループALMにより留保された純収益は、前年同期のマイナス5,800万スイス・フランに対し、プラス6,100万スイス・フランであった。これは主に、ファンディング・スプレッドの縮小に起因する一定の内部資金取引に関する9,500万スイス・フランの公正価値利得（前年同期は5,600万スイス・フランの損失）によるものであった。これは、売却可能と分類された高品質流動資産に関する利得が7,600万スイス・フランから1,700万スイス・フランに減少した結果、一部相殺された。この非対称的な結果の減少には、新しく購入された高品質流動資産債券の大半を売却可能金融資産に分類する代わりに損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産に分類するために2016年第1四半期から適用された変更が反映されている。

### ヘッジ会計の非有効性

2016年第2四半期におけるヘッジ会計デリバティブに係るヘッジ会計の非有効性に関する純収益は、前年同期のマイナス3,200万スイス・フランに対し、プラス1,100万スイス・フランであった。この非有効性は、主に、LIBORとオーバーナイト・インデックス・スワップ・レートとの間のスプレッドが、キャッシュフローを決定する基準金利又は割引率のいずれかを通じてヘッジ項目及びヘッジ商品の評価に影響を及ぼす方法に差異があることにより変動することから生じている。

#### その他

2016年第2四半期のその他の純収益は、前年同期の4,200万スイス・フランに対し、5,200万スイス・フランであった。この純収益は主に、非支配持分の代わりにグループALMが留保した受取利息に関連している。

### 貸借対照表上の資産、リスク加重資産、レバレッジ比率分母：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

#### 貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、主に、各事業部門によりグループALMに移転された正味資金の減少を反映して、70億スイス・フラン減少して、2,510億スイス・フランであった。

#### リスク加重資産

2016年6月30日現在の完全適用ベースのリスク加重資産は、前四半期から横ばいの70億スイス・フランであった。

#### レバレッジ比率分母

2016年6月30日現在のSRBレバレッジ比率分母は、主に、各事業部門によりグループALMに移転された正味資金の減少及びオフバランスシートのエクスポージャーの減少を反映して、2,650億スイス・フランから2,550億スイス・フランへと減少した。

### 業績：2016年上半期と2015年上半期の比較

グループALMでは、2015年上半期に4億4,900万スイス・フランの税引前利益を計上したのに対し、2016年上半期には、1億400万スイス・フランの税引前損失を計上した。また、調整後ベースでは、前年同期に3,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、4,500万スイス・フランの税引前利益を計上した。

営業収益合計は、前年同期のプラス4億5,100万スイス・フランに対して、マイナス1億400万スイス・フランであった。2016年上半期の為替差損純額1億4,900万スイス・フラン及び2015年上半期の自己の信用の利得4億8,600万スイス・フランを除くと、調整後の営業収益合計は、前年同期のマイナス3,500万スイス・フランに対し、プラス4,500万スイス・フランであった。

配分前のリスク管理活動からの純収益は、1億1,600万スイス・フラン減少して、2億4,000万スイス・フランであった。これは主に、当グループの株式投資からの収益の減少並びに資本及びTLAC債の発行に関する支払利息の増加に起因して、資本投資及び発行活動からの純収益が、1億700万スイス・フラン減少して、5,700万スイス・フランとなったことによる。事業別リスク管理に関する収益は、ウェルス・マネジメント部門の預金からの余剰資金投資収益の減少を主因として、2,200万スイス・フラン減少して、4億2,700万スイス・フランであった。

2016年上半期の当グループの構造的リスク管理活動からの純収益は、前年同期のマイナス2億5,600万スイス・フランからほぼ横ばいのマイナス2億4,300万スイス・フランであった。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する収益配分額は、主に、前述した資本投資及び発行に関する純収益並びに事業部門別リスク管理に関する純収益の減少により、1億6,900万スイス・フラン減少して3億1,100万スイス・フランであった。

当グループの構造的リスク管理からの配分後の純収益は、グループALMにより留保される当グループの高品質流動資産ポートフォリオからの収益が増加したことを主因として、5,400万スイス・フラン改善して、マイナス7,000万スイス・フランであった。

経済ヘッジに関する会計上の非対称性によりグループALMが留保した純収益は、前年同期のマイナス1億200万スイス・フランに対し、マイナス2,800万スイス・フランであった。この改善は、主に、ファンディング・スプレッドの縮小から生じた一定の内部資金取引に関する1億900万スイス・フランの公正価値利得（前年同期は8,700万スイス・フランの損失）によるものであり、売却可能と分類された高品質流動資産に関する9,100万スイス・フランの損失（前年同期は500万スイス・フランの利得）により一部相殺された。

2016年上半年期におけるヘッジ会計デリバティブに係るヘッジ会計の非有効性に関する純収益は、前年同期の1億3,400万スイス・フランに対し、5,000万スイス・フランであった。この非有効性は、主に、LIBORとオーバーナイト・インデックス・スワップ・レートとの間のスプレッドが、キャッシュフローを決定する基準金利又は割引率のいずれかを通じてヘッジ項目及びヘッジ商品の評価に影響を及ぼす方法における差異があることにより変動することから生じている。

2016年上半年期のその他の純収益は、前年同期の5,700万スイス・フランに対し、9,300万スイス・フランであり、主に、非支配持分の代わりにグループALMが留保した受取利息に関連していた。

## コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

### 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、2015年第2四半期に1億4,500万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2016年第2四半期には、1億2,900万スイス・フランの税引前損失を計上した。

#### 営業収益

2016年第2四半期の営業収益合計は、前年同期の3,500万スイス・フランに対し、1,900万スイス・フランであり、公正価値での測定を指定された金融資産に係る評価利得及び市場動向に起因するその他の公正価値利得を含んでいた。2015年第2四半期には、2件の訴訟上の請求の和解に関連する5,700万スイス・フランの利益が含まれていたが、取引の巻戻し及び更改遂行に関する損失により一部相殺された。

#### 営業費用

営業費用合計は、主に、業務消費高が減少した結果、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額が2,700万スイス・フラン減少したことにより、1億8,000万スイス・フランから1億4,800万スイス・フランに減少した。

### 貸借対照表上の資産、リスク加重資産、レバレッジ比率分母：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

#### 貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、10億スイス・フラン増加して、1,010億スイス・フランであった。再調達価額-借方（以下「PRV」ともいう。）は、主に当グループの店頭（OTC）レートのデリバティブ・エクスポージャーに関連して、10億スイス・フラン増加し、この変動は取引終了及び満期により一部相殺された金利変動及び為替変動によりもたらされた。公正価値階層のレベル3に分類される資産は、2016年6月30日現在、合計20億スイス・フランであった。

#### リスク加重資産

リスク加重資産は、ほぼ横ばいの310億スイス・フランであった。

#### レバレッジ比率分母

スイスSRBレバレッジ比率分母は、主に、長期及び短期で売却された信用デリバティブ・ポジションのネットिंगの改善に起因するデリバティブ・エクスポージャーの減少により、410億スイス・フランから、330億スイス・フランへと減少した。

### 業績：2016年上半年期と2015年上半年期の比較



非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、2015年上半期に3億5,700万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2016年上半期には、3億1,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。営業収益は、前年同期の600万スイス・フランの損失に対し、2,900万スイス・フランの損失であった。営業費用は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額が5,600万スイス・フラン減少したことを主因として、6,800万スイス・フラン減少し、2億8,300万スイス・フランであった。

## 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成の概要は、以下の表の通りである。

区分別のポジションの分類及びその掲載順は、必ずしも当該ポジションに関連するリスクの重大性を表すものではなく、また、下表に掲載される測定値は、必ずしも当該ポジションの管理及び統制において用いられるリスク測定値を表すものではない。

(単位：十億スイス・フラン)

エクスポージャー区分	説明	RWA (注1)		総資産 (注2)		LRD (注3)	
		2016年 6月30日	2016年 3月31日	2016年 6月30日	2016年 3月31日	2016年 6月30日	2016年 3月31日
金利(線型)	線型金利店頭商品(主に全主要通貨及び一部の新興市場のバニラ金利スワップ、インフレ・スワップ、ベシス・スワップ及びクロス・カレンシー・スワップ)及び非線型金利店頭商品(バニラ・オプション及び仕組オプション)からなる。総PRVの	4.2	3.4	62.0	60.1	12.7	14.5
金利(非線型)	95%超は、担保により保証されている。無担保エクスポージャーはカウンターパーティ全体に分散しており、そのうち過半数は、投資適格格付を有している。総PRVの約50%は、2021年度末までに満期を迎える。	0.6	0.9	23.0	23.8	1.8	2.7
信用	主にその大部分が市場リスクに対してヘッジされた残存ストラクチャード・クレジット勘定からなる。残りのカウンターパーティ・リスクは、担保により完全に保証され、様々な名義に分散している。残存ストラクチャード・クレジット勘定は、2018年度末までに大幅に縮小する見込みである。また、同様の縮小プロフィールが見込まれる企業貸付及び残存不良信用ポジションも含まれる。	0.5	0.5	1.4	1.8	3.1	6.7
証券化	主に指向性変動による影響を軽減するために関連ある現金のABS資産及び総合的ヘッジ取引を参照するCDSポジションのポートフォリオからなる。残存ポジションの大部分は、2018年度末までに縮小する見込みである。	1.0	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6

オークション優先株(APS)及びオークション・レート証券(ARS)	長期APS及び地方ARSのポートフォリオ。2016年6月30日現在、全てのAPSはA以上の格付を有し、全てのARSエクスポージャーはBa1以上の格付を有する。	0.8	0.8	2.6	2.6	2.6	2.6
地方スワップ及びオプション	米国の州及び地方自治体と間のスワップ及びオプション。PRVの95%超は、2016年6月30日現在投資適格格付を有するカウンターパーティを相手方とする。	0.4	0.5	3.4	3.3	2.6	2.4
その他	CVA及び関連あるヘッジ活動に対するエクスポージャー、及びより小規模のポジションに係る様々なポートフォリオ。	2.3	2.6	6.7	6.7	8.4	10.6
オペレーショナル・リスク	非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに割り当てられたオペレーショナル・リスクRWA。	21.5	21.5	-	-	-	-
合計		31.3	31.6	100.5	99.8	32.7	41.1

(注1) 完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースのRWA。

(注2) 2016年6月30日現在1,005億スイス・フラン(2016年3月31日現在998億スイス・フラン)の総資産には、2016年6月30日現在848億スイス・フラン(2016年3月31日現在835億スイス・フラン)の再調達価額-借方(一切のカウンターパーティ・ネットティングの影響を除く総エクスポージャー)が含まれている。

(注3) スイスSRBレバレッジ比率分母。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

## 3【対処すべき課題】

UBS AG及びその子会社は、現地市場及び個別の事業分野において、UBS AG及びその子会社に匹敵する規模を有する世界的な金融機関との競争に直面している。更に、UBS AG及びその子会社の事業、特にウェルス・マネジメント事業では、常に変動する市況、規制環境及びその他の事項に関する課題に直面している。根底にあるマクロ経済の不確実性及び欧州連合から脱退するという英国の国民投票の影響を受けて悪化した強まる地政学的緊張は、顧客のリスク回避の継続及び取引高の全体的な減少をもたらすと予想される。この状況は、当面変わる見込みがない。予想を下回り、かつマイナスの金利並びに相対的なスイス・フラン高（特に対ユーロ）により、強い逆風が吹き続けている。これに加え、提案されている、スイス銀行による資本基準の変更及び銀行を対象とする国際的な規制の枠組みの更なる変更を受けて、UBS AG及びその子会社並びにUBSグループの所要自己資本及び費用が増加することが予想される。また、UBS AG及びその子会社を含むUBSグループは、その事業の性質により、重要な規制上の監視及び責任負担のリスクに服する。50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、UBS AG及びその子会社は多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服している。UBS AG及びその子会社は、そのクロスボーダー事業及び免許、取引慣行、住宅ローン担保証券を含む有価証券の募集、販売慣行及び適合性、会計上の問題、マネーロンダリング防止、罰則及び腐敗行為防止法並びに投資運用慣行に関する事項をはじめとした様々な請求、紛争、法的手続並びに政府の調査及び取調べに関わっている。これらの手続により、UBS AG及びその子会社は、その事業に対する規制上の制限を受ける可能性のほか、多額の損害賠償金及び法的防御費用、差止措置、刑事上の罰金及び民事上の違約金にさらされている。これらの問題のほとんどの結果、並びにUBS AG及びその子会社の将来の事業又は財務成果に対する潜在的な影響を予測することは限りなく難しい。

## 4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2016年6月30日現在において判断したものである。

### *欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票*

英国の欧州連合離脱・残留をめぐる国民投票は2016年6月23日に実施され、過半数が欧州連合離脱に投票した。現在のところ、英国政府は、欧州連合を離脱するためにリスボン条約第50条に基づく権利を行使すると予想されている。英国が欧州連合を離脱する時期及び方法並びに英国・欧州連合間の後継の取り決めの条件は現在のところ不明であり、当面明らかになることはないと思われる。当グループは、英国における重要な事業を維持する。英国の欧州連合離脱後に生じ得る、当グループの英国事業が欧州連合に金融サービスを提供することに対する制約により、当グループの英国事業及び法人体制について潜在的に重要な変更を行う必要が出てくる可能性がある。

## 5【経営上の重要な契約等】

本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記17を参照のこと。

## 6【研究開発活動】

該当事項なし

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2016年6月30日現在において判断したものである。

### 資本管理

UBSは、スイスの銀行法に基づくシステム上関連ある銀行（以下「SRB」ともいう。）とみなされており、UBSグループ及びUBS AGのいずれも、連結ベースで、スイスSRBに適用されるパーゼルの枠組みに基づく規制を遵守することを義務付けられている。従って、本項における自己資本及びレバレッジ比率の開示情報は、スイスSRBに基づく自己資本の情報に焦点が当てられている。UBS AG（連結）に適用ある自己資本及びレバレッジ比率の枠組み及び規制は、UBSグループAG（連結）に適用あるものと一貫している。

2016年5月、スイス連邦参事会は、2015年10月にスイス連邦参事会が発表した要綱に基づき、大きすぎて潰せない（too big to fail）規則の改正案を採用した。改訂後の自己資本に関する条例（Capital Adequacy Ordinance）は、2016年7月1日付で有効となったスイスSRBの枠組みの改訂版の基礎をなすものである。改訂後のスイスSRBの枠組み及び規制に関する情報、及びUBS AG（連結）に適用ある現行のスイスSRBの枠組み及び規制の情報については、下記のUBSグループAGに関する「資本管理」の項を参照のこと。

この項目では、2016年6月30日現在有効な現行のスイスSRBの枠組みに基づき、UBS AG（連結）の自己資本及びレバレッジ比率に関する情報並びにUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間の差異を開示している。

#### UBS AG（連結）の自己資本の情報

#### スイスSRBに基づく自己資本比率の規制及び情報（フェーズ・イン・ベース）

	自己資本比率（％）				自己資本			
	規制 <sup>1</sup>	実際 <sup>2</sup>			規制	適格 <sup>2, 3</sup>		
	2016年6月30日現在	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在	2016年6月30日現在	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く								
ベース自己資本（普通株式等Tier 1自己資本）	4.5	4.5	4.5	4.5	9,759	9,759	9,796	9,567
バッファ自己資本（普通株式等Tier 1自己資本及び高トリガーの損失吸収資本）	6.4 <sup>4</sup>	13.8	13.3	15.0	13,961	29,927	28,965	31,948
内、カウンターシクリカルなバッファの効果	0.2	0.2	0.2	0.2	407	407	415	356
プログレッシブ・バッファ自己資本（低トリガーの損失吸収資本）	3.4	4.8	5.6	4.9	7,368	10,441	12,236	10,325
フェーズ・アウト自己資本（Tier 2自己資本）		0.3	0.4	0.5		741	947	996
<b>合計</b>	<b>14.3</b>	<b>23.5</b>	23.9	24.9	<b>31,087</b>	<b>50,867</b>	51,945	52,837

<sup>1</sup> 総自己資本比率規制14.3%とは、スイスの自己資本に関する条例に基づく現在のフェーズ・イン・ベースの規制である。スイス金融市場監督当局はまた、スイスSRBの枠組みの実施に先立ち、UBS AG（連結）を対象とした総自己資本比率の目標値を14.4%と設定した。かかる目標値は、スイスSRBに基づくフェーズ・イン・ベースの自己資本規制がそれを超えるまで有効となる。<sup>2</sup> ベース自己資本規制を上回るスイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本は、バッファ自己資本に割り当てられる。<sup>3</sup> 2016年6月30日現在、高トリガーの損失吸収資本はバッファ自己資本に含まれている。以前は、高トリガーの損失吸収資本はプログレッシブ・バッファ自己資本に含まれていた。<sup>4</sup> 普通株式等Tier 1自己資本は、2.6%まで高トリガーの損失吸収資本で代替することができる。

## スイスSRBに基づく自己資本の情報

	フェーズ・イン・ベース			完全適用ベース		
	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く						
<b>普通株式等Tier 1自己資本</b>						
普通株式等Tier 1総自己資本	<b>38,913</b>	38,762	41,516	<b>32,184</b>	32,118	32,042
<b>追加Tier 1自己資本</b>						
高トリガーの損失吸収資本	<b>772<sup>1</sup></b>	2,019 <sup>1</sup>	0 <sup>2</sup>	<b>2,688</b>	2,643	1,252
<b>Tier 1総自己資本<sup>3</sup></b>	<b>39,685</b>	40,781	41,516	<b>34,872</b>	34,761	33,294
<b>Tier 2自己資本</b>						
低トリガーの損失吸収資本	<b>10,441</b>	10,217	10,325	<b>10,441</b>	10,217	10,325
フェーズ・アウト自己資本	<b>741</b>	947	996			
<b>Tier 2総自己資本</b>	<b>11,182</b>	11,164	11,321	<b>10,441</b>	10,217	10,325
<b>総自己資本</b>	<b>50,867</b>	51,945	52,837	<b>45,313</b>	44,978	43,619
<b>リスク加重資産</b>	<b>216,863</b>	217,699	212,609	<b>214,210</b>	214,973	208,186
普通株式等Tier 1自己資本比率(%)	<b>17.9</b>	17.8	19.5	<b>15.0</b>	14.9	15.4
Tier 1自己資本比率(%)	<b>18.3</b>	18.7	19.5	<b>16.3</b>	16.2	16.0
総自己資本比率(%)	<b>23.5</b>	23.9	24.9	<b>21.2</b>	20.9	21.0

<sup>1</sup> 高トリガーの損失吸収資本（2016年6月30日：26億8,800万スイス・フラン、2016年3月31日：26億4,300万スイス・フラン）は、のれんに関し必要となる控除（2016年6月30日：19億1,600万スイス・フラン、2016年3月31日：6億2,400万スイス・フラン）により一部相殺されている。<sup>2</sup> 高トリガーの損失吸収資本12億5,200万スイス・フランは、のれんに関し必要となる控除により相殺されている。<sup>3</sup> フェーズ・イン・ベースでフェーズ・アウトに服するハイブリッド資本（2016年6月30日：6億4,900万スイス・フラン、2016年3月31日：19億400万スイス・フラン、2015年12月31日：19億5,400万スイス・フラン）を含み、のれんに関し必要となる控除により相殺されている。

2016年6月30日現在、UBS AG（連結）の完全適用ベースの総自己資本は、UBSグループAG（連結）を41億スイス・フラン下回った。これは、AT1自己資本が51億スイス・フラン及びTier 2自己資本が9億スイス・フラン下回ったものの、普通株式等Tier 1自己資本が19億スイス・フラン上回ったことにより一部相殺されたことを反映している。

完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本における19億スイス・フランの差異は、主に、UBSグループAGレベルで反映される、報酬に関連した規制上の資本計上、負債及び資本商品に起因していた。

完全適用ベースのAT1自己資本における51億スイス・フランの差異は、UBSグループAGレベルで発行されたAT1自己資本社債、並びに2014年及び2015年の業績年度について適格従業員に付与された高トリガーの損失吸収繰延条件付資本制度（以下「DCCP」という。）報奨10億スイス・フランに関連している。

Tier 2自己資本における9億スイス・フランの差異は、UBSグループAGレベルで保有された、2012年度及び2013年度DCCP報奨形式の高トリガーの損失吸収資本に関連している。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

スイスSRBに基づく自己資本の情報 (UBSグループAG 対 UBS AG (連結))

2016年6月30日現在 単位：百万スイス・フラン、 別載されている場合を除く	フェーズ・イン・ベース			完全適用ベース		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
<b>普通株式等Tier 1自己資本</b>						
普通株式等Tier 1総自己資本	37,064	38,913	(1,849)	30,264	32,184	(1,920)
<b>追加Tier 1自己資本</b>						
高トリガーの損失吸収資本	5,374	772	4,602	5,374	2,688	2,686
低トリガーの損失吸収資本	496		496	2,411		2,411
追加Tier 1総自己資本	5,870	772	5,098	7,785	2,688	5,097
<b>Tier 1総自己資本</b>	42,934	39,685	3,249	38,049	34,872	3,177
<b>Tier 2自己資本</b>						
高トリガーの損失吸収資本	890		890	890		890
低トリガーの損失吸収資本	10,441	10,441	0	10,441	10,441	0
フェーズ・アウト自己資本	741	741	0			
<b>Tier 2総自己資本</b>	12,072	11,182	890	11,331	10,441	890
<b>総自己資本</b>	55,006	50,867	4,139	49,381	45,313	4,068
<b>リスク加重資産</b>	216,671	216,863	(192)	213,840	214,210	(370)
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%)	17.1	17.9	(0.8)	14.2	15.0	(0.8)
Tier 1自己資本比率 (%)	19.8	18.3	1.5	17.8	16.3	1.5
総自己資本比率 (%)	25.4	23.5	1.9	23.1	21.2	1.9

スイスSRBに基づく自己資本に対するIFRS資本の調整 (UBSグループAG 対 UBS AG (連結))

2016年6月30日現在 単位：百万スイス・フラン	フェーズ・イン・ベース			完全適用ベース		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
<b>IFRS資本合計</b>	53,562	54,039	(477)	53,562	54,039	(477)
優先証券保有者及びその他非支配持分に帰属する持分	(686)	(686)	0	(686)	(686)	0
確定給付制度	(59)	(59)	0	(99)	(99)	0
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産	(4,619)	(4,619)	0	(7,699)	(7,699)	0
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分	(822)	(715)	(107)	(1,938)	(1,761)	(177)
ハイブリッド資本及び損失吸収追加Tier 1自己資本控除後のれん、税引後	(3,847)	(3,847)	0	(6,412)	(6,412)	0
無形資産、税引後	(272)	(272)	0	(272)	(272)	0
キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現(利益)/損失、税引後	(2,332)	(2,332)	0	(2,332)	(2,332)	0
報酬及び自己株式関連資本の構成要素	(1,348)		(1,348)	(1,348)		(1,348)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る未実現の自己の信用(税引後)及び再調達価額	(390)	(390)	0	(390)	(390)	0
売却可能金融投資に関する未実現利益、税引後	(339)	(339)	0	(339)	(339)	0
ブルーデンス評価調整	(63)	(63)	0	(63)	(63)	0
連結範囲	(126)	(126)	0	(126)	(126)	0
その他	(1,592)	(1,675)	83	(1,592)	(1,675)	83
<b>普通株式等Tier 1総自己資本</b>	37,064	38,913	(1,849)	30,264	32,184	(1,920)
高トリガーの損失吸収資本	5,374	2,688	2,686	5,374	2,688	2,686
低トリガーの損失吸収資本	2,411		2,411	2,411		2,411
フェーズ・アウトに服するハイブリッド資本	649	649	0			

ハイブリッド資本及び低トリガーの損失吸収資本での相殺後のれん、税引後	(2,565)	(2,565)	0			
<b>追加Tier 1総自己資本</b>	5,870	772	5,097	7,785	2,688	5,097
<b>Tier 1総自己資本</b>	42,934	39,685	3,249	38,049	34,872	3,177
<b>Tier 2総自己資本</b>	12,072	11,182	890	11,331	10,441	890
<b>総自己資本</b>	55,006	50,867	4,139	49,381	45,313	4,068

UBS AG (連結) のレバレッジ比率の情報

スイスSRBに基づくレバレッジ比率の規制及び情報 (フェーズ・イン・ベース)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	スイスSRBレバレッジ比率 (%)				スイスSRBレバレッジ自己資本			
	規制要件 <sup>1</sup>	実際 <sup>2</sup>			規制要件	適格 <sup>2,3</sup>		
		2016年6月30日現在	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在		2015年12月31日現在	2016年6月30日現在	2016年6月30日現在
ベース自己資本 (普通株式等Tier 1自己資本)	1.1	1.1	1.1	1.1	9,755	9,755	9,843	9,769
バッファ自己資本 (普通株式等Tier 1自己資本及び高トリガーの損失吸収資本)	1.5 <sup>4</sup>	3.3	3.2	3.5	13,549	29,930	28,919	31,747
プログレッシブ・バッファ自己資本 (低トリガーの損失吸収資本)	0.8	1.2	1.3	1.1	7,365	10,441	12,236	10,325
<b>合計</b>	<b>3.4</b>	<b>5.5</b>	<b>5.6</b>	<b>5.7</b>	<b>30,669</b>	<b>50,127</b>	<b>50,998</b>	<b>51,841</b>

<sup>1</sup> ベース自己資本 (4.5%の24%)、バッファ自己資本 (6.3%の24%) 及びプログレッシブ・バッファ自己資本 (3.4%の24%) の規制要件を示している。総レバレッジ比率規制3.4%とは、スイスの自己資本に関する条例に基づく現在のフェーズ・イン・ベースの規制である。これに加え、スイス金融市場監督当局は、総レバレッジ比率の目標値を3.5%と設定した。かかる目標値は、スイスSRBに基づくフェーズ・イン・ベースの規制がそれを超えるまで有効となる。<sup>2</sup> ベース自己資本規制を上回るスイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本は、バッファ自己資本に割り当てられる。<sup>3</sup> 2016年6月30日現在、高トリガーの損失吸収資本はバッファ自己資本に含まれている。以前は、高トリガーの損失吸収資本はプログレッシブ・バッファ自己資本に含まれていた。<sup>4</sup> 普通株式等Tier 1自己資本は、0.6%まで高トリガーの損失吸収資本で代替することができる。

UBS AG (連結) のレバレッジ比率の枠組みは、UBSグループAG (連結) のそれと一貫している。

2016年6月30日現在、UBS AG (連結) のスイスSRBに基づくレバレッジ比率は、UBSグループAGのそれと比較して、完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースのいずれにおいても0.5パーセント・ポイント低い値を示した。これは主に、UBS AG (連結) の損失吸収資本を含む普通株式等Tier 1自己資本が、完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースのいずれにおいても41億スイス・フラン下回ったことに起因している。

スイスSRBに基づくレバレッジ比率 (UBSグループAG 対 UBS AG (連結))

2016年6月30日現在 単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異
IFRS資産合計	989,397	990,135	(738)
IFRSと規制上の連結範囲の差異 <sup>1</sup>	(15,154)	(15,202)	48
控除：デリバティブ・エクスポージャー及び証券金融取引 <sup>2</sup>	(347,729)	(347,729)	0
<b>オンバランス・シートのエクスポージャー (デリバティブ・エクスポージャー及び証券金融取引を除く。)</b>	<b>626,513</b>	<b>627,203</b>	<b>(690)</b>
デリバティブ・エクスポージャー	121,213	121,213	0
証券金融取引	129,742	129,742	0
オフバランス・シート項目	37,836	37,848	(12)
スイスSRBに基づくTier 1自己資本からの控除項目、フェーズ・イン・ベース	(12,873)	(12,767)	(106)
<b>エクスポージャー合計 (レバレッジ比率の分母)、フェーズ・イン・ベース</b>	<b>902,431</b>	<b>903,240</b>	<b>(809)</b>
スイスSRBに基づくTier 1自己資本からの追加控除項目、完全適用ベース	(4,236)	(4,164)	(72)
<b>エクスポージャー合計 (レバレッジ比率の分母)、完全適用ベース</b>	<b>898,195</b>	<b>899,075</b>	<b>(880)</b>
<b>フェーズ・イン・ベース</b>			
普通株式等Tier 1自己資本	37,064	38,913	(1,849)
損失吸収資本	17,201	11,213	5,988
<b>損失吸収資本を含む普通株式等Tier 1自己資本</b>	<b>54,265</b>	<b>50,127</b>	<b>4,138</b>
<b>スイスSRBに基づくレバレッジ比率 (%)</b>	<b>6.0</b>	<b>5.5</b>	<b>0.5</b>



完全適用ベース			
普通株式等Tier 1自己資本	30,264	32,184	(1,920)
損失吸収資本	19,116	13,129	5,987
<b>損失吸収資本を含む普通株式等Tier 1自己資本</b>	<b>49,381</b>	<b>45,313</b>	<b>4,068</b>
<b>スイスSRBに基づくレバレッジ比率(%)</b>	<b>5.5</b>	<b>5.0</b>	<b>0.5</b>

<sup>1</sup> IFRSと規制上の連結範囲(レバレッジ比率分母計算に適用ある範囲)の差異を表している。<sup>2</sup> 規制上の連結範囲に従い、再調達価額・借方、デリバティブに係る差入担保金、借入有価証券に係る担保金、リバース・レボ契約、貸出マージン及び証券金融取引に関連するプライム・ブローカレッジ債権から成り、本表においてデリバティブ・エクスポージャーと証券金融取引とに区分して表示されている。

## リスク管理及び統制

### UBS AG (連結) のリスク・プロフィール

UBS AG (連結) のリスク・プロフィールとUBSグループAG (連結) のそれとの間に大きな差異はなく、本書に記載されるUBSグループ(連結)に関するリスク情報は、UBS AG (連結) にも等しく該当する。

UBS AG (連結) の信用リスク・プロフィールとUBSグループAG (連結) のそれとの間には、主にUBS AG及びUBSスイスAGのUBSグループAGに対する債権に関連する差異が生じている。当該債権により、2016年6月30日現在、UBS AG (連結) のバンキング商品エクスポージャー合計は、UBSグループのエクスポージャーと比較して9億スイス・フラン又は0.2% (2016年3月31日現在は17億スイス・フラン又は0.3%) 高くなっている。

下記「UBSグループの業績」、「貸借対照表、流動性及び資金調達管理」、「資本管理」及び「リスク管理及び統制」に記載される情報は、UBS AG (連結ベース) の情報ではなく、UBSグループAG (連結ベース) の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報(連結ベース)はUBSグループAG (連結ベース) の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG (連結ベース) とUBS AG (連結ベース) との間における、主要な財務及び資本情報の差異については、上記「1 業績等の概要」に含まれる「UBSグループAG (連結) とUBS AG (連結) の比較」を参照されたい。

### UBSグループの業績

#### 業績：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期の税引前利益は、前年同期の17億5,900万スイス・フランに対し、14億8,900万スイス・フランであった。営業収益は、主に、受取報酬及び手数料純額が3億2,200万スイス・フラン減少し、かつ受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が8,200万スイス・フラン減少したことを反映して、4億1,400万スイス・フラン減少した。営業費用は、主に、人件費が1億3,900万スイス・フラン減少したことにより、1億4,400万スイス・フラン減少した。

当グループは、国際財務報告基準(IFRS)に基づく業績報告に加え、当グループの事業に関する基礎的な業績を表すものではないと経営陣が判断する項目を除いた調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会(SEC)規則により定義される非GAAP財務指標である。2016年第2四半期については、当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益1億2,300万スイス・フラン、スイスにおける不動産売却益1億2,000万スイス・フラン、為替差損純額2,600万スイス・フラン、子会社売却に関する損失2,300万スイス・フラン及びリストラクチャリング費用純額3億7,700万スイス・フランが除かれている。2015年第2四半期については、自己の信用の利得2億5,900万スイス・フラン、事業売却益5,600万スイス・フラン、マークイット(Markit)への投資を追加で一部売却したことによる利得1,100万スイス・フラン並びにリストラクチャリング費用純額1億9,100万スイス・フラン及び無形資産の減損損失1,100万スイス・フランが除かれている。

かかる調整後ベースでは、2016年第2四半期の税引前利益は、前年同期の16億3,500万スイス・フランに対し、16億7,200万スイス・フランであった。これは主に、人件費が2億2,100万スイス・フラン減少し、か

つ受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が1億7,700万スイス・フラン増加したことに起因していたが、受取報酬及び手数料純額が3億2,200万スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。

当グループでは、当グループの法人体制を最適化するための継続的な取り組みにより、以前はその他の包括利益を通じて資本に直接計上されていた為替差損益について、スイス国外の支店及び子会社の処分により、追加的に損益に戻入が行われると予想している。当該純損益は、調整項目として取り扱われ、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）に計上される予定である。資本からの為替差損益の損益への戻入が、株主資本又は規制資本に影響を及ぼすことはない。為替差損益の損益への戻入は、関連ある会社及び支店の処分、清算又は閉鎖が完了する前には行われず、この完了は、多くの場合、規制当局の認可、事業停止、顧客資産の移転又は権利主張の解決を条件とする。当グループは、2016年第3四半期に計上する為替差損益は重大ではないであろうと予想している。更に、当グループでは、2016年第4四半期に約1億5,000万スイス・フランの為替差損益が生じる可能性があるが、前述した通り、計上される時期は極めて不確実であり、当該損失が現在予想されている期間とは異なる期間に計上される可能性もある。

## 営業収益：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期の営業収益合計は、前年同期の78億1,800万スイス・フランに対し、74億400万スイス・フランであった。調整後ベースでは、営業収益合計は、2億8,200万スイス・フラン減少して72億1,000万スイス・フランであった。これは主に、受取報酬及び手数料純額が3億2,200万スイス・フラン減少し、かつその他の収益が1億4,300万スイス・フラン減少したことを反映しているが、受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が1億7,700万スイス・フラン増加したことに一部相殺された。

### 受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計は、8,200万スイス・フラン減少して30億5,500万スイス・フランであった。2015年第2四半期の自己の信用の利得2億5,900万スイス・フランを除くと、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、1億7,700万スイス・フラン増加した。

ウェルス・マネジメントにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2,500万スイス・フラン増加して7億3,600万スイス・フランであった。これは主に、預金からの収益の増加によるが、グループALMからの配分額の減少により一部相殺された。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、貸出及び預金残高の増加並びに金利の上昇を主因として、7,100万スイス・フラン増加した。

インベストメント・バンクにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、1億7,000万スイス・フラン減少して、11億7,100万スイス・フランとなった。これは主に、特にアジア太平洋地域において全ての商品で収益が減少したことに伴い株式業務の収益が減少したことによるが、南北アメリカにおける現物株式業務及び金融サービス業務からの収益が増加したことにより一部相殺された。

自己の信用の影響を除くと、グループALMの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、経済ヘッジに関連する会計上の非対称性及びヘッジ会計の非有効性に関する純収益を主因として、1億8,700万スイス・フラン増加した。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいては、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に、公正価値での測定を指定された金融資産に関する評価益及び市場動向に起因するその他の公正価値利得により、5,000万スイス・フラン増加した。

### 受取報酬及び手数料純額

2016年第2四半期の受取報酬及び手数料純額は、前年同期の44億900万スイス・フランに対し、40億8,700万スイス・フランであった。

投資信託報酬は、主にウェルス・マネジメントで減少し、1億3,700万スイス・フラン減少して、7億7,900万スイス・フランとなった。

引受報酬は、株式引受収益の減少に起因して、1億300万スイス・フラン減少して、2億8,200万スイス・フランとなった。

仲介報酬純額は、長引く市場の不確実性に起因する顧客活動の鈍化を主因として、主にインベストメント・バンク及びウェルス・マネジメントで減少し、9,800万スイス・フラン減少して、6億8,700万スイス・フランとなった。

## その他の収益

2016年第2四半期のその他の収益は、前年同期の2億8,500万スイス・フランに対し、2億6,900万スイス・フランであった。2016年第2四半期には、当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益1億2,300万スイス・フラン、スイスにおける不動産売却益1億2,000万スイス・フラン、為替差損純額2,600万スイス・フラン及び子会社売却に関する損失2,300万スイス・フランが含まれていた。前年同期には、事業売却益5,600万スイス・フラン及びマークイットへの投資を追加で一部売却したことによる利得1,100万スイス・フランが含まれていた。

これらの項目を除くと、調整後のその他の収益は、主に、2015年第2四半期にはコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける2件の訴訟上の請求の和解に関連する5,700万スイス・フランの利益が含まれていたこと、並びに売却可能金融資産の売却益の減少により、1億4,300万スイス・フラン減少し、7,500万スイス・フランであった。

## 営業費用：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

営業費用合計は、1億4,400万スイス・フラン減少し、59億1,500万スイス・フランであった。2016年第2四半期のリストラクチャリング費用純額は、前年同期の1億9,100万スイス・フランに対し、3億7,700万スイス・フランであった。人件費に関連するリストラクチャリング費用は、8,200万スイス・フラン増加して1億9,200万スイス・フランであり、また、人件費以外のリストラクチャリング費用は、1億400万スイス・フラン増加して1億8,500万スイス・フランであった。これは、継続的なニアショアリング及びオフショアリングの推進並びにグループ技術部門におけるITプラットフォーム最適化費用によりもたらされた。

リストラクチャリング費用純額及び2015年第2四半期に計上された1,100万スイス・フランの無形資産の減損を除くと、調整後の営業費用合計は3億1,900万スイス・フラン減少し、55億3,800万スイス・フランであった。

## 人件費

人件費は、1億3,900万スイス・フラン減少し、39億8,500万スイス・フランであった。調整後ベースでは、リストラクチャリング費用純額を除くと、人件費は2億2,100万スイス・フラン減少し、37億9,300万スイス・フランとなった。

リストラクチャリングの影響を除くと、調整後の支払給与及び変動報酬費用は、主に変動報酬費用の減少を反映して、1億5,700万スイス・フラン減少して、23億3,000万スイス・フランとなった。

その他の人件費は、調整後ベースで、9,700万スイス・フラン減少し、5億5,200万スイス・フランとなった。これは主に、人口統計及び財務上の仮定が変更になった影響を反映する当グループのスイスの年金制度に関する定期的な年金費用純額の減少に主に関連する、社会保障費の減少並びに年金及びその他の退職後給付制度に関する費用の減少によるものであった。

## 一般管理費

2016年第2四半期の一般管理費は、2,900万スイス・フラン減少し、16億6,600万スイス・フランであった。調整後ベースでは、リストラクチャリング費用純額を除くと、一般管理費は、IT及びその他の業務の外部委託費用が6,800万スイス・フラン減少したこと並びに施設費が3,400万スイス・フラン減少したことを主因として、1億3,400万スイス・フラン減少した。訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金純額は、ほぼ横ばいの7,200万スイス・フランであった。

当グループは現時点において、金融業界が予見可能な将来についても依然として訴訟、規制上及び類似の問題に関連する費用が増加する環境に置かれ、また、当グループも依然として多数の重大な請求及び規制事項の対象になると考えている。当該事項の結果、解決する時期、及び解決することにより当グループの将来の事業、財務成績又は財政状態が受ける潜在的な影響を予測するのは極めて困難である。

## 減価償却費及び減損損失

2016年第2四半期の有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損損失は、主に資産計上された自己創設ソフトウェアに関連する減価償却費の増加を反映して、前年同期の2億900万スイス・フランに対し、2億4,000万スイス・フランであった。

## 税金費用：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期に当グループで計上された法人所得税費用純額は、前年同期の4億4,300万スイス・フランに対し、3億7,600万スイス・フランであった。

2016年第2四半期の当期税金費用は、前年同期の2億4,700万スイス・フランに対し、2億2,700万スイス・フランであり、UBSスイスAG及びその他の子会社の課税所得に関連していた。2016年第2四半期の繰延税金費用は前年同期の1億9,600万スイス・フランに対し、1億4,900万スイス・フランであり、当該四半期の所得との相殺を反映するための、スイスの税務上の繰越欠損金及び控除可能な一時差異に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却に主に関連していた。

当グループは、繰延税金資産の再評価に起因する税率の影響を除くと、2016年通年の実効税率は、2016年上半年の実効税率26%と同程度になると予想している。

2016年3月、英国政府は2016年4月1日から英国の税務上の繰越欠損金に相殺され得る銀行の年間課税所得の割合を50%から25%に引き下げるための法律改正案を発表した。また、英国政府は、2020年4月1日から英国法人を対象とした法人税率を18%から17%に引き下げることを提案した。これらの改正案が2016年下半年に制定される場合、当グループは認識される英国繰延税金資産において約1億1,000万スイス・フランの減少をこうむると予想する。

## UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期のUBSグループAG株主に帰属する包括利益合計は、前年同期の5億9,500万スイス・フランの損失に対して、11億5,100万スイス・フランの利益を計上した。UBSグループAG株主に帰属する純利益は、前年同期の12億900万スイス・フランに対して、10億3,400万スイス・フランとなった。UBSグループAG株主に帰属するその他の包括利益（以下「OCI」ともいう。）は、前年同期の18億500万スイス・フランの損失に対して、1億1,700万スイス・フランの利益となった。

2016年第2四半期の為替換算に関するOCIは、3億3,400万スイス・フランであった。これは主に、スイス・フランに対する米ドル高及び合計2,600万スイス・フランの純損失を損益計算書に振り替えたことによるものであった。前年同期の為替換算に関するOCIは、7億2,700万スイス・フランの損失であった。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、1億8,100万スイス・フランとなり、主に全主要通貨における長期金利の低下から生じたヘッジ手段のデリバティブに係る未実現利得を反映していた。2015年第2四半期のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、5億3,200万スイス・フランの損失であった。

2016年第2四半期の確定給付制度のOCIは、前年同期の4億200万スイス・フランの損失に対して2億200万スイス・フランの損失となった。当グループでは、スイス以外の年金制度に関連して2億5,500万スイス・フランの税引前OCI純損失を計上した。これは主に、適用ある割引率の低下に起因する確定給付債務の純増によるものであり、年金制度の原資産の公正価値の上昇を受けた利得により一部相殺された。スイスの年金制度に関連する税引前OCI純額は、5,700万スイス・フランの利益であったが、これは、適用ある割引率の低下を主に反映した確定給付債務の増加に関連する6億2,500万スイス・フランのOCI損失が、年金余剰額の将来の経済的便益見積額超過分の戻入からの3億8,800万スイス・フランのOCI利益及び年金制度の原資産の公正価値の上昇に起因する2億9,300万スイス・フランのOCI利益による相殺分を上回ったためである。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己の信用に関連するOCIは、主に信用スプレッドの縮小を反映して、2016年第2四半期に1億5,700万スイス・フランの損失を計上した。

2016年第2四半期の売却可能と分類される金融資産に関連するOCIは、前年同期の1億4,300万スイス・フランの損失に対して、3,900万スイス・フランの損失となり、これは主に、当グループによるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益を反映した、投資の売却時にOCIから損益計算書に振り替えられた利得純額に関連している。これは、長期金利の低下に起因する未実現利得純額により一部相殺されている。

## 金利動向感応度

2016年6月30日現在、当グループは、イールド・カーブが+100ベース・ポイント平行移動することにより、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおいて年間の受取利息純額が合計で約6億スイス・フラン増加すると見積もっている。この増加

分のうち、約5億スイス・フランが米ドル金利の変動によるものとされる。年金基金資産及び負債に関連する影響の見積りを含めると、このような移動が株主資本に即時に及ぼす影響は、OCIで計上される約19億スイス・フランの減少と見積もられ、そのうち、約14億スイス・フランが米ドル金利の変動によるものとされる。このOCIの損失が株主資本に及ぼす影響の大半はキャッシュ・フロー・ヘッジに関連しており、かつ規制資本を算出する目的では計上されないため、規制資本に対する即時の影響は、約2億スイス・フランの増加となる。前述した見積りは、全通貨で同様であり、かつ、当グループのバンキング勘定及び売却可能ポートフォリオに適用されるインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時上昇に基づいている。更に、当該見積りは、静的貸借対照表及び恒常外国為替レートを使用している。

## 非支配持分に帰属する純利益：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期の非支配持分に帰属する純利益は、前年同期の1億600万スイス・フランに対して、7,900万スイス・フランとなった。2016年第2四半期には、優先証券保有者に対して7,900万スイス・フランの配当金が支払われたが、これについては前期間において見越計上を確定する義務はなかった。

当グループは現在のところ、2016年の残りの期間については、これ以上非支配持分に帰属する純利益は計上されないと予想している。2017年については、現在のところ、第2四半期に約7,000万スイス・フランの純利益が帰属し、2018年については、1,000万スイス・フラン未満の純利益が帰属すると予測している。

## 主要数値及び従業員

### 費用対収益比率：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期の費用対収益比率は、前年同期の77.4%に対して、79.8%となった。調整後ベースでは、費用対収益比率は、前年同期の78.0%に対して76.7%であった。

### 有形資本利益率：2016年第2四半期と2015年第2四半期の比較

2016年第2四半期における年率換算の有形資本利益率は、前年同期に11.0%であったのに対し、8.9%であった。調整後ベースでは、年率換算の有形資本利益率は、前年同期に9.6%であったのに対し、10.1%であった。

現在の市況並びに継続するマクロ経済及び規制上の不確実性に照らして、当グループは、調整後の年間有形資本利益率又は調整後の費用対収益比率に関する予測を当面の間開示しない。当グループは引き続き標準化された環境下で調整後の有形資本利益率目標である15%超及び調整後の費用対収益比率目標を達成する予定である。

### 普通株式等Tier 1自己資本比率：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率は、0.2パーセント・ポイント上昇して14.2%となった。これは、第2四半期の税引前利益及び為替換算による影響を主因として普通株式等Tier 1資本が4億スイス・フラン増加したことを反映しているが、株主に対する利益還元の見越計上及び確定給付制度及び当期税金からの影響額により一部相殺された。

### リスク加重資産：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

完全適用ベースのリスク加重資産(RWA)は、ほぼ横ばいの2,140億スイス・フランとなり、当グループの短期から中期の予測である2,500億スイス・フランを下回った。信用リスクのRWAは、10億スイス・フラン増加した。これは主に、規制の追加及び為替換算の影響によるものであったが、方法論の変更及びモデルの更新に起因する減少により一部相殺された。市場リスクのRWAは、より低いVaR以外のリスク要因をVaRモデルに採用したことを主因として、10億スイス・フラン減少した。

### レバレッジ比率分母：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

完全適用ベースのスイスSRBレバレッジ比率分母は、80億スイス・フラン減少して、8,980億スイス・フランとなり、当グループの短期から中期の予測である約9,500億スイス・フランを下回った。SRBレバレッジ比

率分母の減少は、主に、資産規模の縮小、追加的なネットティング及び担保軽減利益によるものであったが、為替換算の影響により一部相殺された。

#### 新規純資金及び運用資産

経営陣による新規純資金及び運用資産の検討及び分析については、上記「1 業績等の概要」の項に記載されている。

#### 従業員：2016年第2四半期と2016年第1四半期の比較

2016年6月30日現在の当グループの従業員数は、2016年3月31日現在から454名減少して、60,093名となった。インベストメント・バンクの従業員数は、継続的なコスト削減プログラムを主因として、204名減少した。ウェルス・マネジメントの従業員数は、継続的なコスト削減プログラムを主に反映して、非顧客対応人員が120名減少したことを主因として、197名減少した。ウェルス・マネジメントの顧客アドバイザーは、主に2016年第2四半期中に完了したオーストラリア国内事業からの撤退に関連して、77名減少した。

#### 業績：2016年上半年と2015年上半年の比較

2016年上半年のUBSグループAG株主に帰属する純利益は、前年同期の31億8,600万スイス・フランと比較して17億4,100万スイス・フランであった。税引前利益は、主に、受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が11億2,900万スイス・フラン減少したことに起因する営業収益の24億2,200万スイス・フランの減少、その他の収益の6億8,400万スイス・フランの減少並びに受取報酬及び手数料純額の6億3,000万スイス・フランの減少を反映して、前年上半年の44億6,700万スイス・フランと比較して24億6,700万スイス・フランであった。営業費用は、人件費が3億8,700万スイス・フラン減少したことを主因として、4億2,300万スイス・フラン減少した。

調整後ベースの税引前営業利益は、39億200万スイス・フランから30億3,800万スイス・フランに減少した。これは、営業収益の減少を反映しているが、営業費用の減少により一部相殺されている。

調整後の営業収益は、14億2,100万スイス・フラン減少して141億6,600万スイス・フランとなった。これは主に、2015年1月のスイス国立銀行の通貨措置後のボラティリティ水準及び顧客活動水準の上昇に2015年第1四半期の業績がプラスの影響を受けたことに一部起因して受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が6億4,300万スイス・フラン減少したこと、受取報酬及び手数料純額が6億3,000万スイス・フラン減少したこと、並びに調整後のその他の収益が1億6,900万スイス・フラン減少したことを反映している。

調整後の営業費用は、変動報酬費用の減少、年金及びその他の退職後給付制度に関する費用の減少並びに外部委託費用の減少を主因として、5億5,800万スイス・フラン減少して111億2,800万スイス・フランとなった。

#### 見通し

長期にわたる市場のボラティリティ、根底にあるマクロ経済の不確実性及び欧州連合から脱退するという英国の国民投票の影響を受けて悪化した強まる地政学的緊張は、顧客のリスク回避の継続及び取引高の全体的な減少をもたらすと予想される。この状況は、当面変わる見込みがない。更に、予想を下回り、かつマイナスの金利並びに相対的なスイス・フラン高（特に対ユーロ）により、強い逆風が吹き続けている。これに加え、スイス銀行による資本基準の変更及び提案されている銀行を対象とする国際的な規制の枠組みの更なる変更を受けて、所要自己資本及び費用が増加することが予想される。UBSは、状況の緩やかな改善からでさえも恩恵を受ける体制を整えており、当該影響を最小限にするためのUBSの戦略をしっかりと実行することに引き続き尽力する。

#### 貸借対照表、流動性及び資金調達管理

#### 戦略、目的及びガバナンス

本項では、貸借対照表、流動性及び資金調達管理情報を記載するが、これは、当グループの流動性及び資金調達管理に関する戦略、目的及びガバナンスについてより詳細に記載している当グループの2015年度年次報告書（英文）の「Treasury management」の項と合わせて読まれるべきである。

本項において開示された残高は、別段の表示がない限り、四半期末現在のものである。四半期中の残高は通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

## 資産及び流動性管理

### 貸借対照表上の資産

2016年6月30日現在の貸借対照表上の資産は、再調達価額 - 借方の増加を主因として、2016年3月31日現在から230億スイス・フラン増加して、合計9,890億スイス・フランであった。再調達価額 - 借方を除く資産合計は、50億スイス・フラン増加して、7,910億スイス・フランであったが、為替効果を除くとほぼ横ばいであった。

再調達価額 - 借方は、主に欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票の結果を受けた為替変動に起因する公正価値の変動及び顧客主導の増加を反映して、主に外国為替契約に関連してインベストメント・バンクで160億スイス・フラン増加したため、180億スイス・フラン増加した。満期まで保有された公正価値での測定を指定された売却可能金融資産は、当グループの高品質流動資産のリバランシングを主因として、合計で120億スイス・フラン増加した。その他の資産は、ウェルス・マネジメントの事業の一部を売却することに合意した時にトレーディング・ポートフォリオ資産から50億スイス・フランをその他の資産に再分類したことを主因として、100億スイス・フラン増加した。この売却は、2016年下半年に完了する予定である。更に、デリバティブ商品に係る差入担保金は、40億スイス・フラン増加した。これは主に、再調達価額の増加によるものであったが、特定の取引所取引デリバティブの顧客資金残高の認識の中止により一部相殺された。

この増加は、前述した高品質流動資産のリバランシングを主因として、現金及び中央銀行預け金が110億スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。トレーディング・ポートフォリオ資産は、前述したその他の資産への再分類を主因として、40億スイス・フラン減少した。リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金から成る担保付トレーディング資産は、30億スイス・フラン減少した。

### 高品質流動資産

2016年第2四半期の高品質流動資産の加重流動性価値合計は、40億スイス・フラン増加して、2,190億スイス・フランとなった。これは主に、適格証券が110億スイス・フラン増加したことを反映しているが、主に2016年7月から当グループの米国事業に適用される流動性要件を満たすために現金残高が70億スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。

### 流動性カバレッジ比率

2016年第2四半期に、当グループの3ヶ月平均総流動性カバレッジ比率は、1パーセント・ポイント低下して、133%となり、スイス金融市場監督当局により通達された当グループの最低流動性カバレッジ比率である110%を依然として上回った。この低下は、予想純資金流出が40億スイス・フラン増加したことによるが、その大半が前述した高品質流動資産の40億スイス・フランの増加により相殺された。

予想純資金流出の40億スイス・フランの増加は、主に無担保の仕組債に関連していた。

## 負債及び資金調達管理

### 負債

2016年6月30日現在の負債合計は、260億スイス・フラン増加して9,360億スイス・フランとなった。再調達価額 - 貸方は、前述したPRVの増加に概ね沿うかたちで170億スイス・フラン増加した。当グループの資金調達源の60%を占める顧客預金は、主に顧客流入を反映して主にウェルス・マネジメントで増加し、80億スイス・フラン増加した。

公正価値での測定を指定された金融負債及び償却原価で保有された長期債から成る既発の長期債は、50億スイス・フラン増加した。非劣後債及び劣後債の両方から成る償却原価で保有された長期債は、30億スイス・フラン増加して、750億スイス・フランとなった。これは主に、当グループの総損失吸収能力に寄与す

るであろう、49億スイス・フランに相当する米ドル建非劣後無担保債を発行したことによるものであった。この発行は、( )10年物4.125%固定利付債20億米ドル、( )5年物3.0%固定利付債20億米ドル及び( )5年物3ヶ月米ドルLIBOR連動変動利付債10億米ドルの3つのトランシェで構成されていた。この発行は、総額17億スイス・フランに相当する証券の満期及び早期償還により一部相殺された。この証券は、( )5年物3.0%固定利付カバード・ボンド10億ユーロ、( )10年物2.75%固定利付非劣後無担保債2億スイス・フラン、( )10年物3.125%固定利付劣後Tier 2債3億スイス・フラン及び( )10年経過後早期償還された15年物5.25%固定利付劣後Tier 2債1億英国ポンドで構成されていた。公正価値での測定を指定された金融負債は、クレジットリンクの仕組債の増加を主因として、20億スイス・フラン増加した。

既発の短期債及び銀行間借入を含む短期借入は、その他の銀行からの預金の増加を主に反映して、40億スイス・フラン増加した。

この増加は、プライム・ブローカレッジ債務の減少を主因として、その他の負債が90億スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。担保付トレーディング負債は、ほぼ横ばいであった。

## 資本

UBSグループAG株主に帰属する持分は、19億6,900万スイス・フラン減少して528億7,600万スイス・フランとなった。

UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計は、純利益10億3,400万スイス・フラン及びその他の包括利益1億1,700万スイス・フランを反映して、11億5,100万スイス・フランとなった。

UBSグループAGの資本準備金の分配により、資本剰余金は31億6,400万スイス・フラン減少したが、主に繰延株式報酬の償却に起因して従業員への株式に基づく報酬により資本剰余金が2億5,000万スイス・フラン増加したことにより一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、UBSグループAG株主に帰属する持分は1億9,600万スイス・フラン減少した。これは、従業員株式及びオプション参加制度に関連する当グループの株式交付義務をヘッジするための自己株式の購入を反映している。

非支配持分に帰属する持分は、12億5,500万スイス・フラン減少して、6億8,600万スイス・フランとなった。これは、当グループが( )永久6.243%固定利付複合Tier 1資本性証券10億米ドル(10年経過後に早期償還された。)及び( )永久変動利付複合Tier 1資本性証券3億米ドル(13年経過後に早期償還された。)の優先社債について早期償還を行ったことによる。

## 正味安定調達比率

2016年6月30日現在の当グループのプロフォーマ正味安定調達比率の見積りは、所要安定調達額の増加が利用可能な安定調達額の増加に相殺されたため、2016年3月31日からほぼ横ばいの111%であった。当グループのプロフォーマ正味安定調達比率の計算には、規則及び取扱いによる影響の見積りが含まれ、規制上の取扱いの変更並びに新モデル及び関連制度の改善に伴い見直される。

## 資本管理

### 規制の枠組み及び要件

バーゼル の枠組みは、2013年1月1日にスイスで有効となった。本項における開示情報は、スイスのシステム上関連ある銀行(SRB)として適用あるバーゼル の枠組みに基づくUBSグループの資本情報に焦点を当てている。スイスSRBとBISとの間のUBSグループ・レベルの資本情報の差異については、当グループの第2四半期財務報告書(英文)の「Capital management - Differences between the current Swiss SRB and BIS frameworks」の項を参照のこと。

2016年5月、スイス連邦参事会は、2015年10月にスイス連邦参事会が発表した要綱に基づき、大きすぎて潰せない(too big to fail)規則の改正案を採用した。改訂後の自己資本に関する条例(Capital Adequacy Ordinance)は、2016年7月1日付で有効となったスイスSRBの枠組みの改訂版の基礎をなすものである。

新たな自己資本規制の規定に加え、スイス連邦参事会は、スイス緊急計画の実施を2019年末までに完了すべき旨の提言を行った。スイス緊急計画は、スイスの金融機関のシステム上関連ある部門の維持を確実なものとするために必要な措置を定めている。



更に、バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）及びその他の金融規制当局は、バーゼルの自己資本枠組みの変更を検討している。自己資本枠組みの変更案が現在の内容のままスイスで採用された場合、当グループの全般的なリスク加重資産（RWA）が著しく増加するものと予想される（軽減措置の効果は考慮しない。）。

## 現行の規制要件

### 適格資本及び自己資本比率に関する規制要件

バーゼルの枠組みには、自己資本の算定に関する調整項目が含まれる。かかる調整項目は、主に税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産、一定基準値を超過する一時差異に関する繰延税金資産及び確定給付制度に関連する影響額に係る資産控除からなる。これらの項目は2014年から2018年までの期間を通じて段階的に導入されつつあり、その影響は、当グループのフェーズ・イン・ベースの自己資本、RWA及び自己資本比率の算定においては段階的に反映され、完全適用ベースの自己資本、RWA及び自己資本比率においては完全に反映されている。

2016年に当グループは、当グループの普通株式等Tier 1自己資本（フェーズ・イン・ベース）から、（ ）税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産、（ ）基準値（一時差異に関する繰延税金資産控除前の普通株式等Tier 1自己資本の10%）を超過する一時差異に関する繰延税金資産及び（ ）確定給付年員制度純資産の各60%（2015年は40%）を控除した。また当グループは、普通株式等Tier 1自己資本（フェーズ・イン・ベース）から当グループののれんの60%（2015年は40%）を、ハイブリッド資本及び追加Tier 1（AT1）損失吸収資本から当グループののれんの40%（2015年は60%）をそれぞれ控除した。

バーゼル2.5の枠組みでハイブリッドTier 1自己資本及びTier 2自己資本として扱われた資本商品は、2013年から2019年までの期間を通じて段階的に廃止されている。フェーズ・イン・ベースの自己資本及び自己資本比率には、これらの資本商品の未だ廃止が完了していない部分が含まれている。完全適用ベースの自己資本及び自己資本比率には、これらの資本商品は含まれていない。

2016年6月30日現在のUBSグループAG（連結）の総自己資本規制はRWAの14.3%であり、2016年3月31日現在から変動が無かった。

### レバレッジ比率に関する規制要件

スイスSRBレバレッジ比率は、期末の普通株式等Tier 1自己資本、AT1自己資本及びその他の損失吸収資本の合計額を期末のレバレッジ比率分母（LRD）で除することにより計算される。

LRDは、IFRSオンバランス・シート資産及びオフバランス・シート項目により構成される。デリバティブ・エクスポージャーは、再調達価額及び有資格の現金による変動証拠金のネットティング、カレント・エクスポージャー方式のアドオン並びに売建信用デリバティブの正味想定元本を含む、様々な項目の調整に服する。更に、LRDには証券金融取引に関連するカウンターパーティの信用リスクに係る追加費用が含まれる。また、Tier 1自己資本から控除されたバランス・シート資産はLRDから除外され、その結果、繰延税金資産及び確定給付年金制度純資産に関するLRDにつき、フェーズ・イン・ベースと完全適用ベースとの間で差異が生じることとなる。

スイスSRBレバレッジ比率規制は、自己資本比率規制の24%に相当する（カウンターシクリカル・バッファ要件を除く。）。2016年6月30日現在有効の総レバレッジ比率規制は3.4%であり、2016年3月31日現在から変動が無かった。

## 2016年7月1日付で有効となった改訂後のスイスSRB規制要件

改訂後のスイスSRBの枠組みはそれまでのスイスSRB自己資本規制を修正し、且つ、追加的なゴーン・コンサーン要件を設定するものである。ゴーン・コンサーン要件は、ゴーイング・コンサーン要件とあわせて、当グループの総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）要件を構成する。TLACには、普通株式等Tier 1自己資本、AT1自己資本及びTier 2自己資本等の規制資本及び破綻又は再生措置が実施される場合に評価減又は株式に転換可能な負債が含まれる。

本書では、RWAベースのゴーン・コンサーン要件をゴーン・コンサーン損失吸収資本規制要件といい、RWAベースのゴーン・コンサーン比率をゴーン・コンサーン損失吸収資本比率という。

当グループの損失吸収能力に寄与する適格資本及び証券

普通株式等Tier 1自己資本以外で当グループの損失吸収能力に寄与している資本商品及び証券としては、以下が挙げられる。

- ・ 損失吸収AT1自己資本（高トリガー及び低トリガー）
- ・ 損失吸収Tier 2自己資本（高トリガー及び低トリガー）
- ・ フェーズ・アウト・ハイブリッドTier 1自己資本
- ・ フェーズ・アウトTier 2自己資本
- ・ TLAC適格非劣後無担保債務

改訂後のスイスSRBの規則においては、ゴーイング・コンサーン資本には普通株式等Tier 1自己資本及び高トリガーAT1自己資本が含まれる。

改訂後のスイスSRBの枠組みに係る移行規則に基づき、既存の低トリガーAT1資本商品は、その初回コール日まで、引き続きゴーイング・コンサーン資本規制の充足のために利用可能である（当該初回コール日が2019年12月31日よりも後であってもかまわない。）。当該初回コール日以降は、既存の低トリガーAT1資本商品をゴーン・コンサーン資本規制の充足のために利用可能である。

残存する低トリガー及び高トリガーTier 2証券もまた、その満期日、初回コール日又は2019年12月31日のいずれか早い日まで、引き続きゴーイング・コンサーン資本規制の充足のために利用可能である。2020年1月1日以降は、これらの証券は、適格性を有する最後の1年間に50%のヘアカットを適用のうえ、満期日の1年前までゴーン・コンサーン資本規制の充足のために利用可能である。

フェーズ・アウト・ハイブリッドTier 1資本商品及びフェーズ・アウトTier 2資本商品は、改訂後のスイスSRBの枠組みにおいてはフェーズ・アウトの対象ではなくなった。当該資本商品は、適格性を有する最後の1年間に50%のヘアカットを適用のうえ、満期日の1年前までゴーン・コンサーン要件の充足のために利用可能である。これらの証券の取扱いは、FINMAとの間の最終的な合意内容に服する。当グループは、2016年7月1日をもってハイブリッド資本をのれん控除の相殺に用いることをとりやめている。従って、2016年度第3四半期以降は、のれんの60%がフェーズ・イン・ベースの普通株式等Tier 1自己資本から、のれんの40%がAT1自己資本から控除される。

TLAC適格非劣後無担保債務は、ゴーン・コンサーン要件の充足のために利用可能である。

改訂後の自己資本及びレバレッジ比率に関する規制要件

改訂後のスイスSRB枠組みに基づくゴーイング・コンサーン要件は、全スイスSRBの最低要件であるレバレッジ比率4.5%及び自己資本比率12.86%からなる。最低要件に加え、市場シェア及びLRDに基づき、システム上の重要度を反映した追加要件も適用される。UBSの追加要件は、当グループのLRDの0.5%及びRWAの1.44%となると予想され、この結果、2020年1月1日より適用されるゴーイング・コンサーン総自己資本規制は、LRDの5.0%及びRWAの14.3%となる（カウンターシクリカル・バッファ要件及びその他一切のリバートの可能性を除く。）。

改訂後の規制には、前述した一部の証券に関する移行規定が含まれる。当該規制の完全適用後、ゴーイング・コンサーン資本規制には、RWAの10.0%の最低普通株式等Tier 1規制及びRWAの4.3%を上限とする高トリガーAT1規制が含まれることとなる。ゴーイング・コンサーン・レバレッジ比率規制は、LRDの3.5%の最低普通株式等Tier 1規制及びLRDの1.5%を上限とする高トリガーAT1規制により構成されることとなる。

国際的に活動しているスイスSRBとして、当グループのゴーン・コンサーン要件はRWAの14.3%及びLRDの5.0%となると予想され、かかる要件はTLAC適格の非劣後無担保債務により充足可能であると予想される。ゴーイング・コンサーン要件と同様に、ゴーン・コンサーン要件にも市場シェア及びLRDに関する追加要件が含まれる。ゴーン・コンサーン要件の充足に低トリガーAT1資本商品又はTier 2資本商品が用いられている場合には、当該要件は、RWAベースの要件については最大2.86%、LRDベースの要件については最大1%軽減される可能性がある。

改訂後のスイスSRB規制により、スイスは世界で最も自己資本規制が厳格な国の1つとなった。当グループは、2020年1月1日までの移行期間を利用して、新たな規制要件の完全なる適用を図る。当グループは、株主に帰属する純利益の50%以上を株主還元総額とする当グループのコミットメントを維持しつつ、十分な利益を留保することにより、新たな普通株式等Tier 1レバレッジ比率規制である3.5%を充足する意向である。ただしこれは、当グループが普通株式等Tier 1自己資本比率（完全適用ベース）を13%以上に維持し、且つ「ストレス後普通株式等Tier 1自己資本比率（完全適用ベース）を10%以上に維持する」という当グ

ループの目的との一貫性を維持することが条件となる。更に当グループは、当グループの全体的な資金調達活動を拡大させることなく新たな規制要件を充足するため、引き続きAT1証券及びTLAC適格非劣後無担保債を発行する予定である。2016年度第2四半期中、当グループは、改訂後のスイスSRB規制に基づき当グループのTLACに寄与することとなる非劣後無担保債を49億スイス・フラン相当発行した。

改訂後のスイスSRBの枠組みでは、銀行は、支払不能の状態が差し迫っている状況下においてもシステム上重要な部門の完全性を確保できるよう、再生・破綻処理の実行可能性を最低要件よりも高い水準まで推進する措置を講じた場合には、ゴーン・コンサーン要件について2%を上限とするリポートを受けることが可能となる。FINMAは、当グループが完了した措置が、ゴーン・コンサーン要件のリポートの対象となると判断している。当グループは、当グループの破綻処理の実行可能性を向上させるために更なる措置を実施することによりより大きなリポートを受ける資格を得られると見込んでおり、改訂後のスイスSRBの枠組みが完全に有効となる2020年1月1日までに、LRDの4%未満のゴーン・コンサーン比率で事業を運営することを目標としている。FINMAは、破綻処理の実行可能性の向上のために完了された措置の評価を行い、これに基づき年に1回リポートの額を査定する。破綻処理の実行可能性向上の措置について適用される軽減幅と、前述した低トリガーAT1証券及びTier 2証券の利用によるゴーン・コンサーン要件の軽減幅の合計は、RWAベースの要件については5.7%以下、LRDベースの要件については2%以下となる可能性がある。

## リスク管理及び統制

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、かかる内容は平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書に記載した「リスク管理及び統制」とあわせて読まれるべきである。

### 信用リスク

2016年度第2四半期中、信用リスク・エクスポージャーは全体的に概ね変動が無く、正味貸倒引当金繰入額は700万スイス・フランの低水準を維持した。当四半期中の市場は、とりわけ英国の欧州連合離脱問題をめぐる国民投票の前後において、引き続き非常に不安定な状態となった。著しく不安定な市場は、当グループの証券担保貸付事業における証拠金請求水準の増加をまねいた。証拠金請求の大部分は通常手続内で処理され、重大な損失には繋がっていない。当グループのスイス貸付ポートフォリオは引き続き良好な業績を示しているが、当グループは、当グループのカウンターパーティの一部に影響を与え、近年低水準を示している貸倒引当金繰入額の引き上げに繋がりをうするスイス経済の低迷の兆候に、引き続き警戒をしている。

当グループは、石油及びガス・セクターのカウンターパーティに対するエクスポージャーを引き続き慎重に監視している。2016年6月30日現在の当該セクターに対するバンキング商品に係る実行済及び未実行ネット・エクスポージャーの合計は51億スイス・フランであり、2016年3月31日現在から3億スイス・フラン減少した。当四半期中、インベストメント・バンクにおいて、これらのエクスポージャーに対し300万スイス・フランの追加引当金純額が計上され、石油及びガスのエクスポージャーに対する個別及び一般引当金の合計は5,900万スイス・フランとなった。2016年度第2四半期中、いくつかのカウンターパーティが破産申立てを行ったが、貸倒金の予測額は、エネルギー価格が再度下落しないという前提のもと、比較的落ち着いた水準を維持している。2017年度末までの推定平均石油価格を1バレル当たり25米ドルとした場合、当グループが追加で負担する可能性のある貸倒引当金繰入額は1億スイス・フラン未満となると当グループは予測している。当該予測に至るにあたって、当グループは、特に、開発及び生産セグメントにおける準備金ベースの貸付を支えるため担保に入れられた石油及びガスの埋蔵量の価値の低下により予測される影響を検討し、油田施設セグメントについてのより高いデフォルト率及び低回復を想定し、その他重要な想定を行った。当グループは、長期間に及ぶ低調なエネルギー価格についていかなる広範囲のマクロ経済的影響も考慮に入れておらず、また、間接的影響も考慮していない。これらの要素のいずれも、実際の損失が前述の予測を著しく上回るか又は下回ることとなる結果を引き起こす可能性があり、また、実際の損失をいつ認識できるかについては、確実なことを述べることはできない。

インベストメント・バンクにおけるレバレッジド・ローンの引受活動は、当年度第1四半期においては小規模に留まったが、その後拡大した。分配状況は良好であり、当初の目標分配日を超えて保持された投資不確取引の件数は僅かであった。

### 市場リスク

当グループは引き続き市場リスクを低い水準で管理しており、市場が非常に不安定になった英国の国民投票の前後の時期においても著しいトレーディング損失を被ることはなかった。平均的な保有期間1日、信頼水準95%の管理上のバリュアット・リスク (VaR) は、ほぼ横ばいの1,100万スイス・フランであった。管理上のVaRがここまで低水準の場合、測定値は比較的不安定となり、株式のブロック取引やオプションの消滅等の大口顧客取引による影響を受けるようになる。2016年度第2四半期中、マイナスのグループVaRバックテストの超過事象が新たに1件発生した。これにより、250営業日中のマイナスの超過事象の合計件数は9件となり、市場リスクRWAの算定に係るFINMAのVaR乗数が3.75から3.85に増加した。前述した直近の超過事象は、市場が著しく不安定だったことがその一因となっている。非日次ベースの記録又は評価手続に起因するトレーディング収益の調整もまた当該超過事象の一因となっており、かかる調整により前日のバックテストVaRから切り離された損益が認識される結果をまねいている。当グループは、当該調整を縮小することを目的としたイニシアチブを展開中である。当グループは、近年におけるマイナスの超過事象の件数増加が、当グループのVaRモデルの欠陥を示唆するものであるとは考えていない。

2016年6月30日現在、イールド・カーブにおける1ベース・ポイントのプラスの平行移動に対するバンキング勘定の金利感応度は、2016年3月31日現在のマイナス170万スイス・フランと比較してマイナス20万スイス・フランとなった。この150万スイス・フランの減少は、市場金利の下落を受けて満期のない預金に係るモデル化された顧客金利算定期間が拡大したウェルス・マネジメント・アメリカズに起因している。

### カントリー・リスク

当グループは英国の欧州連合離脱問題をめぐる国民投票後のヨーロッパの動向を、英国経済の悪化及び欧州連合の経済回復の鈍化の可能性とともに慎重に監視している。これに関連し、欧州周辺国もまた引き続き懸念材料となっている。

2016年度第2四半期中、当グループのヨーロッパ周辺国に対する直接的なエクスポージャーは引き続き限定的だったものの、当グループは、英国を含む主要欧州連合経済に対して多大なカントリー・リスク・エクスポージャーを有している。

当グループの総合ストレス・テスト枠組みの必須シナリオである世界的景気後退シナリオは、一新されたユーロ圏危機をその中核に据えており、これにより潜在的影響がストレス後完全適用ベース普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本比率の算定過程において捕捉されるようになっている。

英国の欧州連合離脱問題をめぐる国民投票後、銀行の株価、とりわけイタリアの銀行の株価が急落した。それまでのイタリアの銀行業部門の課題は現在の市況を受けて更に深刻化し、その結果イタリアの銀行が自ら資金を調達する手段が限定されることとなった。当グループはかかる部門を引き続き慎重に監視する意向である。6月末現在の当グループのイタリアに対する総カントリー・リスク・エクスポージャー30億2,400万スイス・フランのうち、3億700万スイス・フランはイタリアの銀行に対するものであった。

平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書において開示したとおり、当グループは、当グループの中国に対する直接的なエクスポージャーについては懸念を感じておらず、また当グループのその他の新興市場国に対するエクスポージャーは、概ね十分に分散されている。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

平成28年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

UBS AGの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

#### (1)【株式の総数等】（2016年6月30日現在）

##### 【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
記名式 4,374,608,778	記名式 3,858,408,466	記名式 516,200,312

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2016年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額面価額 スイス・フラン	株式数	資本金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(40,467)

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2016年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2015年12月31日	-	3,858,408,466	-	385,840,847 (40,467)	
2016年6月30日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (40,467)	

(4) 【大株主の状況】

大株主（2016年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に占める割合 (%)
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00

2【株価の推移】  
該当事項なし

3【役員の状況】（提出日現在）

2015年度有価証券報告書の提出日（平成28年6月30日）後、本半期報告書の提出日までに役員に異動はなかった。



## 第6【経理の状況】

(a) 本書記載のUBS AG及び子会社（以下「UBS AG」という。）の中間連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBS AGの原文（英文）の2016年度第2四半期財務報告書（以下「UBS AGの第2四半期財務報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2016年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS AGの個別財務情報は、UBS AGの第2四半期財務報告書に含まれているスイス連邦銀行法に従って作成された2016年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務情報（以下「原文の中間個別財務情報」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務情報」という。）である。UBS AGの中間連結財務書類及びUBS AGの中間個別財務情報には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には含まれていない。

なお、UBS AGが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3「連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「個別財務情報：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

(b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン＝104.88円（2016年9月1日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(c) 原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

UBS AG期中連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり利益を除く	注記	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
		2016年 6月30日	2016年 3月31日	2015年 6月30日	対2016年 第1四半期	対2015年 第2四半期	2016年 6月30日	2015年 6月30日
受取利息	3	3,548	3,406	3,409	4	4	6,953	6,583
支払利息	3	(2,390)	(1,697)	(1,918)	41	25	(4,088)	(3,454)
受取利息純額	3	1,157	1,708	1,491	(32)	(22)	2,866	3,129
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(7)	(3)	(13)	133	(46)	(9)	(29)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,151	1,706	1,479	(33)	(22)	2,857	3,100
受取報酬及び手数料純額	4	4,087	4,121	4,409	(1)	(7)	8,208	8,832
トレーディング収益純額	3	1,891	1,011	1,612	87	17	2,902	3,741
その他の収益	5	270	17	285		(5)	288	972
営業収益合計		7,399	6,855	7,784	8	(5)	14,254	16,644
人件費	6	3,953	3,899	4,124	1	(4)	7,852	8,297
一般管理費	7	1,727	1,711	1,723	1	0	3,438	3,470
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		239	242	209	(1)	14	481	429
無形資産の償却費及び減損		24	23	30	4	(20)	47	58
営業費用合計		5,942	5,876	6,087	1	(2)	11,818	12,254
税引前営業利益 / (損失)		1,457	979	1,698	49	(14)	2,436	4,391
税金費用 / (税務上の便益)	8	369	265	443	39	(17)	634	1,112
当期純利益 / (損失)		1,088	713	1,255	53	(13)	1,802	3,278
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		78	0	76		3	78	76
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	0	1		0	1	1
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,009	713	1,178	42	(14)	1,723	3,201

損益計算書（続き）

	注記	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
		2016年 6月30日	2016年 3月31日	2015年 6月30日	対2016年 第1四半期	対2015年 第2四半期	2016年 6月30日	2015年 6月30日
単位：億円、1株当たり利益を除く								
受取利息	3	3,721	3,572	3,575	4	4	7,292	6,904
支払利息	3	(2,507)	(1,780)	(2,012)	41	25	(4,287)	(3,623)
受取利息純額	3	1,213	1,791	1,564	(32)	(22)	3,006	3,282
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(7)	(3)	(14)	133	(46)	(9)	(30)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,207	1,789	1,551	(33)	(22)	2,996	3,251
受取報酬及び手数料純額	4	4,286	4,322	4,624	(1)	(7)	8,609	9,263
トレーディング収益純額	3	1,983	1,060	1,691	87	17	3,044	3,924
その他の収益	5	283	18	299		(5)	302	1,019
営業収益合計		7,760	7,190	8,164	8	(5)	14,950	17,456
人件費	6	4,146	4,089	4,325	1	(4)	8,235	8,702
一般管理費	7	1,811	1,794	1,807	1	0	3,606	3,639
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		251	254	219	(1)	14	504	450
無形資産の償却費及び減損		25	24	31	4	(20)	49	61
営業費用合計		6,232	6,163	6,384	1	(2)	12,395	12,852
税引前営業利益 / (損失)		1,528	1,027	1,781	49	(14)	2,555	4,605
税金費用 / (税務上の便益)	8	387	278	465	39	(17)	665	1,166
当期純利益 / (損失)		1,141	748	1,316	53	(13)	1,890	3,438
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		82	0	80		3	82	80
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		1	0	1		0	1	1
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,058	748	1,235	42	(14)	1,807	3,357

包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2016年 6月30日	2016年 3月31日	2015年 6月30日	2016年 6月30日	2015年 6月30日
UBS AG株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,009	713	1,178	1,723	3,201
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前	311	(953)	(748)	(642)	(1,582)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	26	123	(2)	149	(2)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(2)	5	4	3	7
為替換算調整、税効果後小計	335	(825)	(746)	(491)	(1,577)
売却可能金融資産					
売却可能金融資産に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	116	253	(103)	369	119
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	3	0	0	3	0
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(166)	(89)	(87)	(255)	(208)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	5	13	7	19	23
売却可能金融資産に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	3	(46)	37	(44)	(1)
売却可能金融資産、税効果後小計	(39)	131	(146)	93	(67)
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	502	944	(420)	1,445	(156)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(274)	(303)	(265)	(577)	(510)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(47)	(127)	140	(174)	136
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	181	513	(545)	694	(530)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	476	(181)	(1,437)	296	(2,173)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(198)	(191)	(581)	(389)	154
確定給付制度に関連する法人所得税	(4)	12	170	8	(16)
確定給付制度、税効果後小計	(202)	(179)	(412)	(381)	138
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による(利得) / 損失、税効果前	(173)	68		(105)	
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	16	(16)		0	
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(157)	52		(105)	0
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(359)	(127)	(412)	(486)	138
その他の包括利益合計	118	(308)	(1,849)	(190)	(2,035)
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	1,127	405	(671)	1,533	1,166

包括利益計算書（続き）

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
<b>優先証券保有者に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	78	0	76	78	76
<b>損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益</b>					
為替換算調整の変動、税効果前	328	(50)	(49)	279	(173)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	328	(50)	(49)	279	(173)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	328	(50)	(49)	279	(173)
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	406	(50)	26	357	(98)
<b>非支配持分に帰属する包括利益</b>					
当期純利益 / (損失)	1	0	1	1	1
<b>損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益</b>					
為替換算調整の変動、税効果前	0	(1)	(2)	0	(4)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	(1)	(2)	0	(4)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	(1)	(2)	0	(4)
非支配持分に帰属する包括利益合計	1	0	(1)	1	(2)
<b>包括利益合計</b>					
当期純利益 / (損失)	1,088	713	1,255	1,802	3,278
その他の包括利益	446	(358)	(1,900)	88	(2,212)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	476	(181)	(1,437)	296	(2,173)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(30)	(177)	(463)	(207)	(39)
包括利益合計	1,535	355	(645)	1,890	1,066

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
UBS AG株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,058	748	1,235	1,807	3,357
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
為替換算調整の変動、税効果前	326	(1,000)	(785)	(673)	(1,659)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	27	129	(2)	156	(2)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(2)	5	4	3	7
為替換算調整、税効果後小計	351	(865)	(782)	(515)	(1,654)
売却可能金融資産					
売却可能金融資産に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	122	265	(108)	387	125
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	3	0	0	3	0
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(174)	(93)	(91)	(267)	(218)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	5	14	7	20	24
売却可能金融資産に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	3	(48)	39	(46)	(1)
売却可能金融資産、税効果後小計	(41)	137	(153)	98	(70)
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	526	990	(440)	1,516	(164)
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(287)	(318)	(278)	(605)	(535)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(49)	(133)	147	(182)	143
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	190	538	(572)	728	(556)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	499	(190)	(1,507)	310	(2,279)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(208)	(200)	(609)	(408)	162
確定給付制度に関連する法人所得税	(4)	13	178	8	(17)
確定給付制度、税効果後小計	(212)	(188)	(432)	(400)	145
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による(利得) / 損失、税効果前	(181)	71		(110)	
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	17	(17)		0	
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(165)	55		(110)	0
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益、税効果後合計	(377)	(133)	(432)	(510)	145
その他の包括利益合計	124	(323)	(1,939)	(199)	(2,134)
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	1,182	425	(704)	1,608	1,223

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
優先証券保有者に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	82	0	80	82	80
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	344	(52)	(51)	293	(181)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	344	(52)	(51)	293	(181)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	344	(52)	(51)	293	(181)
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	426	(52)	27	374	(103)
非支配持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1	0	1	1	1
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	0	(1)	(2)	0	(4)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	(1)	(2)	0	(4)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	(1)	(2)	0	(4)
非支配持分に帰属する包括利益合計	1	0	(1)	1	(2)
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,141	748	1,316	1,890	3,438
その他の包括利益	468	(375)	(1,993)	92	(2,320)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	499	(190)	(1,507)	310	(2,279)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(31)	(186)	(486)	(217)	(41)
包括利益合計	1,610	372	(676)	1,982	1,118

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率（％）				
		2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在	対2016年 3月31日	対2015年 12月31日
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金		94,246	105,710	91,306	(11)	3
銀行預け金		12,870	13,472	11,866	(4)	8
貸出金		307,860	306,629	312,723	0	(2)
借入有価証券に係る担保金	11	29,367	32,432	25,584	(9)	15
リバース・レポ契約	11	73,289	73,562	67,893	0	8
トレーディング・ポートフォリオ資産	9	101,364	105,332	124,047	(4)	(18)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産		30,778	32,549	51,943	(5)	(41)
再調達価額 借方	9, 10, 11	198,441	180,518	167,435	10	19
デリバティブに係る差入担保金	11	29,955	25,460	23,763	18	26
公正価値での測定を指定された金融資産	9, 11	63,922	40,652	5,808	57	
売却可能金融資産	9	18,211	31,266	62,543	(42)	(71)
満期保有目的金融資産		4,798	2,889		66	
関連会社投資		950	953	954	0	0
有形固定資産及びソフトウェア		7,941	7,750	7,683	2	3
のれん及び無形資産		6,402	6,326	6,568	1	(3)
繰延税金資産		12,150	12,190	12,833	0	(5)
その他の資産	12	28,368	23,016	22,249	23	28
資産合計		990,135	968,158	943,256	2	5



貸借対照表（続き）

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率（％）				
		2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在	対2016年 3月31日	対2015年 12月31日
<b>負債</b>						
銀行預り金		15,259	11,350	11,836	34	29
顧客預り金		429,555	416,966	402,522	3	7
貸付有価証券に係る担保金	11	6,301	6,353	8,029	(1)	(22)
レボ契約	11	8,043	6,516	9,653	23	(17)
トレーディング・ポートフォリオ負債	9	29,614	33,157	29,137	(11)	2
再調達価額 貸方	9, 10, 11	196,006	179,018	162,430	9	21
デリバティブに係る受入担保金	11	36,352	36,690	38,282	(1)	(5)
公正価値での測定を指定された金融負債	9, 11, 13	59,664	57,761	62,995	3	(5)
社債	14	85,931	87,796	82,359	(2)	4
引当金	15	3,653	3,961	4,163	(8)	(12)
その他の負債	12	65,719	70,988	74,606	(7)	(12)
<b>負債合計</b>		<b>936,096</b>	<b>910,557</b>	<b>886,013</b>	<b>3</b>	<b>6</b>
<b>資本</b>						
資本金		386	386	386	0	0
資本剰余金		29,483	29,484	29,477	0	0
利益剰余金		27,235	30,019	29,433	(9)	(7)
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(3,752)	(4,228)	(4,047)	(11)	(7)
UBS AG株主に帰属する持分		53,353	55,660	55,248	(4)	(3)
優先証券保有者に帰属する持分		649	1,905	1,954	(66)	(67)
非支配持分に帰属する持分		37	36	41	3	(10)
<b>資本合計</b>		<b>54,039</b>	<b>57,601</b>	<b>57,243</b>	<b>(6)</b>	<b>(6)</b>
<b>負債及び資本合計</b>		<b>990,135</b>	<b>968,158</b>	<b>943,256</b>	<b>2</b>	<b>5</b>

貸借対照表(続き)

単位: 億円	注記	変化率(%)				
		2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在	対2016年 3月31日	対2015年 12月31日
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金		98,845	110,869	95,762	(11)	3
銀行預け金		13,498	14,129	12,445	(4)	8
貸出金		322,884	321,592	327,984	0	(2)
借入有価証券に係る担保金	11	30,800	34,015	26,832	(9)	15
リバース・レボ契約	11	76,866	77,152	71,206	0	8
トレーディング・ポートフォリオ資産	9	106,311	110,472	130,100	(4)	(18)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産		32,280	34,137	54,478	(5)	(41)
再調達価額 借方	9, 10, 11	208,125	189,327	175,606	10	19
デリバティブに係る差入担保金	11	31,417	26,702	24,923	18	26
公正価値での測定を指定された金融資産	9, 11	67,041	42,636	6,091	57	
売却可能金融資産	9	19,100	32,792	65,595	(42)	(71)
満期保有目的金融資産		5,032	3,030		66	
関連会社投資		996	1,000	1,001	0	0
有形固定資産及びソフトウェア		8,329	8,128	8,058	2	3
のれん及び無形資産		6,714	6,635	6,889	1	(3)
繰延税金資産		12,743	12,785	13,459	0	(5)
その他の資産	12	29,752	24,139	23,335	23	28
資産合計		1,038,454	1,015,404	989,287	2	5

貸借対照表（続き）

単位：億円	注記	変化率（％）				
		2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在	対2016年 3月31日	対2015年 12月31日
<b>負債</b>						
銀行預り金		16,004	11,904	12,414	34	29
顧客預り金		450,517	437,314	422,165	3	7
貸付有価証券に係る担保金	11	6,608	6,663	8,421	(1)	(22)
レボ契約	11	8,435	6,834	10,124	23	(17)
トレーディング・ポートフォリオ負債	9	31,059	34,775	30,559	(11)	2
再調達価額 貸方	9, 10, 11	205,571	187,754	170,357	9	21
デリバティブに係る受入担保金	11	38,126	38,480	40,150	(1)	(5)
公正価値での測定を指定された金融負債	9, 11, 13	62,576	60,580	66,069	3	(5)
社債	14	90,124	92,080	86,378	(2)	4
引当金	15	3,831	4,154	4,366	(8)	(12)
その他の負債	12	68,926	74,452	78,247	(7)	(12)
<b>負債合計</b>		<b>981,777</b>	<b>954,992</b>	<b>929,250</b>	<b>3</b>	<b>6</b>
<b>資本</b>						
資本金		405	405	405	0	0
資本剰余金		30,922	30,923	30,915	0	0
利益剰余金		28,564	31,484	30,869	(9)	(7)
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(3,935)	(4,434)	(4,244)	(11)	(7)
UBS AG株主に帰属する持分		55,957	58,376	57,944	(4)	(3)
優先証券保有者に帰属する持分		681	1,998	2,049	(66)	(67)
非支配持分に帰属する持分		39	38	43	3	(10)
<b>資本合計</b>		<b>56,676</b>	<b>60,412</b>	<b>60,036</b>	<b>(6)</b>	<b>(6)</b>
<b>負債及び資本合計</b>		<b>1,038,454</b>	<b>1,015,404</b>	<b>989,287</b>	<b>2</b>	<b>5</b>

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 <sup>1</sup>	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金 融資産	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2015年1月1日現在残高	384	32,057	(37)	22,902	(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(272)						(272)			(272)
自己株式の売却			265						265			265
自己株式処分益 / (損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント)純額		43							43			43
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		293							293			293
従業員持株制度及び株式オプション制度		(6)							(6)			(6)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		1							1			1
配当金		(1,914) <sup>2</sup>							(1,914)	(76)	(5)	(1,995)
優先証券									0	0		0
当期の包括利益合計				3,340	(2,173)	(1,577)	(67)	(530)	1,166	(98)	(2)	1,066
内、当期純利益 / (損失)				3,201					3,201	76	1	3,278
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその 他の包括利益、税効果後					(2,173)	(1,577)	(67)	(530)	(2,173)			(2,173)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				138					138			138
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	(173)	(4)	(177)
2015年6月30日現在残高	386	30,474	(44)	26,241	(5,373)	(7,168)	169	1,626	51,685	1,840	38	53,562
2016年1月1日現在残高	386	29,477	0	29,433	(4,047)	(5,857)	172	1,638	55,248	1,954	41	57,243
株式発行									0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		3							3			3
従業員持株制度及び株式オプション制度		(2)							(2)			(2)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		6							6			6
配当金				(3,434) <sup>2</sup>					(3,434)	(78)	(5)	(3,517)
優先証券									0	(1,584)		(1,584)
新規連結 / (連結除外)及びその他の増加 / (減少)		(2)							(2)		0	(2)
当期の包括利益合計				1,237	296	(491)	93	694	1,533	357	1	1,890
内、当期純利益 / (損失)				1,723					1,723	78	1	1,802

内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後	296	(491)	93	694	296			296				
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度		(381)			(381)			(381)				
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 自己の信用		(105)			(105)			(105)				
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整					0	279	0	278				
2016年6月30日現在残高	386	29,483	0	27,235	(3,752)	(6,348)	264	2,332	53,353	649	37	54,039

<sup>1</sup> 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度及び自己の信用を除く。<sup>2</sup> 利益剰余金から0.89スイス・フラン（2015年：資本準備金から0.50スイス・フラン）の普通株式に係る現金配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 <sup>1</sup>	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金 融資産	内、キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2015年1月1日現在残高	403	33,621	(39)	24,020	(3,355)	(5,864)	248	2,261	54,651	2,111	47	56,808
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(285)						(285)			(285)
自己株式の売却			278						278			278
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額		45							45			45
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		307							307			307
従業員持株制度及び株式オプション制度		(6)							(6)			(6)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		1							1			1
配当金		(2,007) <sup>2</sup>							(2,007)	(80)	(5)	(2,092)
優先証券									0	0		0
当期の包括利益合計				3,503	(2,279)	(1,654)	(70)	(556)	1,223	(103)	(2)	1,118
内、当期純利益 / (損失)				3,357					3,357	80	1	3,438
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその 他の包括利益、税効果後					(2,279)	(1,654)	(70)	(556)	(2,279)			(2,279)
内、損益計算書に振り替えられないその 他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				145					145			145
内、損益計算書に振り替えられないその 他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	(181)	(4)	(186)
2015年6月30日現在残高	405	31,961	(46)	27,522	(5,635)	(7,518)	177	1,705	54,207	1,930	40	56,176
2016年1月1日現在残高	405	30,915	0	30,869	(4,244)	(6,143)	180	1,718	57,944	2,049	43	60,036
株式発行									0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		3							3			3
従業員持株制度及び株式オプション制度		(2)							(2)			(2)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		6							6			6
配当金				(3,602) <sup>2</sup>					(3,602)	(82)	(5)	(3,689)
優先証券									0	(1,661)		(1,661)
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(2)							(2)		0	(2)
当期の包括利益合計				1,297	310	(515)	98	728	1,608	374	1	1,982
内、当期純利益 / (損失)				1,807					1,807	82	1	1,890

内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後	310	(515)	98	728	310			310			310	
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度			(400)			(400)					(400)	
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 自己の信用			(110)			(110)					(110)	
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整					0	293	0				292	
2016年6月30日現在残高	405	30,922	0	28,564	(3,935)	(6,658)	277	2,446	55,957	681	39	56,676

<sup>1</sup> 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度及び自己の信用を除く。<sup>2</sup> 利益剰余金から93円（2015年：資本準備金から52円）の普通株式に係る現金配当を行ったことを反映している。

[次へ](#)

## キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	累計期間	
	2016年6月30日	2015年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
当期純利益 / (損失)	1,802	3,278
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	481	429
無形資産の償却費及び減損	47	58
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	9	29
関連会社持分純利益	(40)	(52)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	243	691
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(798)	(673)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	6,781	(2,980)
その他の調整純額	(573)	7,908
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行預け金 / 銀行預り金	3,317	2,843
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	(13,109)	(1,019)
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(1,832)	3,537
トレーディング・ポートフォリオ及び再調達価額	14,773	6,407
公正価値での測定を指定された金融資産	(59,498)	(778)
デリバティブに係る担保金	(6,824)	2,608
貸出金	1,144	(7,547)
顧客預り金	21,702	(20,243)
その他の資産、引当金及びその他の負債	(6,955)	(4,695)
支払税金、還付金控除後	(207)	(210)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(39,536)	(10,408)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(23)	(38)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>1</sup>	72	190
有形固定資産及びソフトウェア購入	(934)	(795)
有形固定資産及びソフトウェア処分	193	520
売却可能金融資産購入	(7,363)	(65,516)
売却可能金融資産の処分及び償還	51,112	49,967
満期保有目的金融資産の(購入) / 償還純額	(4,878)	
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	38,177	(15,673)



## キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位: 百万スイス・フラン	累計期間	
	2016年6月30日	2015年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	9,797	5,353
UBS株式に係る配当金の支払	(3,434)	(1,632)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	18,857	33,204
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(17,365)	(25,044)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,366)	(77)
非支配持分の変動純額	(5)	(5)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	6,484	11,799
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		
	(1,293)	(5,595)
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	3,832	(19,876)
現金及び現金同等物期首残高	102,962	116,715
現金及び現金同等物期末残高	106,795	96,838
現金及び現金同等物の構成:		
現金及び中央銀行預け金	94,181	84,646
銀行預け金	11,613	11,720
マネー・マーケット・ペーパー <sup>2</sup>	1,001	473
合計 <sup>3</sup>	106,795	96,838

## 追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む:

利息として受領した現金	5,995	5,315
利息として支払った現金	3,416	2,927
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 <sup>4</sup>	999	1,182

<sup>1</sup> 関連会社からの受取配当金を含む。<sup>2</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」、「売却可能金融資産」及び「公正価値での測定を指定された金融資産」に含まれる。<sup>3</sup> 当初満期が3ヶ月以内の残高からなる。現金及び現金同等物のうち、それぞれ3,631百万スイス・フラン(2016年6月30日現在)及び3,404百万スイス・フラン(2015年6月30日現在)(主として「銀行預け金」に反映されている)が使用制限のあるものである。詳細については、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれる注記25を参照。<sup>4</sup> 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

## キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	累計期間	
	2016年6月30日	2015年6月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
当期純利益/(損失)	1,890	3,438
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	504	450
無形資産の償却費及び減損	49	61
貸倒引当金繰入額/(戻入額)	9	30
関連会社持分純利益	(42)	(55)
繰延税金費用/(税務上の便益)	255	725
投資活動から生じた純損失/(利得)	(837)	(706)
財務活動から生じた純損失/(利得)	7,112	(3,125)
その他の調整純額	(601)	8,294
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行預け金/銀行預り金	3,479	2,982
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	(13,749)	(1,069)
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(1,921)	3,710
トレーディング・ポートフォリオ及び再調達価額	15,494	6,720
公正価値での測定を指定された金融資産	(62,402)	(816)
デリバティブに係る担保金	(7,157)	2,735
貸出金	1,200	(7,915)
顧客預り金	22,761	(21,231)
その他の資産、引当金及びその他の負債	(7,294)	(4,924)
支払税金、還付金控除後	(217)	(220)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(41,465)	(10,916)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(24)	(40)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>1</sup>	76	199
有形固定資産及びソフトウェア購入	(980)	(834)
有形固定資産及びソフトウェア処分	202	545
売却可能金融資産購入	(7,722)	(68,713)
売却可能金融資産の処分及び償還	53,606	52,405
満期保有目的金融資産の(購入)/償還純額	(5,116)	
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	40,040	(16,438)

## キャッシュ・フロー計算書(続き)

単位：億円	累計期間	
	2016年6月30日	2015年6月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)		
短期借入債務発行/(償還)純額	10,275	5,614
UBS株式に係る配当金の支払	(3,602)	(1,712)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	19,777	34,824
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(18,212)	(26,266)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,433)	(81)
非支配持分の変動純額	(5)	(5)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	6,800	12,375
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		
	(1,356)	(5,868)
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	4,019	(20,846)
現金及び現金同等物期首残高	107,987	122,411
現金及び現金同等物期末残高	112,007	101,564
現金及び現金同等物の構成：		
現金及び中央銀行預け金	98,777	88,777
銀行預け金	12,180	12,292
マネー・マーケット・ペーパー <sup>2</sup>	1,050	496
合計 <sup>3</sup>	112,007	101,564
追加情報		
営業活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)は以下を含む：		
利息として受領した現金	6,288	5,574
利息として支払った現金	3,583	3,070
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 <sup>4</sup>	1,048	1,240

<sup>1</sup> 関連会社からの受取配当金を含む。<sup>2</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」、「売却可能金融資産」及び「公正価値での測定を指定された金融資産」に含まれる。<sup>3</sup> 当初満期が3ヶ月以内の残高からなる。現金及び現金同等物のうち、それぞれ3,808億円(2016年6月30日現在)及び3,570億円(2015年6月30日現在)(主として「銀行預け金」に反映されている)が使用制限のあるものである。詳細については、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれる注記25を参照。<sup>4</sup> 投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

[次へ](#)

## 中間連結財務書類に対する注記

## 注記1 会計の基礎

UBS AG及び子会社（以下総称して「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当期中財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（UBS AGが設立されたスイスの通貨）建てで表示されている。UBS AGは、UBSグループAGにより100%保有されている。当期中財務書類は、IAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当期中財務書類の作成にあたっては、以下及び上記A.のUBS AG期中連結財務書類の「注記1 会計の基礎」に記載している変更を除いて、2015年12月31日に終了した期間のUBS AGの連結年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務書類は監査を受けておらず、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれているUBS AGの監査済連結財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、UBS AGの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当期中財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益、費用の金額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。この見積り及び仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当期中財務書類に重要な影響を与える場合がある。通常の見直しから生じた見積りの修正は、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれる監査済連結財務書類に対する注記の「注記1a 重要な会計方針」の第2項を参照。

## ロンドン清算機構の金利スワップの決済モデルへの転換

2016年6月30日より、UBS AGはロンドン清算機構との金利スワップ（以下「IRS」という。）を従前の担保モデルから決済モデルに転換することを選択した。IRSは現在法的に日次で決済されており、関連する資産及び負債は認識が中止された。過年度において、UBS AGは関連する変動証拠金とIRSを相殺するIAS第32号のネットティング原則を適用していた。UBS AGの2016年度第2四半期財務報告書（英文）

（[https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/quarterly\\_reporting/2016.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2016.html)にて参照されたい。）の注記11に表示されているデリバティブに係る差入担保金及び受入担保金総額並びに対応するネットティングは2016年6月30日現在、930億スイス・フラン減少し、貸借対照表に認識されるデリバティブに係る差入担保金及び受入担保金純額は変動しなかった。

詳細については、注記11を参照。

## 取引所取引デリバティブの顧客現金残高のUBS AGの貸借対照表からの認識中止

UBS AGの会計方針に準拠して、デリバティブの清算及び執行サービスに関連する顧客現金残高は、契約上の取決め、規制又は慣行を通じて、UBS AGが顧客現金残高から便益を得ず、もしくは顧客現金残高を管理しない場合には貸借対照表に認識されない。こうした条件は、（ ）UBS AGが顧客現金残高の再投資を認められていない場合、（ ）中央清算機関（以下「CCP」という。）、ブローカー及び預金銀行により支払われた預金利息が顧客現金残高に加算され、清算及び執行サービスの提供に対する報酬のみ残高から控除される場合、（ ）UBS AGが顧客に対し、CCP、ブローカー及び預金銀行のパフォーマンスについて保証せず、かつ責任を負っていない場合、また（ ）顧客現金残高がUBS AGの資産から法的に区分されている場合に満たされていると考えられる。

2016年度第2四半期において、UBS AGは、米国商品先物取引委員会の規則に基づいて、利用可能な一部の権利を正式かつ法的に放棄した。この権利により、UBS AGは過年度において一部の顧客現金残高をその他の資産に投資することができ、UBS AGは利益を享受することが可能であった。この権利放棄に伴い、UBS AGは関連する顧客現金残高の認識を中止した。結果として、2016年6月30日現在、デリバティブに係る差入担保金は28億スイス・フラン減少し、銀行預け金は9億スイス・フラン減少し、デリバティブに係る受入担保金は36億スイス・フラン減少した。

## IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正

2016年6月に、IASBIはIFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正を公表した。本修正の強制適用日はUBSでは2018年1月1日であり、早期適用が認められている。本修正は、現金決済型の株式に基づく報酬の測定において権利確定条件を会計上処理するのに使用されるアプローチが、持分決済型の株式に基づく報酬に使用されるものと一致するよう要求している。また本修正は、源泉徴収税を控除して決済される株式に基づく報酬の分類、並びに株式に基づく報酬の分類を現金決済型から持分決済型に変更することによる会計上の影響を明確化している。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

## 注記2 セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、コーポレート・センターによるサポートを受けている。この5つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センター及びその部門とともにUBS AGの経営上の構造を反映している。UBS AGの報告セグメントに関する詳細については、2015年度年次報告書の監査済「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の注記1aの34の項「セグメント報告」および注記2「セグメント報告」を参照のこと。

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター			UBS AG
						サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
<b>2016年6月30日に終了した 6ヶ月間</b>									
受取利息純額	954	652	957	(17)	140	(162)	386	(44)	2,866
受取利息以外	2,541	3,074	908	963	3,858	147	(160)	64	11,397
コーポレート・センター - グループALMから事業部門及 び他CC部門への配分	207	44	180	5	(116)	36	(311)	(46)	0
収益	3,702	3,771	2,046	951	3,882	22	(85)	(26)	14,263
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(1)	(2)	2	0	(5)	0	0	(3)	(9)
営業収益合計	3,700	3,769	2,048	951	3,877	22	(85)	(29)	14,254
人件費	1,205	2,398	425	367	1,555	1,859	15	28	7,852
一般管理費	278	296	122	116	398	2,100	8	120	3,438
他の事業部門及びコーポレー ト・センター(に対する) / からのサービス	1,148	618	561	262	1,402	(4,102)	(23)	134	0
内、CC - サービス業務から のサービス	1,107	611	609	274	1,349	(4,116)	55	110	0
有形固定資産及びソフトウェ アの減価償却費及び減損	1	1	8	1	13	458	0	0	481
無形資産償却費及び減損	2	26	0	2	6	11	0	0	47
営業費用合計 <sup>1</sup>	2,635	3,340	1,116	748	3,374	324	0	282	11,818
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>1,066</b>	<b>429</b>	<b>932</b>	<b>203</b>	<b>503</b>	<b>(302)</b>	<b>(84)</b>	<b>(311)</b>	<b>2,436</b>
税金費用 / (税務上の便益)									634
<b>純利益 / (損失)</b>									<b>1,802</b>
<b>2016年6月30日現在</b>									
<b>資産合計</b>	<b>119,201</b>	<b>61,605</b>	<b>140,323</b>	<b>11,661</b>	<b>282,425</b>	<b>22,851</b>	<b>251,541</b>	<b>100,527</b>	<b>990,135</b>
<b>2015年6月30日に終了した 6ヶ月間<sup>2</sup></b>									
受取利息純額	874	492	937	(18)	609	(162)	430	(35)	3,129
受取利息以外	3,217	3,080	808	996	4,495	418	478	54	13,545
コーポレート・センター - グループALMから事業部門及 び他CC部門への配分	236	52	210	9	(86)	86	(480)	(27)	0
収益	4,327	3,624	1,956	987	5,018	342	427	(8)	16,674
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	0	0	(25)	0	(6)	0	0	2	(29)
営業収益合計	4,327	3,624	1,931	987	5,012	342	427	(6)	16,644
人件費	1,316	2,245	447	342	1,948	1,915	15	69	8,297
一般管理費	254	332	117	111	384	2,173	8	91	3,470
他の事業部門及びコーポレー ト・センター(に対する) / からのサービス	1,055	589	534	233	1,366	(3,946)	(20)	190	0
内、CC - サービス業務から のサービス	1,027	583	584	241	1,336	(3,963)	34	159	0
有形固定資産の減価償却費及 び 減損	3	1	8	1	13	403	0	0	429
無形資産償却費及び減損	2	25	0	3	18	11	0	0	58

営業費用合計 <sup>1</sup>	2,629	3,192	1,107	689	3,729	556	2	349	12,254
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>1,698</b>	<b>432</b>	<b>824</b>	<b>298</b>	<b>1,284</b>	<b>(214)</b>	<b>425</b>	<b>(355)</b>	<b>4,391</b>
税金費用 / (税務上の便益)									1,112
<b>純利益 / (損失)</b>									<b>3,278</b>

2015年12月31日現在

<b>資産合計</b>	<b>119,850</b>	<b>60,993</b>	<b>141,174</b>	<b>12,874</b>	<b>253,571</b>	<b>22,866</b>	<b>237,560</b>	<b>94,369</b>	<b>943,256</b>
-------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------

<sup>1</sup> リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記17を参照。<sup>2</sup> 本表の数値は、組織変更に伴う修正、新しい会計基準の遡及適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示、及び後発事象により、当初公表された四半期財務報告書及び年次報告書の数値と異なる場合がある。



注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	2016年 6月30日 終了四半期	2016年 3月31日 終了四半期	2015年 6月30日 終了四半期	対2016年度 第1四半期 変化率	対2015年度 第2四半期 変化率	2016年 6月30日 累計期間	2015年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
<b>受取利息純額及び トレーディング収益純額</b>							
受取利息純額	1,157	1,708	1,491	(32)	(22)	2,866	3,129
トレーディング収益純額	1,891	1,011	1,612	87	17	2,902	3,741
<b>受取利息純額及び トレーディング収益純額合計</b>							
ウェルス・マネジメント	736	750	711	(2)	4	1,486	1,517
ウェルス・マネジメント・アメリカ ズ	446	439	375	2	19	885	732
パーソナル&コーポレート・ バンキング	643	643	628	0	2	1,286	1,315
アセット・マネジメント	(1)	(9)	(2)	(89)	(50)	(9)	(8)
インベストメント・バンク	1,169	1,021	1,341	14	(13)	2,190	3,058
内、コーポレート・クライアント・ ソリューション	251	120	212	109	18	371	486
内、インベスター・クライアント・ サービス	918	901	1,128	2	(19)	1,818	2,572
コーポレート・センター	55	(125)	51		8	(69)	254
内、サービス業務	(13)	(9)	(2)	44	550	(23)	23
内、グループALM	53	(73)	87		(39)	(20)	350
内、公正価値での測定を 指定された金融負債に係る 自己の信用			259				486
内、非中核業務及びレガシー・ ポートフォリオ	16	(43)	(34)			(27)	(118)
<b>受取利息純額及び トレーディング収益純額合計</b>							
	3,048	2,719	3,104	12	(2)	5,768	6,870
<b>受取利息純額</b>							
<b>受取利息</b>							
貸出金及び預金に係る受取利息 <sup>1</sup>	2,345	2,329	2,141	1	10	4,673	4,241
証券ファイナンス取引に係る受取利 息 <sup>2</sup>	284	252	215	13	32	536	407
トレーディング・ポートフォリオか らの受取利息及び受取配当金 <sup>3</sup>	781	688	904	14	(14)	1,469	1,660
公正価値での測定を指定された 金融資産及び金融負債に係る 受取利息	76	73	48	4	58	148	91
売却可能及び満期保有目的金融資産 からの受取利息 <sup>3</sup>	63	65	101	(3)	(38)	128	185
<b>合計</b>	<b>3,548</b>	<b>3,406</b>	<b>3,409</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>6,953</b>	<b>6,583</b>
<b>支払利息</b>							
借入金及び預金への支払利息 <sup>4</sup>	415	323	176	28	136	736	342
証券ファイナンス取引に係る支払利 息 <sup>5</sup>	332	286	254	16	31	618	446
トレーディング・ポートフォリオか らの支払利息 <sup>6</sup>	951	376	753	153	26	1,327	1,163
公正価値での測定を指定された 金融資産及び金融負債に係る 支払利息	197	201	178	(2)	11	398	369

社債利息	495	513	556	(4)	(11)	1,008	1,134
合計	2,390	1,697	1,918	41	25	4,088	3,454
受取利息純額	1,157	1,708	1,491	(32)	(22)	2,866	3,129
<b>トレーディング収益純額</b>							
インベストメント・バンク コーポ レート・クライアント・ソリュー ション	91	(38)	53		72	52	167
インベストメント・バンク インベ スター・クライアント・サービス	1,307	802	1,128	63	16	2,110	2,364
その他の事業部門及び コーポレート・センター	493	247	431	100	14	740	1,210
<b>トレーディング収益純額</b>	<b>1,891</b>	<b>1,011</b>	<b>1,612</b>	<b>87</b>	<b>17</b>	<b>2,902</b>	<b>3,741</b>
内、公正価値での測定を指定された 金融負債からの純利得/(損失) <sup>7</sup>	(648)	1,059	1,247			411	259

<sup>1</sup> 中央銀行預け金、銀行預け金及び貸出金に係る受取利息、並びに銀行預り金及び顧客預り金に係るマイナス利息から成る。<sup>2</sup> 借入有価証券及びリバース・レボ契約に係る受取利息、並びに貸付有価証券及びレボ契約に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。<sup>3</sup> 受取配当金を含む。<sup>4</sup> 銀行預り金及び顧客預り金に係る支払利息、並びに中央銀行預け金、銀行預け金及び貸出金に係るマイナス利息から成る。<sup>5</sup> 貸付有価証券及びレボ契約に係る支払利息、並びに借入有価証券及びリバース・レボ契約に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。<sup>6</sup> トレーディング負債に係る配当金の支払債務に関連する費用を含む。<sup>7</sup> 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算することにより生じた為替変動の影響額（いずれもトレーディング収益純額に報告されている。）は含まれていない。

#### 注記4 受取報酬及び手数料純額

	2016年 6月30日 終了四半期	2016年 3月31日 終了四半期	2015年 6月30日 終了四半期	対2016年度 第1四半期 変化率	対2015年度 第2四半期 変化率	2016年 6月30日 累計期間	2015年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
引受報酬	282	246	385	15	(27)	528	752
内、株式引受報酬	137	113	267	21	(49)	250	496
内、債券引受報酬	145	133	118	9	23	278	256
M&A及びコーポレート・ ファイナンス報酬	176	139	190	27	(7)	315	368
仲介報酬	880	968	995	(9)	(12)	1,848	2,073
投資信託報酬	779	814	916	(4)	(15)	1,593	1,839
ポートフォリオの運用及び アドバイザー報酬	1,968	1,966	1,951	0	1	3,934	3,892
その他	438	426	445	3	(2)	864	865
<b>受取報酬及び手数料合計</b>	<b>4,523</b>	<b>4,560</b>	<b>4,883</b>	<b>(1)</b>	<b>(7)</b>	<b>9,083</b>	<b>9,788</b>
支払仲介手数料	192	197	210	(3)	(9)	390	442
その他	243	242	264	0	(8)	486	514
<b>支払報酬及び手数料合計</b>	<b>436</b>	<b>440</b>	<b>474</b>	<b>(1)</b>	<b>(8)</b>	<b>875</b>	<b>957</b>
<b>受取報酬及び手数料純額</b>	<b>4,087</b>	<b>4,121</b>	<b>4,409</b>	<b>(1)</b>	<b>(7)</b>	<b>8,208</b>	<b>8,832</b>
内、仲介報酬純額	687	771	785	(11)	(12)	1,458	1,630

#### 注記5 その他の収益

	2016年 6月30日 終了四半期	2016年 3月31日 終了四半期	2015年 6月30日 終了四半期	対2016年度 第1四半期 変化率	対2015年度 第2四半期 変化率	2016年 6月30日 累計期間	2015年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
<b>関連会社及び子会社</b>							
子会社処分純利得 / (損失) <sup>1</sup>	(49)	(123)	2	(60)		(172)	143
関連会社投資処分純利得 / (損失)	0	0	0			0	0
関連会社の当期純利益に対する 持分	22	18	29	22	(24)	40	52
<b>合計</b>	<b>(27)</b>	<b>(104)</b>	<b>31</b>	<b>(74)</b>		<b>(132)</b>	<b>196</b>
<b>売却可能金融資産</b>							
処分純利得 / (損失)	161	76	80	112	101	237	185
減損損失	(3)	0	0			(3)	0
<b>合計</b>	<b>158</b>	<b>76</b>	<b>80</b>	<b>108</b>	<b>98</b>	<b>233</b>	<b>185</b>

不動産収益純額(処分純利得 / (損失)を除く。) <sup>2</sup>	7	7	7	0	0	14	13
投資不動産純利得 / (損失)	1	0	(2)			1	(2)
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	120	0	1			120	378
貸出金及び債権処分純利得 / (損失)	0	(1)	0	(100)		(1)	26
その他	11	40	168	(73)	(93)	51	176
<b>その他の収益合計</b>	<b>270</b>	<b>17</b>	<b>285</b>		<b>(5)</b>	<b>288</b>	<b>972</b>

<sup>1</sup> 処分された海外子会社及び支店に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。<sup>2</sup> 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。

## 注記6 人件費

	2016年 6月30日 終了四半期	2016年 3月31日 終了四半期	2015年 6月30日 終了四半期	対2016年度 第1四半期 変化率	対2015年度 第2四半期 変化率	2016年 6月30日 累計期間	2015年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
給与及び変動報酬	2,505	2,340	2,617	7	(4)	4,845	5,242
契約社員給与	117	101	88	16	33	218	169
社会保険	155	181	207	(14)	(25)	336	437
年金及びその他の退職後給付 制度	150	199	188	(25)	(20)	349	412
ウェルス・マネジメント・アメ リカズ：ファイナンシャル・ アドバイザー報酬 <sup>1</sup>	911	909	878	0	4	1,820	1,748
その他の人件費	114	170	147	(33)	(22)	284	289
<b>人件費合計<sup>2</sup></b>	<b>3,953</b>	<b>3,899</b>	<b>4,124</b>	<b>1</b>	<b>(4)</b>	<b>7,852</b>	<b>8,297</b>

<sup>1</sup> ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。<sup>2</sup> リストラクチャリング費用を含む。詳細に関しては、注記17を参照。

## 注記7 一般管理費

	2016年 6月30日 終了四半期	2016年 3月31日 終了四半期	2015年 6月30日 終了四半期	対2016年度 第1四半期 変化率	対2015年度 第2四半期 変化率	2016年 6月30日 累計期間	2015年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
賃借料	218	231	224	(6)	(3)	449	451
ITその他の機器の使用料及び 維持管理費	125	140	98	(11)	28	265	247
通信及び市場データサービス 費用	157	166	146	(5)	8	323	302
管理費	203	199	166	2	22	403	318
マーケティング及び広報費用	129	98	113	32	14	227	192
旅費及び交際費	111	115	119	(3)	(7)	227	225
専門家報酬	322	276	324	17	(1)	598	610
IT及びその他の業務の外部委託 費用	375	433	424	(13)	(12)	807	817

訴訟、規制上及び類似の 問題に対する引当金 <sup>1</sup>	72	39	71	85	1	111	130
その他	15	13	37	15	(59)	28	178
<b>一般管理費合計<sup>2</sup></b>	<b>1,727</b>	<b>1,711</b>	<b>1,723</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>3,438</b>	<b>3,470</b>

<sup>1</sup> 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加が反映されている。詳細については、注記15を参照。さらに、第三者からの回収（2016年度第2四半期：0百万スイス・フラン、2016年度第1四半期：3百万スイス・フラン、2015年度第2四半期：0百万スイス・フラン）が含まれている。<sup>2</sup> リストラクチャリング費用を含む。詳細に関しては、注記17を参照。

## 注記8 法人所得税

UBS AGは、2016年度第2四半期において、369百万スイス・フランの法人所得税費用（純額）を認識している。2015年度第2四半期においては、443百万スイス・フランの法人所得費用（純額）を認識していた。

2016年度第2四半期の当期税金費用は、前年同四半期の247百万スイス・フランに対し、218百万スイス・フランであった。この費用は、UBSスイスAG及びその他の子会社の課税所得に関連するものである。2016年度第2四半期の繰延税金費用は、2015年度第2四半期の196百万スイス・フランに対し、150百万スイス・フランであった。この費用は主に、過年度に認識された税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を同四半期のスイスにおける課税所得と相殺したために発生した繰延税金資産の回収に関連するものである。

2014年度及び2015年度において、UBSリミテッドは、UBS AGのロンドン支店から一部の事業を譲受したことに伴う繰越欠損金の移転を反映して、223百万スイス・フランの繰延税金資産を認識した。

2016年度第2四半期において、英国歳入関税庁（以下「HMRC」という。）は、自ら事前確認しているにもかかわらず、この繰越欠損金の移転に対して異議を申立てる可能性がある旨を示唆している。UBSリミテッドが繰越欠損金の移転の正当性に関する紛争においてその主張が認められない場合には、認識済の繰延税金資産が約113百万スイス・フラン減額され、過年度の潜在的な当期税金費用が発生することとなる。この繰延税金資産の減額は、現在提案されている英国税法の変更が2016年度下半期に実施されると仮定した場合の、認識済の繰延税金資産約110百万スイス・フランの減額に加えて行われるものとなる。

## 注記9 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、評価原則、評価ガバナンス、評価技法、評価調整、公正価値ヒエラルキーの区分、評価インプット、公正価値測定の感応度、及び公正価値で測定されない金融商品の公正価値算定に適用する方法に関して更なる詳細を提供している。2015年度年次報告書の監査済「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記24 公正価値測定」と併せて読まれるべきである。

### a) 評価調整

#### Day1リザーブ

以下の表は、各期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。

同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で、売却可能金融資産以外の金融商品に係る繰延Day1損益は、**トレーディング収益純額**に計上される。

売却可能金融資産に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点で**その他の包括利益**に計上され、当該資産が売却された時点で**その他の収益**に振り替えられる。

#### 繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
期首残高	474	421	458	421	480
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	38	123	69	160	145

損益計算書で認識された(利益) / 損失	(53)	(58)	(86)	(110)	(167)
その他の包括利益に認識された(利益) / 損失	(23)	0	0	(23)	0
為替換算調整	8	(13)	(16)	(5)	(33)
<b>期末残高</b>	<b>444</b>	474	425	444	425

## b) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定される当グループの金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキー区分は、以下の表の通り要約される。

### 市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定<sup>1</sup>

単位：十億スイス・フラン	2016年6月30日現在				2016年3月31日現在				2015年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>継続的に公正価値で測定される資産</b>												
トレーディング目的保有金融資産 <sup>2</sup>	78.6	16.2	2.2	97.0	81.2	17.3	3.1	101.6	96.4	21.9	2.1	120.4
内、												
国債	14.7	1.4	0.0	16.1	13.6	2.2	0.0	15.8	12.9	3.3	0.0	16.2
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.1	6.5	0.8	7.5	0.3	7.8	1.0	9.1	0.2	8.1	0.7	9.0
貸出金	0.0	3.1	0.9	4.0	0.0	1.3	1.2	2.6	0.0	1.8	0.8	2.6
投資信託受益証券	5.3	3.5	0.1	8.9	4.9	4.2	0.2	9.3	6.1	5.7	0.2	11.9
資産担保証券	0.0	0.7	0.0	0.7	0.0	0.6	0.2	0.8	0.0	1.0	0.2	1.2
資本性金融商品	50.3	0.5	0.2	51.0	48.3	0.5	0.3	49.1	62.4	1.5	0.1	64.0
ユニットリンク型投資契約金融資産	8.2	0.5	0.1	8.7	14.2	0.7	0.1	14.9	14.8	0.7	0.1	15.5
再調達価額 - 借方	1.3	194.9	2.3	198.4	0.7	177.8	2.0	180.5	0.5	164.0	2.9	167.4
内、												
金利契約	0.0	90.2	0.0	90.2	0.0	84.0	0.0	84.1	0.0	74.4	0.1	74.5
クレジット・デリバティブ契約	0.0	3.8	0.9	4.7	0.0	5.0	0.8	5.8	0.0	5.4	1.3	6.7
外国為替契約	0.5	79.7	0.4	80.7	0.4	69.5	0.4	70.3	0.3	64.9	0.5	65.7
株式/株式指数契約	0.0	17.9	0.9	18.8	0.0	16.6	0.7	17.3	0.0	15.9	1.0	16.9
コモディティ契約	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0	3.4	0.0	3.4
公正価値での測定を指定された金融資産	41.1	20.0	2.8	63.9	27.0	10.4	3.3	40.7	0.2	2.3	3.3	5.8
内、												
国債	40.9	5.6	0.0	46.6	26.8	2.5	0.0	29.3	0.0	0.0	0.0	0.0
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.0	12.2	0.0	12.2	0.1	5.7	0.0	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0
貸出金（仕組ローンを含む）	0.0	2.1	1.5	3.6	0.0	2.2	1.7	3.9	0.0	2.3	1.7	4.0
仕組リバース・レボ契約及び有価証券												
借入契約	0.0	0.0	1.2	1.2	0.0	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	1.5	1.6
その他	0.2	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3	0.2	0.0	0.1	0.3
売却可能金融資産	4.2	13.4	0.6	18.2	11.9	18.7	0.7	31.3	34.2	27.7	0.7	62.5
内、												
国債	3.2	0.4	0.0	3.6	9.4	0.9	0.0	10.3	31.1	2.0	0.0	33.1
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.9	9.7	0.0	10.6	2.5	14.5	0.0	17.0	3.0	22.2	0.0	25.2
投資信託受益証券	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.2
資産担保証券	0.0	3.3	0.0	3.3	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.4	0.0	3.4
資本性金融商品	0.1	0.1	0.4	0.6	0.1	0.0	0.5	0.6	0.1	0.0	0.5	0.6
<b>非金融資産</b>												
貴金属及びその他のコモディティ現物	4.4	0.0	0.0	4.4	3.8	0.0	0.0	3.8	3.7	0.0	0.0	3.7

非継続的に公正価値で測定される資産

その他の資産 <sup>3</sup>	5.3	0.1	0.1	5.5	0.3	0.1	0.1	0.4	0.3	0.1	0.1	0.4
公正価値で測定される資産合計	134.9	244.7	7.9	387.5	124.9	224.3	9.0	358.2	135.2	216.0	9.0	360.3



市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定<sup>1</sup> (続き)

単位：十億スイス・フラン	2016年6月30日現在				2016年3月31日現在				2015年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>継続的に公正価値で測定される負債</b>												
トレーディング目的保有金融負債	25.7	3.7	0.1	29.6	29.0	4.0	0.1	33.2	25.5	3.5	0.2	29.1
内、												
国債	6.8	0.7	0.0	7.6	7.4	0.8	0.0	8.1	6.0	0.8	0.0	6.8
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.0	2.7	0.1	2.8	0.0	2.9	0.1	3.0	0.0	2.4	0.1	2.5
投資信託受益証券	0.4	0.1	0.0	0.4	0.5	0.1	0.0	0.6	0.7	0.1	0.0	0.7
資本性金融商品	18.5	0.2	0.1	18.8	21.1	0.3	0.1	21.4	18.8	0.2	0.0	19.1
再調達価額 - 貸方	1.3	190.7	4.0	196.0	0.8	175.1	3.1	179.0	0.6	158.5	3.3	162.4
内、												
金利契約	0.0	81.6	0.6	82.2	0.0	77.2	0.3	77.5	0.0	67.2	0.3	67.6
クレジット・デリバティブ契約	0.0	3.9	1.6	5.5	0.0	5.1	1.3	6.3	0.0	5.4	1.3	6.7
外国為替契約	0.5	80.4	0.2	81.0	0.4	71.1	0.2	71.7	0.3	63.0	0.2	63.5
株式/株式指数契約	0.0	21.7	1.6	23.3	0.0	19.3	1.3	20.6	0.0	19.7	1.4	21.2
コモディティ契約	0.0	3.1	0.0	3.1	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0	3.2	0.0	3.2
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	48.0	11.6	59.7	0.0	47.0	10.7	57.8	0.0	52.3	10.7	63.0
内、												
仕組債以外の固定利付債	0.0	0.9	3.3	4.2	0.0	1.0	3.0	4.0	0.0	1.5	2.6	4.1
発行済仕組債	0.0	42.5	6.8	49.3	0.0	42.1	5.8	47.9	0.0	45.7	6.7	52.4
仕組債（店頭）	0.0	4.3	0.9	5.3	0.0	3.4	1.4	4.7	0.0	4.7	0.8	5.5
仕組レボ契約	0.0	0.2	0.6	0.8	0.0	0.5	0.6	1.0	0.0	0.3	0.6	0.8
ローン・コミットメント及び保証	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
その他の負債 - ユニットリンク型投資契約に基づく金額	0.0	9.0	0.0	9.0	0.0	15.1	0.0	15.1	0.0	15.7	0.0	15.7
<b>非継続的に公正価値で測定される負債</b>												
その他の負債 <sup>3</sup>	0.0	5.3	0.0	5.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2
<b>公正価値で測定される負債合計</b>	<b>27.0</b>	<b>256.8</b>	<b>15.7</b>	<b>299.6</b>	<b>29.8</b>	<b>241.5</b>	<b>13.9</b>	<b>285.3</b>	<b>26.1</b>	<b>230.3</b>	<b>14.1</b>	<b>270.5</b>

<sup>1</sup> 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2016年6月30日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ資産純額合計1億スイス・フラン（内、2億スイス・フランはレベル2資産純額、1億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2016年3月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ資産純額合計1億スイス・フラン（内、1億スイス・フランはレベル2資産純額、0億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2015年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計1億スイス・フラン（内、1億スイス・フランはレベル2資産純額、2億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。<sup>2</sup> トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。<sup>3</sup> その他の資産及びその他の負債は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産並びに売却目的処分グループの資産及び負債で構成されている。売却目的処分グループに関する詳細は、注記17を参照。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒ

エラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

#### c) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

開示された金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

金融資産合計約3億スイス・フラン（主にトレーディング目的金融資産、国債及び資本性金融商品で構成）と負債合計約3億スイス・フランが、2016年度上半期においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。

金融資産合計約5億スイス・フラン（主に売却可能金融資産、社債及び地方債で構成）と負債合計約1億スイス・フランが、2016年度上半期においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは一般的に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。

#### d) レベル3商品の変動

##### レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／（損失）は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産の合計は、それぞれ15億スイス・フラン及び9億スイス・フランであった。レベル3への振替は、主に仕組ローン及び資本性金融商品から成る。この振替は、各信用スプレッド及び株式市場の価格算定インプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替は、主に売買された貸出金及びクレジット・デリバティブ契約から成る。この振替は、各信用スプレッドの観察可能性が高まったことを反映している。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた負債の合計は、それぞれ17億スイス・フラン及び15億スイス・フランであった。レベル3への振替は、主に発行済エクイティ・リンク仕組債及び金利契約から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される各株価ボラティリティ及び金利ボラティリティのインプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替は、主に発行済エクイティ・リンク仕組債から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される観察可能な株価ボラティリティのインプットの入手可能性に変化が生じたことによるものである。

レベル3商品の変動

単位：十億スイス・フラン	2014年 12月31日 現在残高		包括利益に含まれる 利得 / 損失合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替 換算	2015年 6月30日 現在残高
	受取利息純 額、トレー ディング取 益純額及び その他の 収益	内、報告期 間未現在で 保有される レベル3 商品に関連 するもの										
<b>トレーディング目的保有金融資産</b>	<b>3.5</b>	<b>(0.6)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.3</b>	<b>(3.2)</b>	<b>3.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>(0.5)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>2.8</b>	
内、												
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	1.4	0.0	0.0	0.2	(0.3)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	1.1	
貸出金	1.1	(0.6)	(0.1)	0.0	(2.4)	3.0	0.0	0.1	(0.3)	(0.1)	0.9	
資産担保証券	0.6	0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.2	
その他	0.5	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.6	
<b>公正価値での測定を指定された金融資産</b>	<b>3.5</b>	<b>(0.6)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.9</b>	<b>0.0</b>	<b>0.3</b>	<b>(0.4)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>3.4</b>	
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.3	(0.4)	0.0	1.6	
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	2.4	(0.6)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	1.6	
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
<b>売却可能金融資産</b>	<b>0.6</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	
<b>再調達価額 - 借方</b>	<b>4.4</b>	<b>(0.3)</b>	<b>(0.3)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.5</b>	<b>(1.7)</b>	<b>0.4</b>	<b>(0.3)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>3.8</b>	
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	(0.8)	0.1	(0.1)	(0.1)	1.6	
外国為替契約	0.6	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.6	
株式 / 株式指数契約	1.9	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.5	(0.7)	0.1	(0.2)	(0.1)	1.3	
その他	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4	
<b>再調達価額 - 貸方</b>	<b>5.0</b>	<b>(0.4)</b>	<b>(0.6)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>(1.0)</b>	<b>0.4</b>	<b>(0.3)</b>	<b>(0.4)</b>	<b>3.7</b>	
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.7	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.2	(0.1)	(0.1)	1.3	
外国為替契約	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
株式 / 株式指数契約	2.4	(0.2)	(0.3)	0.0	0.0	0.4	(0.7)	0.2	(0.2)	(0.1)	1.8	
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)	0.3	
<b>公正価値での測定を指定された金融負債</b>	<b>11.9</b>	<b>0.4</b>	<b>0.3</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>3.8</b>	<b>(3.7)</b>	<b>1.0</b>	<b>(1.6)</b>	<b>(0.9)</b>	<b>10.9</b>	
内、												
仕組債以外の固定利付債	2.2	(0.2)	(0.1)	0.0	0.0	0.7	(0.1)	0.0	(0.3)	(0.2)	2.2	
発行済仕組債	7.3	0.5	0.1	0.0	0.0	2.8	(2.6)	0.9	(1.3)	(0.5)	7.0	
仕組債（店頭）	1.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.0	0.0	(0.2)	1.1	
仕組レボ契約	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.6	

レベル3 商品の変動 (続き)

単位：十億スイス・フラン	2015年 12月31日 現在残高		包括利益に含まれる 利得 / 損失合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替 換算	2016年 6月30日 現在残高 <sup>1</sup>
	受取利息純 額、トレー ディング収 益純額及び その他の 収益	内、報告期 間未現在で 保有される レベル3 商品に関連 するもの										
<b>トレーディング目的保有金融資産</b>	<b>2.1</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>(3.0)</b>	<b>2.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>(0.4)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>2.2</b>
内、												
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	0.7	0.1	0.1	0.5	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	(0.1)	0.8
貸出金	0.8	0.0	0.1	0.0	(2.3)	2.5	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.9
資産担保証券	0.2	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0
その他	0.4	(0.2)	(0.2)	0.1	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4
<b>公正価値での測定を指定された金融資産</b>	<b>3.3</b>	<b>(0.2)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.2</b>	<b>(0.8)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>(0.1)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>2.8</b>
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	1.7	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.2	(0.5)	0.0	0.4	(0.1)	(0.1)	1.5
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
<b>売却可能金融資産</b>	<b>0.7</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>(0.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>
<b>再調達価額 - 借方</b>	<b>2.9</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>(1.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>(0.4)</b>	<b>(0.1)</b>	<b>2.3</b>
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	(0.3)	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.9
外国為替契約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
株式 / 株式指数契約	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.3)	0.0	0.2	(0.1)	0.0	0.9
その他	0.1	(0.2)	(0.1)	0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
<b>再調達価額 - 貸方</b>	<b>3.3</b>	<b>0.8</b>	<b>0.8</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>(1.1)</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>(0.2)</b>	<b>0.0</b>	<b>4.0</b>
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.3	0.7	0.6	0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
外国為替契約	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
株式 / 株式指数契約	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.2)	0.0	0.1	(0.1)	0.0	1.6
その他	0.3	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.6
<b>公正価値での測定を指定された金融負債</b>	<b>10.7</b>	<b>0.5</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>2.3</b>	<b>(1.4)</b>	<b>0.0</b>	<b>1.1</b>	<b>(1.3)</b>	<b>(0.2)</b>	<b>11.6</b>
内、												
仕組債以外の固定利付債	2.6	0.3	0.3	0.0	0.0	0.4	(0.1)	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	3.3
発行済仕組債	6.7	0.2	0.2	0.0	0.0	1.2	(0.9)	0.0	0.9	(1.2)	(0.2)	6.8
仕組債（店頭）	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	(0.5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
仕組レボ契約	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6

<sup>1</sup> 2016年6月30日現在のレベル3資産の合計は、79億スイス・フラン（2016年3月31日現在：90億スイス・フラン、2015年12月31日現在：90億スイス・フラン）であった。2016年6月30日現在のレベル3負債の合計は、157億スイス・フラン（2016年3月31日現在：139億スイス・フラン、2015年12月31日現在：141億スイス・フラン）であった。

e) レベル3に分類される資産及び負債の評価

次の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット、かかる観察不能なインプットの値のレンジ及び各加重平均値（該当する場合）を表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジ及び加重平均値は、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジ及び加重平均値は、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

次の表に開示されている重要な観察不能なインプットは、2015年度年次報告書の監査済「連結財務書類」のセクション（記者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の注記24「公正価値測定」に記載されている当該インプットと整合している。観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響についても、2015年度年次報告書の注記24で説明されている（表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。）。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

単位： 十億スイス・フラン	公正価値				重要な 観察不能な インプット <sup>1</sup>	インプットのレンジ						単位 <sup>1</sup>	
	資産		負債			2016年 6月30日 現在			2015年 12月31日 現在				
	2016年 6月 30日 現在	2015年 12月 31日 現在	2016年 6月 30日 現在	2015年 12月 31日 現在		最低値	最高値	平均値 <sup>2</sup>	最低値	最高値	平均値 <sup>2</sup>		
	現在	現在	現在	現在		加重	加重	加重	加重	加重	加重		
トレーディング目的 保有金融資産/ト レーディング・ ポートフォリオ負 債、公正価値での 測定を指定された 金融資産/負債及 び売却可能金融資 産					市場類似商 品の相対的 価値	債券 相当価格	0	131	88	0	134	94	ポイント
社債及び地方債（金 融機関が発行した 債券を含む）	0.9	0.7	0.1	0.1									
売買された貸出金、 公正価値での測定 を指定された貸出 金、ローン・コ ミットメント及び 保証	2.6	2.6	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	貸出金 相当価格	80	103	94	65	100	93	ポイント
					割引期待 キャッ シュ・ フロー	信用 スプレッド	54	624		30	252		ベース・ ポイント
					市場類似商 品及び証券 化モデル	ディスカウ ント・マー ジ ン/ スプレッド	1	17	3	1	14	2	%
投資信託受益証券 <sup>3</sup>	0.2	0.3	0.0	0.0	市場類似商 品の相対的 価値	純資産価値							
資産担保証券	0.0	0.2	0.0	0.0	割引期待 キャッ シュ・ フロー	年率換算 期限前 償還率	1	8	3	0	18	5	%
					市場類似商 品の相対的 価値	ディスカウ ント・マー ジ ン/ スプレッド	3	4	3	0	12	3	%

					市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	1	88	11	1	92	72	ポイント
資本性金融商品 <sup>3</sup>	0.7	0.6	0.1	0.0	市場類似商品の相対的価値	価格							
仕組(リバース・)レボ契約	1.2	1.5	0.6	0.6	割引期待キャッシュ・フロー	資金調達スプレッド	15	179		18	183		ベース・ポイント
ユニットリンク型投資契約 金融資産 <sup>3</sup>	0.1	0.1			市場類似商品の相対的価値	価格							
仕組債及び仕組債以外の固定利付債 <sup>4</sup>			11.0	10.1									

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット(続き)

単位: 十億スイス・フラン	公正価値				評価技法	重要な 観察不能な インプット <sup>1</sup>	インプットのレンジ						単位 <sup>1</sup>
	資産		負債				2016年 6月30日 現在		2015年 12月31日 現在		加重 平均値 <sup>2</sup>	加重 平均値 <sup>2</sup>	
	2016年 6月 30日 現在	2015年 12月 31日 現在	2016年 6月 30日 現在	2015年 12月 31日 現在			最低値	最高値	最低値	最高値			
再調達価額													
金利契約	0.0	0.1	0.6	0.3	オプション・モデル	金利のボラティリティ	33	124	16	130		%	
						金利/金利相関	84	94	84	94		%	
						カーブ内相関	36	94	36	94		%	
					割引期待キャッシュ・フロー	年率換算期限前償還率 <sup>5</sup>			0	3		%	
クレジット・デリバティブ契約	0.9	1.3	1.6	1.3	モデル化されたデフォルト及び回収に基づく割引期待キャッシュ・フロー	信用スプレッド	2	505	1	1,163	ベース・ポイント		
						アップフロント・プライス・ポイント	26	26	8	25		%	
						回収率	0	95	0	95		%	
						信用指数相関	10	85	10	85		%	
						デイスカウント・マージン/スプレッド	0	167	1	72		%	
						信用ペア相関	57	87	57	94		%	
					原債券に係る割引期待キャッシュ・フロー	年率換算期限前償還率	1	15	0	15		%	
						年率換算デフォルト率	1	9	0	9		%	
						損失度	28	100	0	100		%	
						デイスカウント・マージン/スプレッド	1	15	1	15		%	
						債券相当価格	2	103	0	104	ポイント		
外国為替契約	0.4	0.5	0.2	0.2	オプション・モデル	金利/為替相関	(57)	60	(57)	60		%	
						為替/為替相関	(70)	80	(70)	80		%	

株式/株式指数契約	0.9	1.0	1.6	1.4	オプション・モデル	株式配当 利回り	0	21	0	57	%
						株式、株価 及び その他の 指数の ボラティ リティ	0	250	0	143	%
						株式/ 為替相関	(35)	82	(44)	82	%
						株式/ 株式相関	9	98	3	99	%
非金融資産 <sup>3,6</sup>	0.1	0.1			市場類似 商品の 相対的 価値	価格					
					割引期待 キャッ シュ・フ ロー	個別の 不動産 に係る 費用と 収益の 予測					
						割引率					
						個別の 不動産の 状態に 関する 評価					



<sup>1</sup> 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベシス・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。<sup>2</sup> デリバティブ以外の金融商品には加重平均値が表示されている。この加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。デリバティブ契約に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。<sup>3</sup> インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。<sup>4</sup> 仕組債及び仕組債以外の固定利付債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。<sup>5</sup> この観察不能なインプット・パラメーターは2016年6月30日現在、各評価技法にとって重要ではなかったため、同日現在のインプットのレンジは開示されていない。<sup>6</sup> 非金融資産には主に売却可能資産で構成されるその他の資産が含まれる。

#### f) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間(例:通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である年率換算期限前償還率との間)には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに以下に記載されるレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

#### 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

	2016年6月30日 現在		2016年3月31日 現在		2015年12月31日 現在	
	有利な 変動 <sup>1</sup>	不利な 変動 <sup>1</sup>	有利な 変動 <sup>1</sup>	不利な 変動 <sup>1</sup>	有利な 変動 <sup>1</sup>	不利な 変動 <sup>1</sup>
単位: 百万スイス・フラン						
社債及び地方債(金融機関が発行した債券を含む)	41	(36)	40	(40)	24	(25)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	86	(14)	102	(43)	88	(28)
資本性金融商品	81	(58)	152	(59)	166	(74)
金利デリバティブ契約(純額)	49	(36)	76	(44)	107	(67)
クレジット・デリバティブ契約(純額)	160	(234)	155	(198)	174	(196)
外国為替デリバティブ契約(純額)	18	(8)	21	(11)	33	(28)
株式/株式指数デリバティブ契約(純額)	65	(65)	61	(60)	61	(57)
仕組債及び仕組債以外の固定利付債	142	(145)	144	(155)	136	(146)
その他	15	(15)	22	(25)	20	(20)
<b>合計</b>	<b>658</b>	<b>(611)</b>	<b>774</b>	<b>(634)</b>	<b>809</b>	<b>(640)</b>

<sup>1</sup> 有利な変動の合計額の内、2016年6月30日現在、84百万スイス・フラン(2016年3月31日現在:152百万スイス・フラン、2015年12月31日現在:164百万スイス・フラン)は、売却可能金融資産に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2016年6月30日現在、62百万スイス・フラン(2016年3月31日現在:61百万スイス・フラン、2015年12月31日現在:71百万スイス・フラン)は、売却可能金融資産に関連するものである。

## g) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を反映している。

### 公正価値で測定されない金融商品

単位：十億スイス・フラン	2016年6月30日現在		2016年3月31日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金	94.2	94.2	105.7	105.7	91.3	91.3
銀行預け金	12.9	12.9	13.5	13.5	11.9	11.9
貸出金	307.9	312.8	306.6	309.8	312.7	314.9
借入有価証券に係る担保金	29.4	29.4	32.4	32.4	25.6	25.6
リバース・レボ契約	73.3	73.3	73.6	73.6	67.9	67.9
デリバティブに係る差入担保金	30.0	30.0	25.5	25.5	23.8	23.8
満期保有目的金融資産	4.8	4.9	2.9	2.9		
その他の資産	21.2	21.2	21.0	21.0	20.1	20.1
<b>負債</b>						
銀行預り金	15.3	15.3	11.3	11.3	11.8	11.8
顧客預り金	429.6	430.0	417.0	417.1	402.5	402.8
貸付有価証券に係る担保金	6.3	6.3	6.4	6.4	8.0	8.0
レボ契約	8.0	8.0	6.5	6.5	9.7	9.7
デリバティブに係る受入担保金	36.4	36.4	36.7	36.7	38.3	38.3
社債	86.0	87.2	87.9	89.4	82.2	84.4
その他の負債	45.8	45.8	50.8	50.8	52.1	52.1
<b>保証/ローン・コミットメント</b>						
<b>((資産)/負債)</b>						
保証	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)
ローン・コミットメント	0.0	(0.3)	0.0	0.1	0.0	0.0

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBSの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。

注記10 デリバティブ<sup>1</sup>

2016年6月30日現在 単位：十億スイス・フラン	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 <sup>2</sup>	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 <sup>2</sup>	その他の 想定元本 <sup>3</sup>
<b>デリバティブ</b>					
金利契約	90	1,269	82	1,148	9,965
クレジット・デリバティブ契約	5	148	6	159	
外国為替契約	81	2,701	81	2,545	5
株式/株式指数契約	19	260	23	317	40
コモディティ契約	3	43	3	37	9
デリバティブ以外の金融商品の 未決済の購入 <sup>4</sup>	1	48	0	16	
デリバティブ以外の金融商品の 未決済の売却 <sup>4</sup>	0	20	1	41	
<b>IFRSに準拠したネットtingに 基づくデリバティブ合計<sup>5,6</sup></b>	<b>198</b>	<b>4,489</b>	<b>196</b>	<b>4,262</b>	<b>10,019</b>
<b>2016年3月31日現在</b> 単位：十億スイス・フラン					
<b>デリバティブ</b>					
金利契約	84	1,388	78	1,226	9,591
クレジット・デリバティブ契約	6	175	6	186	
外国為替契約	70	2,603	72	2,489	8
株式/株式指数契約	17	234	21	306	41
コモディティ契約	3	37	2	32	8
デリバティブ以外の金融商品の 未決済の購入 <sup>4</sup>	0	30	0	21	
デリバティブ以外の金融商品の 未決済の売却 <sup>4</sup>	0	29	0	24	
<b>IFRSに準拠したネットtingに 基づくデリバティブ合計<sup>5,6</sup></b>	<b>181</b>	<b>4,496</b>	<b>179</b>	<b>4,284</b>	<b>9,647</b>
<b>2015年12月31日現在</b> 単位：十億スイス・フラン					
<b>デリバティブ</b>					
金利契約	75	1,493	68	1,399	8,771
クレジット・デリバティブ契約	7	162	7	170	
外国為替契約	66	2,658	63	2,487	8
株式/株式指数契約	17	230	21	306	43
コモディティ契約	3	30	3	25	8
デリバティブ以外の金融商品の 未決済の購入 <sup>4</sup>	0	10	0	17	
デリバティブ以外の金融商品の 未決済の売却 <sup>4</sup>	0	20	0	6	
<b>IFRSに準拠したネットtingに 基づくデリバティブ合計<sup>5,6</sup></b>	<b>167</b>	<b>4,603</b>	<b>162</b>	<b>4,409</b>	<b>8,831</b>

<sup>1</sup> 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2016年6月30日現在、当該デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方2億スイス・フラン（関連する想定元本30億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方1億スイス・フラン（関連する想定元本55億スイス・フラン）である。2016年3月31日現在、当該デリバティブの合計は、再調達価額 -

借方1億スイス・フラン（関連する想定元本44億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方0億スイス・フラン（関連する想定元本38億スイス・フラン）である。2015年12月31日現在、区分処理された組込デリバティブの合計は、再調達価額 - 借方1億スイス・フラン（関連する想定元本6億スイス・フラン）であり、再調達価額 - 貸方2億スイス・フラン（関連する想定元本34億スイス・フラン）である。<sup>2</sup> 貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットティングされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。<sup>3</sup> その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、各表示期間において重要ではなかった。<sup>4</sup> 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融商品の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。<sup>5</sup> 取引所取引の委託取引及びクライアントのために締結したOTC清算取引を含み、2016年6月30日現在の再調達価額 - 借方の合計は95億スイス・フラン（2016年3月31日現在：81億スイス・フラン、2015年12月31日現在：68億スイス・フラン）、2016年6月30日現在の再調達価額 - 貸方の合計は92億スイス・フラン（2016年3月31日現在：79億スイス・フラン、2015年12月31日現在：68億スイス・フラン）であった。これらは、リスク特性が著しく異なるため想定元本が上記の表に含まれていない。<sup>6</sup> ネットティング契約に関する詳細については、注記11を参照。

## 注記11 金融資産と金融負債の相殺

UBS AGIは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭及び取引所取引デリバティブに伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び/又は取引相手先のいずれかが契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

### 金融資産

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

UBS AGIは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、次の表に表示した純額は、実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

### 相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産

	ネットティング契約の対象となる資産						ネットティング契約の対象とならない資産 <sup>4</sup>	資産合計	
	貸借対照表上に認識されたネットティング		貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング <sup>3</sup>						
	相殺前の資産総額	負債総額との相殺 <sup>2</sup>	貸借対照表上に認識された資産純額	金融負債	受入担保	潜在的なネットティング考慮後の資産			
2016年6月30日現在 単位：十億スイス・フラン									
借入有価証券に係る担保金	27.3	0.0	27.3	(3.3)	(24.0)	0.0	2.0	2.0	29.4
リバース・レポ契約	111.8	(52.5)	59.3	(3.0)	(56.3)	0.0	14.0	14.0	73.3
再調達価額 - 借方	190.1	(2.7)	187.5	(147.3)	(28.6)	11.5	11.0	22.5	198.4
デリバティブに係る 差入担保金 <sup>1</sup>	57.4	(30.4)	27.0	(17.3)	(1.2)	8.5	3.0	11.4	30.0
公正価値での測定を 指定された金融資産	3.7	0.0	3.7	0.0	(1.1)	2.6	60.2	62.8	63.9
<b>資産合計</b>	<b>390.3</b>	<b>(85.6)</b>	<b>304.7</b>	<b>(170.9)</b>	<b>(111.2)</b>	<b>22.6</b>	<b>90.2</b>	<b>112.9</b>	<b>395.0</b>

2016年3月31日現在

単位：十億スイス・フラン

借入有価証券に係る担保金	30.2	0.0	30.2	(2.5)	(27.7)	0.0	2.2	2.2	32.4
リバース・レボ契約	114.9	(54.6)	60.3	(1.7)	(58.6)	0.0	13.3	13.3	73.6
再調達価額 - 借方	174.0	(2.4)	171.5	(135.1)	(25.6)	10.8	9.0	19.8	180.5
デリバティブに係る 差入担保金 <sup>1</sup>	126.5	(104.7)	21.8	(13.0)	(0.9)	7.9	3.7	11.6	25.5
公正価値での測定を 指定された金融資産	2.5	0.0	2.5	0.0	(1.6)	0.9	38.1	39.0	40.7
<b>資産合計</b>	<b>448.0</b>	<b>(161.7)</b>	<b>286.3</b>	<b>(152.2)</b>	<b>(114.5)</b>	<b>19.6</b>	<b>66.3</b>	<b>85.9</b>	<b>352.6</b>

2015年12月31日現在

単位：十億スイス・フラン

借入有価証券に係る担保金	23.9	0.0	23.9	(3.1)	(20.9)	0.0	1.6	1.6	25.6
リバース・レボ契約	117.9	(62.1)	55.8	(4.4)	(51.4)	0.0	12.1	12.1	67.9
再調達価額 - 借方	161.9	(2.5)	159.3	(123.0)	(25.5)	10.8	8.1	18.9	167.4
デリバティブに係る 差入担保金 <sup>1</sup>	85.9	(66.3)	19.6	(10.9)	(1.5)	7.2	4.1	11.3	23.8
公正価値での測定を 指定された金融資産	2.4	0.0	2.4	0.0	(1.8)	0.6	3.4	4.0	5.8
<b>資産合計</b>	<b>392.1</b>	<b>(131.0)</b>	<b>261.1</b>	<b>(141.3)</b>	<b>(101.1)</b>	<b>18.7</b>	<b>29.3</b>	<b>48.0</b>	<b>290.5</b>

<sup>1</sup> 貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ、法律上日次で決済されるロンドン清算機構（以下「LCH」という。）との金利スワップ（以下「IRS」という。）及び日次で経済的に決済されるETDが含まれている。2016年6月30日より、UBSは、LCHとのIRS取引を従前の担保モデルから決済モデルに転換した。これにより、資産総額及び負債総額、並びに対応するネットティングは2016年6月30日現在、930億スイス・フラン減少した。貸借対照表上に認識された資産純額及び負債純額に変更はない。詳細については、注記1を参照。さらに、この残高には、以下に表示された表の「再調達価額 - 貸方」項目に反映された、差入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。<sup>2</sup> 本表のロジックから、「負債総額との相殺」欄の金額と以下の負債の表における「資産総額との相殺」欄の金額は一致している。<sup>3</sup> 本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。<sup>4</sup> 強制可能なネットティング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目を含む。

## 金融負債

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債、並びにこれらの金融負債に係る信用エクスポージャーを軽減するために差し入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融資産及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融負債の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融資産及び差入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融負債になるよう表示されている。

### 相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債

	ネットティング契約の対象となる負債								
	貸借対照表上に認識された ネットティング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング <sup>3</sup>			ネットティング契 約の対象となら ない負債 <sup>4</sup>		負債合計	
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 <sup>2</sup>	貸借対照表 上に認識さ れた負債 純額	金融資産	差入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後 の負債	貸借対照表上 に認識され た負債	潜在的な ネットティ ング考慮後 の負債合計	貸借対照表 上に認識さ れた負債合 計
2016年6月30日現在 単位：十億スイス・フラン									
貸付有価証券に係る担保金	6.2	0.0	6.2	(3.3)	(2.8)	0.0	0.1	0.1	6.3
レボ契約	58.8	(52.5)	6.2	(3.0)	(3.3)	0.0	1.8	1.8	8.0

再調達価額 - 貸方	185.5	(2.7)	<b>182.8</b>	(147.3)	(21.0)	<b>14.6</b>	<b>13.2</b>	<b>27.7</b>	<b>196.0</b>
デリバティブに係る 受入担保金 <sup>1</sup>	63.7	(30.4)	<b>33.3</b>	(20.9)	(0.8)	<b>11.6</b>	<b>3.1</b>	<b>14.6</b>	<b>36.4</b>
公正価値での測定を 指定された負債	3.4	0.0	<b>3.4</b>	0.0	(0.6)	<b>2.7</b>	<b>56.3</b>	<b>59.0</b>	<b>59.7</b>
<b>負債合計</b>	<b>317.4</b>	<b>(85.6)</b>	<b>231.9</b>	<b>(174.5)</b>	<b>(28.5)</b>	<b>28.9</b>	<b>74.5</b>	<b>103.4</b>	<b>306.4</b>

2016年3月31日

単位：十億スイス・フラン

貸付有価証券に係る担保金	6.3	0.0	<b>6.3</b>	(2.5)	(3.8)	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>6.4</b>
レボ契約	59.9	(54.6)	<b>5.3</b>	(1.7)	(3.7)	<b>0.0</b>	<b>1.2</b>	<b>1.2</b>	<b>6.5</b>
再調達価額 - 貸方	169.3	(2.4)	<b>166.9</b>	(135.1)	(17.3)	<b>14.5</b>	<b>12.1</b>	<b>26.6</b>	<b>179.0</b>
デリバティブに係る 受入担保金 <sup>1</sup>	137.1	(104.7)	<b>32.4</b>	(19.3)	(1.6)	<b>11.5</b>	<b>4.3</b>	<b>15.8</b>	<b>36.7</b>
公正価値での測定を 指定された負債	3.0	0.0	<b>3.0</b>	0.0	(0.8)	<b>2.2</b>	<b>54.7</b>	<b>56.9</b>	<b>57.8</b>
<b>負債合計</b>	<b>375.7</b>	<b>(161.7)</b>	<b>213.9</b>	<b>(158.5)</b>	<b>(27.2)</b>	<b>28.2</b>	<b>72.4</b>	<b>100.6</b>	<b>286.3</b>

2015年12月31日

単位：十億スイス・フラン

貸付有価証券に係る担保金	7.9	0.0	<b>7.9</b>	(3.1)	(4.8)	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>8.0</b>
レボ契約	69.0	(62.1)	<b>6.9</b>	(4.4)	(2.5)	<b>0.0</b>	<b>2.8</b>	<b>2.8</b>	<b>9.7</b>
再調達価額 - 貸方	154.2	(2.5)	<b>151.7</b>	(123.0)	(17.4)	<b>11.3</b>	<b>10.7</b>	<b>22.1</b>	<b>162.4</b>
デリバティブに係る 受入担保金 <sup>1</sup>	99.9	(66.3)	<b>33.6</b>	(19.0)	(2.5)	<b>12.1</b>	<b>4.7</b>	<b>16.8</b>	<b>38.3</b>
公正価値での測定を 指定された負債	3.9	0.0	<b>3.9</b>	0.0	(0.7)	<b>3.1</b>	<b>59.1</b>	<b>62.3</b>	<b>63.0</b>
<b>負債合計</b>	<b>334.9</b>	<b>(131.0)</b>	<b>203.9</b>	<b>(149.4)</b>	<b>(28.0)</b>	<b>26.5</b>	<b>77.4</b>	<b>104.0</b>	<b>281.4</b>

<sup>1</sup> 貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ、法律上日次で決済されるロンドン清算機構（以下「LCH」という。）との金利スワップ（以下「IRS」という。）及び日次で経済的に決済されるETDが含まれている。2016年6月30日より、UBSは、LCHとのIRS取引を従前の担保モデルから決済モデルに転換した。これにより、資産総額及び負債総額、並びに対応するネットティングは2016年6月30日現在、930億スイス・フラン減少した。貸借対照表上に認識された資産純額及び負債純額に変更はない。詳細については、注記1を参照。さらに、この残高には、前ページに表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、受入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。<sup>2</sup> 本表のロジックから、「資産総額との相殺」欄の金額と前ページの資産の表における「負債総額との相殺」欄の金額は一致している。<sup>3</sup> 本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。<sup>4</sup> 強制可能なネットティング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目を含む。

## 注記12 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン	2016年6月30日 現在	2016年3月31日 現在	2015年12月31日 現在
<b>その他の資産</b>			
プライム・ブローカレッジ債権 <sup>1</sup>	<b>11,695</b>	11,754	11,341
ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金	<b>3,161</b>	3,128	3,184
ファイナンシャル・アドバイザーに対するその他の貸出金	<b>490</b>	522	418
保釈保証金 <sup>2</sup>	<b>1,220</b>	1,229	1,221
未収利息	<b>473</b>	547	462
未収収益 - その他	<b>1,139</b>	926	844
前払費用	<b>1,041</b>	1,067	1,032

確定給付年金資産及び退職後給付資産純額	99	0	50
決済勘定	374	499	402
未収付加価値税及びその他の税金	292	355	397
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	126	135	134
売却目的で保有する処分グループの資産 <sup>3</sup>	5,380	264	279
その他	2,878	2,590	2,485
<b>その他の資産合計</b>	<b>28,368</b>	<b>23,016</b>	<b>22,249</b>

#### その他の負債

未払プライム・ブローカレッジ <sup>1</sup>	38,888	44,011	45,306
ユニットリンク型投資契約未払額	8,973	15,100	15,718
報酬関連負債	3,964	3,231	5,122
内、未払費用	1,460	959	2,827
内、その他の繰延報酬制度	1,468	1,414	1,559
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債純額	1,036	859	736
連結投資信託における第三者持分	524	550	594
決済勘定	1,546	1,407	893
当期税金負債及び繰延税金負債	1,011	933	810
未払付加価値税及びその他の税金	441	462	446
繰延収益	243	217	210
未払利息	1,032	1,279	1,438
その他の未払費用	2,675	2,744	2,492
売却目的で保有する処分グループの負債 <sup>3</sup>	5,334	217	235
その他	1,088	838	1,343
<b>その他の負債合計</b>	<b>65,719</b>	<b>70,988</b>	<b>74,606</b>

<sup>1</sup> プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンスング及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。プライム・ブローカレッジ債権は、主としてマージン・レンディング取引に係る債権で構成されている。未払プライム・ブローカレッジは、主として顧客の有価証券貸借及び預金で構成されている。<sup>2</sup> 詳細については、注記15bの項目1を参照。<sup>3</sup> 詳細については、注記17を参照。

## 注記13 公正価値での測定を指定された金融負債

単位：百万スイス・フラン	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
仕組債以外の債券	4,196	4,008	4,098
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>1,2</sup>	3,622	3,433	3,542
仕組債 <sup>3</sup>	49,342	47,899	52,436
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>1,4</sup>	35,007	33,478	36,539
仕組債（店頭）	5,254	4,728	5,493
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>1,5</sup>	4,676	3,760	4,497
レボ契約	799	1,036	849
ローン・コミットメント及び保証 <sup>6</sup>	73	90	119
<b>合計</b>	<b>59,664</b>	<b>57,761</b>	<b>62,995</b>
内、自己の信用の（利得）／損失累計額	<b>(165)</b>	<b>(332)</b>	<b>(287)</b>

<sup>1</sup> UBS AG（個別）が発行したもので、早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。<sup>2</sup> 2016年6月30日現在、残高の100%が無担保（2016年3月31日：残高の100%が無担保、2015年12月31日現在：残高の100%が無担保）。<sup>3</sup> 仕組債以外の金利連動債も含む。<sup>4</sup> 2016年6月30日現在、残高の98%超が無担保（2016年3月31日：残高の98%超が無担保、2015年12月31日現在：残高の98%超が無担保）。<sup>5</sup> 2016年6月30日現在、残高の40%超が無担保（2016年3月31日：残高の45%超が無担保、2015年12月31日現在：残高の35%超が無担保）。<sup>6</sup> ローン・コミットメントは、融資が利用され、貸出金として認識されるまで、「公正価値での測定を指定された金融負債」として認識される。

## 注記14 償却原価で保有する負債

単位：百万スイス・フラン	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
譲渡性預金	21,731	17,689	11,967
コマーシャル・ペーパー	2,860	5,835	3,824
その他の短期社債	5,450	6,282	5,424
<b>短期負債<sup>1</sup></b>	<b>30,040</b>	<b>29,806</b>	<b>21,215</b>
仕組債以外の固定利付債	29,293	29,566	31,240
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>2</sup>	29,136	29,403	31,078
カバード・ボンド	6,000	7,289	8,490
劣後債	12,191	12,394	12,600
内、低トリガーの損失吸収Tier2自己資本	10,462	10,239	10,346
内、フェーズ・アウト（段階的除外）Tier2自己資本	1,729	2,156	2,254
スイス地方銀行の中央債券発行機関を通じて発行された社債	8,116	8,196	8,237
その他の長期社債	290	545	577
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの <sup>2</sup>	259	257	278
<b>長期負債<sup>3</sup></b>	<b>55,891</b>	<b>57,990</b>	<b>61,144</b>
<b>償却原価で保有する負債合計<sup>4</sup></b>	<b>85,931</b>	<b>87,796</b>	<b>82,359</b>

<sup>1</sup> 当初満期1年未満の負債。<sup>2</sup> UBS AG（個別）が発行したもので、早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2016年6月30日現在、残高の100%が無担保（2016年3月31日：残高の100%が無担保、2015年12月31日：残高の100%が無担保）。<sup>3</sup> 当初満期1年以上の負債。<sup>4</sup> 2016年6月30日現在、プラスの公正価値純額82百万スイス・フラン（2016年3月31日：プラスの公正価値純額55百万スイス・フラン、2015年12月31日：マイナスの公正価値純額130百万スイス・フラン）の区分処理された組込デリバティブ控除後。



## 注記15 引当金及び偶発負債

## a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレー ショナル・ リスク <sup>1</sup>	訴訟、規制 上及び類似 の問題 <sup>2</sup>	リストラク チャリング	ローン・ コミット メント 及び保証	不動産	従業員給付 <sup>5</sup>	その他	引当金 合計
<b>2015年12月31日現在残高</b>	47	2,983	624	35	157	198	120	<b>4,163</b>
<b>2016年3月31日現在残高</b>	41	2,876	536	36	148	192	131	<b>3,961</b>
損益計算書で認識された引当金の増加	7	135	101	5	0	1	23	<b>273</b>
損益計算書で認識された引当金の取崩	0	(63)	(27)	0	0	(10)	(1)	<b>(101)</b>
所定の目的に従って使用された引当金	(4)	(299)	(81)	0	(9)	(83)	(26)	<b>(501)</b>
原状回復費用資産計上額	0	0	0	0	(7)	0	0	<b>(7)</b>
振替	0	0	0	1	(2)	0	0	<b>(2)</b>
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	32	2	0	1	(5)	1	<b>30</b>
<b>2016年6月30日現在残高</b>	43	2,682	532 <sup>3</sup>	42	132 <sup>4</sup>	95	127	<b>3,653</b>

<sup>1</sup> 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。<sup>2</sup> 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。<sup>3</sup> 2016年6月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金117百万スイス・フラン（2016年3月31日：92百万スイス・フラン、2015年12月31日：110百万スイス・フラン）及び2016年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金415百万スイス・フラン（2016年3月31日：444百万スイス・フラン、2015年12月31日：514百万スイス・フラン）を含む。<sup>4</sup> 2016年6月30日現在のリース物件改良費の原状回復費用84百万スイス・フラン（2016年3月31日：94百万スイス・フラン、2015年12月31日：94百万スイス・フラン）及び2016年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金47百万スイス・フラン（2016年3月31日：55百万スイス・フラン、2015年12月31日：62百万スイス・フラン）を含む。<sup>5</sup> 長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩される。退職手当関連の引当金は、短期間（通常6ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記15b)に含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

## b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負

債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、特定の問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない(適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合)か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記15aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積することはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の5の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)の提示に関連して米国司法省(以下「DOJ」という。)犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意(以下「NPA」という。)は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金203百万米ドルの支払いに応じ、3年間の経過観察期間を受け入れた。有罪答弁又は有罪判決(NPAの解除による場合を含む。)により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適合を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「資本管理」のセクション(訳者注:原文の「Capital management」のセクション)に含まれている。

各事業部門及びコーポレート・センター部門の訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金<sup>1,2</sup>

単位: 百万スイス・フラン	ウェルズ・ マネジ メント	ウェルズ・ マネジ メント・ アメリカズ	パーソナ ル&コー ポレー ト・バン キング	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレー ト・セン ターサー ビス業務	コーポレー ト・セン ターグ ループALM	コーポレー ト・セン ター非中 核業務及び レガシー・ ポートフォ リオ	UBS
2015年12月31日現在残高	245	459	83	16	585	310	0	1,284	2,983
2016年3月31日現在残高	242	427	81	13	557	307	0	1,248	2,876

損益計算書で認識された引当金の増加	10	23	0	0	27	2	0	23	85
損益計算書で認識された引当金の取崩	(1)	(7)	0	(5)	0	0	0	0	(13)
所定の目的に従って使用された引当金	(3)	(35)	(2)	(1)	(1)	(7)	0	(249)	(299)
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	8	0	0	6	(1)	0	20	32
<b>2016年6月30日現在残高</b>	247	416	79	7	589	301	0	1,042	2,682

<sup>1</sup> 本注記に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメント（項目3）、ウェルス・マネジメント・アメリカズ（項目4）、コーポレート・センター サービス業務（項目7）、及びコーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ（項目2）に計上されている。本注記の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメントとパーソナル&コーポレート・バンキングに配分されており、項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク、コーポレート・センター サービス業務、並びにコーポレート・センター 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオに配分されている。<sup>2</sup> 引当金の変動額は、本表の目的上、項目によって分類されているため、注記15aの表に記載された変動額と異なる場合がある。

## 1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。UBSは、国際的税務行政支援の要請に基づき、スイス連邦税務局（以下「FTA」という。）から開示命令を受け、情報の提供を求められている。この要請は、UBSの現在及び以前の顧客の複数の口座番号を対象としており、2006年から2008年のデータに基づいている。UBSは、影響を受ける顧客に対して当該行政支援の手続及び手続上の権利（不服申立ての権利など）を通知する手段を講じた。当該要請は、ドイツ当局から受領したデータによるものである。同当局は、調査の過程で、スイスで登録されているUBSの顧客に関連する特定のデータを入手し、当該データを他の欧州諸国と共有していると考えられる。UBSは、他国から同様の要請があると予想している。

2013年のフランスにおける調査の結果、UBS(フランス)S.A.及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして方式審査決定（「mise en examen」）がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに關して補佐付き証人（「témoin assisté」）により証言された。2014年に、UBS AGは、脱税による収入の不正洗浄容疑に関する方式審査を受け、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金を11億ユーロとする命令（「caution」）を下した。UBS AGは保釈金額の決定を不服として異議を申立てたが、控訴院（「Cour d'Appel」）及びフランス最高裁判所（「Cour de Cassation」）は保釈金額を支持し、2014年度末に控訴を完全に棄却した。UBS AGは、フランスの裁判所による決定の様々な側面について欧州人権裁判所に異議を申立て、正式に受理されている。2015年9月に、UBSウェルス・マネジメントの前CEOは、本手続に関連する方式審査を受けた。さらに捜査判事は、当該捜査判事による出頭命令に応じなかったUBS AGのスイスを拠点とする元従業員3名に対する逮捕状の発令を要求した。

2015年に、UBS(フランス)S.A.は、2004年から2008年の間に脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄に共謀したとして方式審査を受け、2009年から2012年において補佐付き証人により証言された。保釈保証金40万ユーロが課せられたが、その後控訴裁判所により10万ユーロへと減額された。

2016年2月に、捜査判事は、調査を終結した旨をUBS AG及びUBS(フランス)S.A.に通達した。2016年7月に、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.は、フランス財務検察官の勧告（「réquisitoire」）を受けた。両当事者は、勧告について意見を述べるか、又は新たに意見書を提出するまで30日の猶予がある。判事は次に、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.が裁判にかけられることになる法律上及び事実上の容疑を述べる最終判決（「ordonnance de renvoi en correctionnelle」）を下す場合がある。

UBSは、ベルギーの捜査判事から、UBSが脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄、並びに重大な脱税に關与したとして方式審査（「inculpé」）を受けている旨の通知を受けている。

2015年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区米国連邦検事事務局及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）から複数の照会を受けた。当該機関は、1982年公平税制・財政責任法（以下「TEFRA」という。）及び米国証券法の登録要件に違反して、当行が無記名債券及びその他の無登録証券を米国人に販売した可能性を調査している。UBSは本調査について当局に協力している。

UBS、また報道によれば他の多くの金融機関が、国際サッカー連盟（以下「FIFA」という。）及び傘下のサッカー協会並びに関係者及び関係企業に関連する口座について、当局から照会を受けている。UBSはこれらの照会について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に関して、2016年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

## 2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

**開示に関するRMBS関連訴訟：**UBSは、UBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約26億米ドルに関する訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟において引き続き争点となっているRMBSの当初額面価額26億米ドルのうち、約12億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの14億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、どの程度この求償権を行使することができるのかを予測することはできない。

UBSは、特定の破綻信用組合の財産管理人として信用組合庁（以下「NCUA」という。）が提起した2件の訴訟の被告となっている。同訴訟は、当該信用組合が購入したRMBSの売出に係る文書に虚偽表示及び脱漏があったことを主張するものである。両訴訟は米国地方裁判所、すなわち、1件はカンザス地区地方裁判所、もう1件はニューヨーク州南部地区地方裁判所（以下「SDNY」という。）に提起された。カンザス地区の訴訟において争点となっている当初元本残高は約11.5億米ドルであり、SDNYの訴訟において争点となっている当初元本残高は約400百万米ドルである。2016年2月に、UBSはNCUAに対し、SDNYの訴訟に関する判決の提案を行った。NCUAはこの提案を受け入れ、これによりUBSは、NCUAが負担した弁護士費用のほか、約33百万米ドルに約36.8百万米ドルの判決前利息を加えた合計約69.8百万米ドルをNCUAに支払うことに同意した。判決は、2016年4月25日に裁判所によって登録された。

**モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：**UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた当初元本残高約41億米ドルの米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。UBSは、この金額のうち、当初元本残高約20億米ドルに関する請求（時効により認められない請求を含む。）は解決すると考えている。残りの請求は、以下に記載された問題を含め、ほぼ全てについて係争中である。UBSは、ニューヨーク州控訴裁判所の下した判決に基づき、米国住宅モーゲージ・ローンの買戻しを求める新たな請求は時効により認められないと考えている。

2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、過去において金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が買戻しを請求した、3

件のRMBS証券化（以下「取引」という。）に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、SDNYにおいて訴訟（以下「受託者訴訟」という。）を提起した。2015年1月に、裁判所は、3件のうちいずれかの取引において表明及び保証に違反したとされる全てのローンに対する損害賠償金を求める原告の試みを却下し、訴状に特定された、ローンについて行われたとされる違反又はUBSが独自に発見したと原告が立証できるその他の違反のみに基づいて請求を提起するよう原告に制限を課した。2015年2月に、裁判所は判決の再審を求める原告の申立てを却下した。しかし裁判所は、2016年4月、ニューヨーク州中間上訴裁判所による中間判決に基づき、原告は、違反したとされる全てのローンに関する請求を裁判で継続できる旨の判決を下した。存続している機関が設定した信託により申立てられた受託者訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。SDNYの裁判官による裁判は2016年5月に閉廷し、公判後の弁論趣意書が提出される予定である。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル

2015年12月31日現在残高	1,218
2016年3月31日現在残高	1,242
損益計算書で認識された引当金の増加	0
損益計算書で認識された引当金の取崩	0
所定の目的に従って使用された引当金	(255)
2016年6月30日現在残高	988

**モーゲージ関連の規制上の問題**：2014年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区米国検事事務局が1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って発行した召喚状を受領した。同局は2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する文書及び情報を求めている。2015年に、ニューヨーク州東部地区検事事務局は、現在、同局の照会の焦点となっている多数の取引を特定した。これらの取引に関して当行は追加情報を提供している。UBSは、FIRREA召喚状及びRMBS事業に関連したニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）からの召喚状への対応を継続している。さらにUBSは、不良資産救済プログラムの特別検査機関（コネチカット州の米国連邦検事事務局及びDOJと連携している。（以下「SIGTARP」という。））及びSECからの2009年から現在までの流通市場におけるモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する照会に応じている。当行はこれらの問題について当局に協力している。多くの他の銀行も同様の照会に応じていると報告されている。

「住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金」の表に反映されているように、この項目2に記載された問題に関して、2016年6月30日現在の当行の貸借対照表には、988百万米ドルの引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

### 3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定してお

り、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部UBS子会社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人(UBSの現・旧従業員を含む。)に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額について追加で申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業(及びUBS以外の企業)を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により控訴が申立てられた。2014年に、ルクセンブルク控訴裁判所は、テスト・ケース1件について控訴を全面的に棄却したが、投資家はこの決定に上訴した。2015年に、ルクセンブルク最高裁判所はUBSを勝訴とし、投資家の上訴を退けた。2016年6月、ルクセンブルク控訴裁判所は、残りのテスト・ケースを全面的に棄却した。米国においては、BMISの受託者が2010年に、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。UBSの申立てを受けて、2011年にSDNYは、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような請求を行う資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年に、第2巡回区は、地方裁判所の判決を支持した。2014年に、米国連邦最高裁判所は、第2巡回区の判決の再審理を求めるBMISの受託者の申立てを却下した。2014年に、BMISの受託者と同様の請求を主張し、金額未定の損害賠償金を求めて、BMISの顧客によりUBSの企業等に対し、1件の推定上の集団訴訟を含むいくつもの請求が米国で提起された。1件の請求は原告により自発的に取り下げられた。2015年に、UBSの申立てを受けて、SDNYは、UBSの企業に対する請求を審理する管轄権がニューヨーク州の裁判所にはないことを根拠に、残りの2件の請求を却下した。かかる請求のうち1件の原告は、この却下を不服として上訴した。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。2015年に、控訴裁判所は、UBSに49百万ユーロに利息(約15.3百万ユーロ)を加えた金額の支払いを命じた。

#### 4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービス・インコーポレイテッド・オブ・プエルトリコ(以下「UBS PR」という。)が販売するクローズド・エンド型投資信託(以下「当投資信託」という。)の市場価格が2013年8月以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停(損害賠償請求総額約18億米ドル)の原因となった。このうち、損害賠償請求総額約642百万米ドル分の請求については、和解、調停又は請求の取下げにより解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び/又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。また、2014年に、当投資信託で何億米ドルもの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。被告による当該判決への上訴許可の請求は、プエルトリコ上訴裁判所及びプエルトリコ最高裁判所によって退けられた。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネージャーに対して提起された。被告は、かかる訴訟の棄却を申立てている。2015年に、プエルトリコ裁判所に提訴されたUBS PRに対する集団訴訟では、公平な救済を求め、UBS PRが2013年12月にUBS バンクUSAから取得した目的自由ローンを回収する試みを停止するよう求めている。原告団は、当該ローンは無効だと主張している。第一審裁判所は、ローン契約書の合意管轄条項を理由に被告の訴訟棄却の申立てを退けた。プエルトリコ最高裁判所は、当該判決に対する被告の申立ての審査が終了するまで訴訟を停止している。

2014年に、UBSは、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁(以下「OCFI」という。)による2006年1月から2013年9月までのUBSの業務に関する審査に関連して、OCFIとの和解に至った。この和解に基づき、UBSは投資家教育基金への拠出及び賠償として総額最大7.7百万米ドルを支払う予定である。

2015年に、SEC及び金融業規制機構(以下「FINRA」という。)は、2013年の市場の出来事に端を発した個別の調査に関するUBS PRとの和解を公表した。いずれの問題の調査結果も認めることも否定することもせず、UBS

PRは、SECとの和解において15百万米ドル、FINRAとの和解において18.5百万米ドル（UBS PRの顧客165名に対する賠償金最大11百万米ドル及び民事制裁金7.5百万米ドルを含む。）の支払に同意した。当行はまた、DOJが目的自由ローンから得た資金の許容されない再投資について犯罪捜査を行っていることを把握している。当行はこの捜査について当局に協力している。

2011年に、プエルトリコ自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した代表訴訟が、UBS PR（引受業務及びコンサルティング業務に関連して被告に加えられた。）を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。被告による請求棄却の申立てが係属中である。

さらに2013年に、SECの行政法判事は、違反は認められないとして、UBSの経営幹部2名に対するSECの訴えを却下した。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBSによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBSは2012年に和解した。2012年より、2件の連邦集団訴訟の訴状（その後併合）が、UBSの企業等、特定のファンド及びUBS PRの一部の上級経営幹部に対して提起された。当該訴状は、SECの訴訟と同様の主張に基づいて2008年1月から2012年5月までの期間中にファンドで投資家が被った損失に対する損害賠償を求めるものである。当該併合訴訟の治安判事は、集団の認定を求める原告の申立てを却下するよう勧告している。

2015年に、プエルトリコ自治連邦区の知事は、債務不履行に陥ったことを発表した。同自治連邦区の一部の機関及び公社は、2015年8月に開始した特定の金利の支払を履行しておらず、さらなる支払不履行が発生すると予想される。2016年6月、連邦法に従って、プエルトリコの財政を監視し、債務再編を行う権限を有する監督委員会が設置された。このような事象、さらなる債務不履行、同自治連邦区の債務を再編する法的手段の構築や同自治連邦区の財政の一層の監視を行う追加の法的措置、あるいは同自治連邦区の債務の再編により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

この項目4に記載された問題に関して、2016年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

## 5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

**外国為替に関連する規制上の問題：**2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。その後、FINMA、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）、DOJ、SEC、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、連邦準備制度理事会、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）、オーストラリア証券投資委員会（以下「ASIC」という。）、香港金融管理局（以下「HKMA」という。）、韓国公正取引委員会（以下「KFTC」という。）及びブラジル競争法当局（以下「CADE」という。）など様々な当局が、外国為替相場不正操作の疑いに関する調査を開始した。WEKO、また報道によれば様々な当局が、貴金属価格の不正操作も調査している。UBSは、継続中の調査の結果を受けて、一部担当者に対し引き続き適切な措置を講じており、今後も講じていく予定である。

2014年に、UBSは、外国為替の調査に関連してFCA及びCFTCと和解に至り、FINMAは、外国為替及び貴金属業務に関連してUBSに対する正式な手続を終結する命令を発した。UBSはこれらの機関に合計約774百万スイス・フランを支払った。これには、FCAに対する罰金234百万英ポンド、CFTCに対する罰金290百万米ドル及びFINMAに対する、回避した費用と利益の没収に相当する134百万スイス・フランが含まれる。2015年に、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、UBS AGに対し、停止命令及び民事制裁金査定に関する同意命令（以下「連邦準備制度命令」という。）を出した。連邦準備制度命令の一環として、UBS AGは民事制裁金342百万米ドルを支払った。

2015年に、DOJの犯罪局（以下「犯罪局」という。）は、UBSによる基準金利の呈示に関連する2012年12月のUBS AGとの不起訴合意（以下「NPA」という。）を解除した。このため、UBS AGは犯罪局と司法取引を行い、当該取引に従って、UBS AGは、合衆国法典第18編第1343条及び第2条に違反する送金不正の1訴因について米国コネチカット地区地方裁判所において提訴されたUBS AGに対する1件の犯罪情報について、有罪を認めることに同意し、実際に有罪を認めた。司法取引に基づき、UBS AGは、203百万米ドルの罰金と3年間の経過観察期間

を含んだ判決に合意した。当該犯罪情報では、おおよそ2001年から2010年の間に、UBS AGが、日本円LIBORを含む基準金利を操作することで取引相手先をだまして金利デリバティブを締結させるスキームに関与していたという主張がされている。判決言い渡しは現時点では2016年11月29日に予定されている。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づきNPAを解除した。違反行為には、顧客と特定の為替市場取引を実施する際の詐欺的かつ不正な為替取引及び販売実務、並びに一部の為替市場における他の参加者との共謀が含まれる。

当行は、これらの当局に協力し、UBSのプロセス及び統制の向上など特定の改善に取り組む継続的な義務を有している。

UBSは、ユーロ/米ドルに関する共謀について、DOJの反トラスト局（以下「反トラスト局」という。）により条件付免責が認められており、他の通貨ペアに関する不起訴合意も締結している。このため、UBS AGは、反トラスト法違反について、反トラスト局による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これはUBS AGが継続して協力することを条件としている。ただし、条件付免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関がUBS AGに対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。またUBSは、貴金属に関する競争法違反の可能性について、特定の管轄区域の当局（WEKOを含む。）から条件付の制裁措置の減免が認められており、そのため、UBS AGの継続的な協力を条件として、当該管轄区域における反トラスト法又は競争法の違反による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。

2015年に、UBS AGは、ボラティリティキャップ付UBS V10通貨インデックスに連動するUBS AG発行の仕組債に関してSECと和解した。

上述の解決にかかわらず、CFTCを含む多数の当局による為替及び貴金属の問題に関する調査は依然として継続している。

**外国為替に関連する民事訴訟**：2013年11月以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。これらの訴訟は、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。2015年に、為替先物契約及び為替先物契約に係るオプションを2003年1月1日以降に契約した者又は保有している者の推定上の集団を代表して、UBS及び他行に対し、追加の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所で提起された。訴状は、商品取引法（以下「CEA」という。）及び米国反トラスト法に基づく請求を主張している。2015年に、上記の米国連邦裁判所集団訴訟の対象となる者の推定上の両集団を代表して、併合訴状が提出された。UBSは、これら米国連邦裁判所集団訴訟の全てを解決する和解合意を締結している。この和解合意は、裁判所の予備承認を得ているが、裁判所の最終承認を条件としており、特にUBSが合計141百万米ドルを支払い、和解集団への協力をを行うことを求めている。

1974年従業員退職所得保障法（以下「ERISA法」という。）適格制度の参加者、受益者及び指名された受託者を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他行に対して、ニューヨークの連邦裁判所で提起されている。被告となっている銀行は、当該参加者、受益者及び受託者のために、為替取引サービスを提供し、ERISA制度の管理に関する一任された権限又は支配権を行使し、また当該制度の資産に関連する為替取引サービスの実行を認可又は許可していた。訴状は、ERISA法に基づく請求を主張している。

2015年に、自己使用を目的として外貨を被告及びその共謀者から直接購入した米国の個人及び企業の推定上の集団を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、連邦裁判所に提起された。当該訴訟は、ニューヨークの連邦裁判所に移送されている。

2015年に、UBSは、現物貴金属及び様々な貴金属商品並びにデリバティブの購入者又は売却者の推定上の集団を代表してニューヨークの連邦裁判所及びその他の管轄区域において他行に対して提起された係争中の推定集団訴訟に加えられた。当該訴訟における訴状は、米国反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに他の請求を主張している。

**LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題**：SEC、CFTC、DOJ、FCA、SFQ、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、HKMA、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、LIBOR及び他の基準金利の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、特にUBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2012年に、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払った。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金



700百万米ドル、DOJに対する罰金500百万米ドル及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。日本のUBS証券株式会社（以下「UBSSJ」という。）は、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認めた。UBSはDOJとNPAを締結した。この合意は（司法取引と共に）、以下に記載した条件付の軽減措置や免責の認定範囲を超える行為を対象としており、UBSSJの判決後に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決でUBSSJに科される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。NPAに基づき、当行は、特に2012年12月18日より2年間にわたり、UBSは米国内においていかなる犯罪も行っていないこと、また詐欺又は証券及びコモディティ市場に関する米国の法律違反にかかる犯罪行為に該当するおそれのあるUBS又はその従業員による全ての行為について当行よりDOJに報告することについて同意した。NPAの期間は、1年延長されて2015年12月18日までとなった。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づき2015年に、NPAを解除した。このためUBSは、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認め、罰金203百万米ドルの支払いに応じ、3年間の経過観察期間を受け入れた。判決の言い渡しは現在、2016年11月29日に予定されている。

2014年に、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスプレッドの調査に関して、UBSは欧州委員会（以下「EC」という。）と和解に至り、12.7百万ユーロの罰金を支払った。当該金額は、UBSがECに協力したことを一部踏まえ、この額まで減額されたものである。MAS、HKMA及び日本の金融庁は、UBS（及び場合によっては他行）の調査を全て終結している。当行は、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済を行う継続的な義務を負っている。

これらの解決にかかわらず、CFTC、ASIC及びその他の政府当局による調査は依然として継続している。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円LIBORの呈示に関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局、WEKO及びECを含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。この条件付の措置により、当行は、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責又は制裁措置の減免を認められた管轄区域においては、反トラスト法又は競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が継続して協力することを条件としている。ただし、当行に認められた条件付の制裁措置の減免及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の制裁措置の減免により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の制裁措置の減免及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

*LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟*：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中であるか、又は同裁判所に移管される見込みである。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、米ドルLIBORに金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利（米ドルLIBOR、ユーロ円LIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR又は米ドルISDAFIXを含む。）の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。2013年に、米ドルに関連する訴訟の地方裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の一部を却下した。一部の原告は、当該判決を不服として連邦第2巡回区控訴裁判所に上訴した。同裁判所は、2016年5月、反トラスト法上の損害は認められないとして地方裁判所の判決を破棄し、反トラスト法上の原告適格の有無につきさらなる審判を行うよう地方裁判所に差し戻した。2014年に、1件のユーロ円LIBOR訴訟の裁判所は、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づく原告の請求に対する以前の却下を支持した。その他の訴訟（EURIBOR、スイス・フランLIBOR及び英ポンドLIBORに関する訴訟を含む。）においてUBS及び他の被告は却下の申立てを行っている。

2014年9月以降、特にISDAFIXに連動する金利デリバティブ取引を行った当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、複数の推定集団訴訟がニューヨーク及びニュージャージーの連邦裁判所に提起されている。訴状（その後1件の修正訴状に併合）は、被告が2006年1月1日から2014年1月までにわたり共謀してISDAFIXを操作し、米国反トラスト法及び一部の州法に違反したと主張し、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償を求めている。2016年3月、ISDAFIX訴訟の裁判所は、原告がUBS AGを含む被告に対し、シャーマン法に基づく請求並びに契約違反及び不正利得に基づく請求を明示しているとして、被告による却下の申立ての大部分を退けた。

**国債：**2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が米国連邦裁判所に提起されている。訴状は全体として、これらの銀行がオークションで販売された米国債に関して共謀し、その価格を操作したと申立てている。訴状では、反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに不当利得に対する請求を主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。これらの提訴を受け、UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局からの米国債及びその他の国債の取引実務に関する調査及び情報提供の要請に対応している。現時点までの自己評価では、UBSは適切な措置を講じている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2016年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

## 6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。この覚書は、スイスの銀行が導入すべき施策を定めており、これには影響を受ける全ての顧客に最高裁判所の判決を伝え、詳細については銀行内部の連絡先を教えることが含まれている。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2016年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

## 7 バンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのバンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約25億ブラジル・レアル（利息及び罰金を含み、BTGが保有する負債を控除した金額）と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価は、行政及び司法手続において異議が申立てられている。これらの評価の大部分は、UBSによる2006年のパクチュアル買収に関連するのれんの償却及び様々な利益分配制度を通じてパクチュアルの従業員に行われた支払いの控除可能性に関連するものである。2015年に、のれんの償却の評価に関連して、中間行政裁判所は税務当局におおむね有利な判決を下した。2016年5月、最高行政裁判所は、多くの重要な問題に関する当該判決の見直しに同意した。

注記16 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

以下の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

単位：百万スイス・フラン	2016年6月30日現在			2016年3月31日現在			2015年12月31日現在		
	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額
<b>保証</b>									
信用保証及び類似商品	6,393	(448)	5,945	6,525	(439)	6,086	6,708	(315)	6,393
契約履行保証及び類似商品	3,111	(763)	2,347	3,029	(643)	2,386	3,035	(699)	2,336
信用状	6,376	(1,626)	4,750	6,073	(1,602)	4,471	6,276	(1,707)	4,569
<b>保証合計</b>	<b>15,880</b>	<b>(2,837)</b>	<b>13,043</b>	<b>15,627</b>	<b>(2,684)</b>	<b>12,942</b>	<b>16,019</b>	<b>(2,721)</b>	<b>13,298</b>
<b>貸出コミットメント</b>	<b>49,582</b>	<b>(1,454)</b>	<b>48,128</b>	<b>51,918</b>	<b>(1,480)</b>	<b>50,438</b>	<b>56,072</b>	<b>(1,559)</b>	<b>54,513</b>
<b>先日付スタートの取引<sup>1</sup></b>									
リバース・レポ契約	14,373			18,695			6,577		
有価証券借入契約	88			43			6		
レポ契約	11,188			13,098			6,323		

<sup>1</sup> UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

## 注記17 組織変更及び処分

### リストラクチャリング費用

リストラクチャリング費用は、UBS AGの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要な一時費用であり、退職手当及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約解除料、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。リストラクチャリング計画に関連する費用は、その性質が一時的なものであることから、また、業績をより精緻に表示するために、かかる費用を以下に別途表示している。

#### 各事業部門及びコーポレート・センターのリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
ウェルス・マネジメント	86	79	69	165	115
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	38	33	24	71	48
パーソナル&コーポレート・バンキング	31	23	17	55	33
アセット・マネジメント	34	20	4	54	22
インベストメント・バンク	163	117	66	280	136
コーポレート・センター	22	(8)	12	15	143
内、サービス業務	18	(9)	0	8	118
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	5	2	13	6	24
<b>リストラクチャリング費用純額合計</b>	<b>373</b>	<b>263</b>	<b>191</b>	<b>636</b>	<b>496</b>
内、人件費	187	126	110	313	178
内、一般管理費	187	136	80	323	306
内、有形固定資産の減価償却費及び減損	0	1	1	0	11
内、無形資産の償却費及び減損	0	0	0	0	0

#### 人件費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
給与及び変動報酬	197	114	129	311	197
契約社員給与	16	11	9	28	14
社会保険	1	2	1	3	2
年金及びその他の退職後給付制度	(30)	(4)	(33)	(34)	(41)
その他の人件費	2	4	4	6	5
<b>リストラクチャリング費用純額合計：人件費</b>	<b>187</b>	<b>126</b>	<b>110</b>	<b>313</b>	<b>178</b>

#### 一般管理費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2016年6月30日	2016年3月31日	2015年6月30日	2016年6月30日	2015年6月30日
賃借料	41	29	9	70	19
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	34	10	(6)	44	24
管理費	6	3	1	10	4
旅費及び交際費	4	2	4	6	6
専門家報酬	36	34	42	70	73

IT及びその他のサービスの外部委託費用	74	74	47	148	70
その他 <sup>1</sup>	(8)	(17)	(16)	(25)	110
<b>リストラクチャリング費用純額合計：一般管理費</b>	<b>187</b>	<b>136</b>	<b>80</b>	<b>323</b>	<b>306</b>

<sup>1</sup> 主に不利な不動産リース契約から成る。

## 売却目的処分グループ

2016年度第2四半期において、UBS AGはウェルス・マネジメント事業部門内の生命保険子会社を売却することに合意した。これにより、23百万スイス・フランの損失を認識した。この売却は、慣習的な完了条件を満たせば、2016年度下半期に完了する予定である。2016年6月30日現在、当該事業の資産及び負債は**その他の資産**及び**その他の負債**に売却目的処分グループとして表示されており、その合計は、それぞれ5,380百万スイス・フラン及び5,334百万スイス・フランであった。

## 注記18 為替換算レート

以下の表は、UBS AGの在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート				平均レート <sup>1</sup>				
	2016年 6月30日 現在	2016年 3月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2015年 6月30日 現在	2016年 6月30日 終了 四半期	2016年 3月31日 終了 四半期	2015年 6月30日 終了 四半期	2016年 6月30日 累計期間	2015年 6月30日 累計期間
1米ドル	0.98	0.96	1.00	0.94	0.98	0.99	0.94	0.99	0.94
1ユーロ	1.08	1.09	1.09	1.04	1.10	1.10	1.04	1.10	1.04
1英ポンド	1.30	1.38	1.48	1.47	1.37	1.42	1.45	1.39	1.44
100円	0.95	0.85	0.83	0.76	0.92	0.86	0.77	0.89	0.78

<sup>1</sup> スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている四半期の平均レートは、同じ機能通貨を使用しているの全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

## 注記19 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

### ペインウェバーの有価証券の保証

2000年にUBSが取得する前のペインウェバー・グループ・インク（以下「ペインウェバー」という。）はSEC登録会社であった。取得時にペインウェバーは、UBS AGの完全間接子会社であるUBSアメリカズ・インクに吸収合併された。取得後に、UBS AGは、ペインウェバーのシニア債（以下「負債性証券」という。）に対して完全かつ無条件の保証契約を締結した。当該保証に従い、UBSアメリカズ・インクが負債性証券の契約に基づき期日に返済することができなければ、負債性証券の保有者又は負債性証券の受託者は、UBSアメリカズ・インクに対する請求手続なしにUBS AGからの返済を要求することができる。

2016年6月30日現在、UBSアメリカズ・インクのシニア債の発行残高は、約136百万スイス・フランであった。本シニア債は2017年と2018年に満期を迎える。

### その他の証券の保証

UBS AGの完全子会社である米国所在の一部の企業は、2016年度第2四半期を通じて、米国連邦証券法に基づいて登録された発行済トラスト型優先証券を保有していた。UBS AGは、これらの企業、すなわちUBS Preferred Funding Trust IV及びUBS Preferred Funding Trust Vの業績による変動性を負担しないため、当該企業を連結していない。しかしながら、UBS AGは、これらの証券に対して完全かつ無条件の保証を供与し

た。連結対象外の米国所在の発行企業は、保証会社の補足情報に関する以下の表において独立した列項目として表示されている。かかる企業は連結対象外であるため、当該列項目に表示されている金額は、相殺消去処理の欄で相殺消去されている。

2016年度第2四半期において、これらの企業が発行した証券は償還されたため、2016年6月30日現在、これらの企業の残高は存在しない。

#### **UBSスイスAGの連帯債務**

2015年6月に、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務（上述のペインウェバー及びその他の証券の既存の保証を含む。）に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、資産譲渡以降、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン

2016年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 <sup>2</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>営業収益</b>							
受取利息	4,175	2,069	1,102	25	528	(946)	6,953
支払利息	(3,705)	(328)	(515)		(453)	913	(4,088)
受取利息純額	471	1,741	587	25	75	(33)	2,866
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(6)	4	(4)		(3)	0	(9)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	464	1,745	583	25	72	(33)	2,857
受取報酬及び手数料純額	768	1,659	3,758		2,040	(17)	8,208
トレーディング収益純額	2,533	337	187		126	(281)	2,902
その他の収益	814	471	304		(711)	(590)	288
<b>営業収益合計</b>	<b>4,580</b>	<b>4,212</b>	<b>4,832</b>	<b>25</b>	<b>1,527</b>	<b>(922)</b>	<b>14,254</b>
<b>営業費用</b>							
人件費	2,910	1,036	3,127		778	0	7,852
一般管理費	(206)	1,681	1,333		631	(1)	3,438
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費 及び減損	348	6	86		42	0	481
無形資産の償却費及び減損	11	0	32		4	0	47
<b>営業費用合計</b>	<b>3,063</b>	<b>2,723</b>	<b>4,578</b>		<b>1,455</b>	<b>(1)</b>	<b>11,818</b>
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>1,517</b>	<b>1,489</b>	<b>254</b>	<b>25</b>	<b>72</b>	<b>(921)</b>	<b>2,436</b>
税金費用 / (税務上の便益)	116	315	20		187	(4)	634
当期純利益 / (損失)	1,401	1,174	234	25	(116)	(916)	1,802
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損 失)	78	0	0	31	0	(31)	78
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	0		1	0	1
<b>株主に帰属する当期純利益 / (損失)</b>	<b>1,323</b>	<b>1,174</b>	<b>234</b>	<b>(6)</b>	<b>(117)</b>	<b>(886)</b>	<b>1,723</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、当報告書の「UBS AG (個別) 財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「UBS AG (standalone) financial and regulatory information」のセクション) を参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「法人の財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) を参照。<sup>2</sup> これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

2016年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 <sup>2</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>株主に帰属する包括利益</b>							
当期純利益 / (損失)	1,323	1,174	234	(6)	(117)	(886)	1,723
<b>その他の包括利益</b>							
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益</b>							
為替換算調整、税効果後	141	0	(380)		(597)	345	(491)
売却可能金融資産、税効果後	(109)	(21)	66		(21)	178	93
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	342	333	0		0	18	694
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>374</b>	<b>312</b>	<b>(314)</b>	<b>0</b>	<b>(618)</b>	<b>542</b>	<b>296</b>
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益</b>							
確定給付制度、税効果後	(227)	10	(99)		(55)	(10)	(381)
公正価値での測定を指定された負債に係る 自己の信用、税効果後	(105)						(105)
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>(332)</b>	<b>10</b>	<b>(99)</b>	<b>0</b>	<b>(55)</b>	<b>(10)</b>	<b>(486)</b>
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>42</b>	<b>322</b>	<b>(413)</b>	<b>0</b>	<b>(673)</b>	<b>531</b>	<b>(190)</b>
<b>株主に帰属する包括利益合計</b>	<b>1,366</b>	<b>1,496</b>	<b>(179)</b>	<b>(6)</b>	<b>(790)</b>	<b>(355)</b>	<b>1,533</b>
優先証券保有者に帰属する包括利益	357	0	0	313	0	(313)	357
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	0		1	0	1
<b>包括利益合計</b>	<b>1,722</b>	<b>1,496</b>	<b>(179)</b>	<b>307</b>	<b>(789)</b>	<b>(668)</b>	<b>1,890</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、当報告書の「UBS AG (個別) 財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「UBS AG (standalone) financial and regulatory information」のセクション) を参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「法人の財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) を参照。<sup>2</sup> これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。



保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン

2016年6月30日現在	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	その他の 子会社 <sup>2</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>資産</b>						
現金及び中央銀行預け金	34,215	46,418	4,093	9,519	0	94,246
銀行預け金	38,672	4,118	9,312	27,631	(66,862)	12,870
貸出金	92,061	185,182	47,059	33,132	(49,574)	307,860
借入有価証券に係る担保金	37,928	5,656	45,324	7,704	(67,244)	29,367
リバース・レボ契約	59,749	25,595	31,764	9,457	(53,274)	73,289
トレーディング・ポートフォリオ資産	75,074	1,871	7,290	23,788	(6,660)	101,364
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産	41,298	0	3,455	2,604	(16,578)	30,778
再調達価額 - 借方	196,228	7,858	11,649	34,792	(52,087)	198,441
デリバティブに係る差入担保金	26,069	1,443	3,022	12,250	(12,829)	29,955
公正価値での測定を指定された金融資産	41,500	13,662	5,263	6,812	(3,315)	63,922
売却可能金融資産	10,372	4,484	5,821	1,870	(4,336)	18,211
満期保有目的金融資産	0	4,798	0	0	0	4,798
子会社及び関連会社投資	48,108	14	1	1	(47,174)	950
有形固定資産及びソフトウェア	6,720	21	991	209	0	7,941
のれん及び無形資産	311	0	4,955	1,168	(32)	6,402
繰延税金資産	2,184	642	7,535	1,826	(38)	12,150
その他の資産	13,279	1,855	9,446	7,630	(3,842)	28,368
<b>資産合計</b>	<b>682,469</b>	<b>303,618</b>	<b>193,524</b>	<b>177,789</b>	<b>(367,266)</b>	<b>990,135</b>
<b>負債</b>						
銀行預り金	31,279	17,418	20,947	21,818	(76,203)	15,259
顧客預り金	114,700	242,362	72,679	45,256	(45,442)	429,555
貸付有価証券に係る担保金	33,811	2,900	34,061	2,772	(67,244)	6,301
レボ契約	30,430	9,216	10,404	11,268	(53,274)	8,043
トレーディング・ポートフォリオ負債	21,276	243	4,706	9,674	(6,285)	29,614
再調達価額 - 貸方	192,223	7,506	11,397	36,967	(52,087)	196,006
デリバティブに係る受入担保金	31,901	388	3,324	13,568	(12,829)	36,352
公正価値での測定を指定された金融負債	59,107	0	13	4,072	(3,528)	59,664
社債	76,242	8,144	1,605	(634)	574	85,931
引当金	1,507	178	1,643	303	21	3,653
その他の負債	32,990	2,770	15,973	17,865	(3,879)	65,719
<b>負債合計</b>	<b>625,465</b>	<b>291,126</b>	<b>176,751</b>	<b>162,930</b>	<b>(320,176)</b>	<b>936,096</b>
<b>株主に帰属する持分</b>						
優先証券保有者に帰属する持分	649	0	0	0	0	649
非支配持分に帰属する持分	0	0	0	37	0	37
<b>資本合計</b>	<b>57,005</b>	<b>12,492</b>	<b>16,773</b>	<b>14,859</b>	<b>(47,090)</b>	<b>54,039</b>

<b>負債及び資本合計</b>	<b>682,469</b>	<b>303,618</b>	<b>193,524</b>	<b>177,789</b>	<b>(367,266)</b>	<b>990,135</b>
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	------------------	----------------

<sup>1</sup> UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、当報告書の「UBS AG (個別) 財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「UBS AG (standalone) financial and regulatory information」のセクション) を参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「法人の財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) を参照。<sup>2</sup> これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

2016年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS		UBS	その他の 子会社 <sup>1</sup>	UBS AG (連結)
	UBS AG <sup>1</sup>	UBS スイスAG <sup>1</sup>	アメリカズ ・インク <sup>1</sup>		
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(38,125)	(5,369)	2,215	1,743	(39,536)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>					
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	0	0	(23)	(23)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>2</sup>	71	0	0	0	72
有形固定資産及びソフトウェア購入	(742)	(11)	(145)	(35)	(934)
有形固定資産及びソフトウェア処分	173	0	3	17	193
売却可能金融資産購入	(4,059)	(522)	(1,200)	(1,582)	(7,363)
売却可能金融資産の処分及び償還	25,740	19,134	715	5,523	51,112
満期保有目的金融資産の(購入)/償還純額	0	(4,878)	0	0	(4,878)
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>21,183</b>	<b>13,722</b>	<b>(627)</b>	<b>3,899</b>	<b>38,177</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>					
短期借入債務発行/(償還)純額	11,124	(9)	(1,319)	0	9,797
UBS株式に係る分配金の支払	(3,434)	0	0	0	(3,434)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	17,906	233	0	718	18,857
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(15,796)	(354)	(7)	(1,208)	(17,365)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,366)	0	0	0	(1,366)
非支配持分の変動純額	0	0	0	(5)	(5)
子会社投資に係る活動純額	(1,655)	0	0	1,655	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	<b>6,779</b>	<b>(129)</b>	<b>(1,326)</b>	<b>1,160</b>	<b>6,484</b>
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(726)	(53)	(351)	(163)	(1,293)
<b>現金及び現金同等物の増加/(減少)純額</b>	<b>(10,888)</b>	<b>8,170</b>	<b>(89)</b>	<b>6,640</b>	<b>3,832</b>
現金及び現金同等物期首残高	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	<b>37,014</b>	<b>48,416</b>	<b>6,995</b>	<b>14,370</b>	<b>106,795</b>
<b>現金及び現金同等物の構成:</b>					
現金及び中央銀行預け金	34,150	46,418	4,093	9,519	94,181
銀行預け金	2,291	1,795	2,793	4,734	11,613
マネー・マーケット・ペーパー <sup>3</sup>	572	203	108	117	1,001
<b>合計</b>	<b>37,014</b>	<b>48,416</b>	<b>6,995</b>	<b>14,370</b>	<b>106,795<sup>4</sup></b>

<sup>1</sup> キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。従って、連結対象外のUBS Preferred Funding Trust IV及びVは、本表に表示されていない。2016年6月30日に終了した6ヶ月間において、これらの信託は、当該信託が発行した優先証券を全て償還した。これにより、優先証券保有者への元本及び配当金の支払に係る1,317百万スイス・フランの資金流出及びUBS AGへの継続的な貸付取引による同額の資金流入が生じた。<sup>2</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>3</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産、売却可能金融資産及び公正価値での測定を指定された金融資産に計

上されている。<sup>4</sup> 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。現金及び現金同等物の内、3,631百万スイス・フランは用途が制限されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン

2015年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 <sup>2</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>営業収益</b>							
受取利息	5,056	1,121	824	31	745	(1,193)	6,583
支払利息	(3,311)	(286)	(320)		(674)	1,137	(3,454)
受取利息純額	1,745	835	504	31	71	(57)	3,129
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(26)	(5)	4		3	(6)	(29)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	1,719	830	507	31	75	(62)	3,100
受取報酬及び手数料純額	2,094	873	3,721		2,193	(49)	8,832
トレーディング収益純額	4,064	233	142		152	(851)	3,741
その他の収益	(624)	208	378		(601)	1,612	972
<b>営業収益合計</b>	<b>7,253</b>	<b>2,144</b>	<b>4,747</b>	<b>31</b>	<b>1,819</b>	<b>650</b>	<b>16,644</b>
<b>営業費用</b>							
人件費	3,851	534	3,193		719	0	8,297
一般管理費	491	769	1,435		774	0	3,470
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費 及び減損	313	4	75		38	0	429
無形資産の償却費及び減損	11	0	41		6	0	58
<b>営業費用合計</b>	<b>4,666</b>	<b>1,307</b>	<b>4,743</b>		<b>1,537</b>	<b>0</b>	<b>12,254</b>
<b>税引前営業利益 / (損失)</b>	<b>2,587</b>	<b>837</b>	<b>4</b>	<b>31</b>	<b>282</b>	<b>650</b>	<b>4,391</b>
税金費用 / (税務上の便益)	690	207	(1)		213	3	1,112
当期純利益 / (損失)	1,897	630	5	31	68	647	3,278
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損 失)	76	0	0	31	0	(31)	76
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	0		1	0	1
<b>株主に帰属する当期純利益 / (損失)</b>	<b>1,821</b>	<b>630</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>67</b>	<b>678</b>	<b>3,201</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、当報告書の「UBS AG (個別) 財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「UBS AG (standalone) financial and regulatory information」のセクション) を参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「法人の財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG (連結) の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 <sup>2</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2015年6月30日に終了した6ヶ月間							
<b>株主に帰属する包括利益</b>							
当期純利益 / (損失)	1,821	630	5	0	67	678	3,201
<b>その他の包括利益</b>							
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益</b>							
為替換算調整、税効果後	(225)	0	(90)		(595)	(666)	(1,577)
売却可能金融資産、税効果後	(60)	3	(8)		(5)	2	(67)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(402)	(156)	0		0	29	(530)
<b>損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>(687)</b>	<b>(153)</b>	<b>(98)</b>	<b>0</b>	<b>(600)</b>	<b>(635)</b>	<b>(2,173)</b>
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益</b>							
確定給付制度、税効果後	476	(348)	8		20	(18)	138
<b>損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後</b>	<b>476</b>	<b>(348)</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>(18)</b>	<b>138</b>
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>(211)</b>	<b>(501)</b>	<b>(89)</b>	<b>0</b>	<b>(580)</b>	<b>(654)</b>	<b>(2,035)</b>
<b>株主に帰属する包括利益合計</b>	<b>1,610</b>	<b>129</b>	<b>(84)</b>	<b>0</b>	<b>(513)</b>	<b>24</b>	<b>1,166</b>
優先証券保有者に帰属する包括利益	(98)	0	0	(47)	0	47	(98)
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	0		(2)	0	(2)
<b>包括利益合計</b>	<b>1,513</b>	<b>129</b>	<b>(84)</b>	<b>(47)</b>	<b>(515)</b>	<b>71</b>	<b>1,066</b>

<sup>1</sup> UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、当報告書の「UBS AG (個別) 財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「UBS AG (standalone) financial and regulatory information」のセクション) を参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「法人の財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG (連結) の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン

2015年12月31日現在	UBS AG (個別) <sup>1</sup>	UBS スイス AG(個別) <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>2</sup>	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 <sup>2</sup>	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
<b>資産</b>							
現金及び中央銀行預け金	45,125	38,701	4,971		2,509	0	91,306
銀行預け金	29,225	3,224	12,776		27,510	(60,868)	11,866
貸出金	89,052	186,872	47,054		14,554	(24,809)	312,723
借入有価証券に係る担保金	27,925	7,414	38,007		6,506	(54,268)	25,584
リバース・レボ契約	61,253	16,258	21,039		14,586	(45,243)	67,893
トレーディング・ポートフォリオ資産	94,132	1,736	5,931	1,310	30,132	(9,194)	124,047
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産	53,708	0	3,038		2,264	(7,066)	51,943
再調達価額 - 借方	175,943	6,033	21,463		28,921	(64,925)	167,435
デリバティブに係る差入担保金	19,026	1,056	5,964		12,678	(14,962)	23,763
公正価値での測定を指定された金融資産	6,303	0	199		2,628	(3,322)	5,808
売却可能金融資産	32,044	23,184	5,360		5,996	(4,042)	62,543
子会社及び関連会社投資	45,689	14	1		1	(44,751)	954
有形固定資産及びソフトウェア	6,499	15	972		197	0	7,683
のれん及び無形資産	347	0	5,112		1,139	(30)	6,568
繰延税金資産	2,332	845	7,766		1,890	0	12,833
その他の資産	12,108	1,255	10,041		3,111	(4,266)	22,249
<b>資産合計</b>	<b>647,006</b>	<b>286,608</b>	<b>186,654</b>	<b>1,310</b>	<b>152,359</b>	<b>(330,680)</b>	<b>943,256</b>
<b>負債</b>							
銀行預り金	31,725	18,948	26,320	4	5,782	(70,944)	11,836
顧客預り金	102,483	231,252	53,633		34,002	(18,848)	402,522
貸付有価証券に係る担保金	34,094	2,493	23,437		2,274	(54,268)	8,029
レボ契約	20,658	6,505	11,490		16,244	(45,243)	9,653
トレーディング・ポートフォリオ負債	21,193	128	3,919		11,317	(7,420)	29,137
再調達価額 - 貸方	170,718	5,655	21,109		29,877	(64,928)	162,430
デリバティブに係る受入担保金	31,399	374	6,438		15,033	(14,962)	38,282
公正価値での測定を指定された金融負債	61,630	0	288		4,675	(3,598)	62,995
社債	70,792	8,274	3,126		321	(153)	82,359
引当金	1,680	179	1,969		319	17	4,163
その他の負債	40,255	1,806	16,683	1	20,179	(4,318)	74,606
<b>負債合計</b>	<b>586,628</b>	<b>275,611</b>	<b>168,411</b>	<b>4</b>	<b>140,023</b>	<b>(284,664)</b>	<b>886,013</b>
<b>株主に帰属する持分</b>	<b>58,423</b>	<b>10,997</b>	<b>18,243</b>	<b>4</b>	<b>12,296</b>	<b>(44,714)</b>	<b>55,248</b>
優先証券保有者に帰属する持分	1,954	0	0	1,302	0	(1,302)	1,954
非支配持分に帰属する持分	0	0	0	0	41	0	41

<b>資本合計</b>	60,378	10,997	18,243	1,306	12,336	(46,016)	57,243
<b>負債及び資本合計</b>	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256

<sup>1</sup> UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成したUBS AGの個別財務情報については、当報告書の「UBS AG (個別) 財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「UBS AG (standalone) financial and regulatory information」のセクション) を参照。スイスGAAPに準拠して作成したUBSスイスAGの個別中間財務書類については、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書の「法人の財務情報及び規制情報」のセクション (訳者注: 原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) を参照。<sup>2</sup> これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。



## 保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

2015年6月30日に終了した6ヶ月間	単位：百万スイス・フラン				
	UBS AG <sup>1</sup>	UBS スイスAG <sup>1</sup>	UBS アメリカズ ・インク <sup>1</sup>	その他の 子会社 <sup>1</sup>	UBS AG (連結)
<b>営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(6,610)	(1,556)	(4,625)	2,383	(10,408)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>					
子会社、関連会社及び無形資産取得	(37)	0	1	0	(38)
子会社、関連会社及び無形資産処分 <sup>2</sup>	172	0	12	5	190
有形固定資産及びソフトウェア購入	(606)	0	(134)	(55)	(795)
有形固定資産及びソフトウェア処分	504	0	4	13	520
売却可能金融投資に係る(投資)/売却純額	(17,562)	1,794	72	147	(15,549)
<b>投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(17,529)	1,794	(48)	110	(15,673)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)</b>					
短期借入債務発行/(償還)純額	4,438	0	881	33	5,353
UBS株式に係る分配金の支払	(1,632)	0	0	0	(1,632)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	32,649	328	0	228	33,204
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(23,982)	(46)	(18)	(998)	(25,044)
配当金の支払及び優先証券の償還	(77)	0	0	0	(77)
非支配持分の変動純額	0	0	0	(5)	(5)
子会社投資に係る活動純額 <sup>3</sup>	(33,111)	33,283	0	(172)	0
<b>財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)</b>	(21,715)	33,564	863	(914)	11,799
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(4,320)	(4)	(583)	(689)	(5,595)
<b>現金及び現金同等物の増加/(減少)純額</b>	(50,173)	33,798	(4,392)	891	(19,876)
現金及び現金同等物期首残高	100,662	0	8,960	7,093	116,715
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	50,489	33,798	4,568	7,983	96,838
<b>現金及び現金同等物の構成：</b>					
現金及び中央銀行預け金	47,542	31,195	1,947	3,961	84,646
銀行預け金	2,577	2,601	2,526	4,016	11,720
マネー・マーケット・ペーパー <sup>4</sup>	370	2	95	6	473
<b>合計</b>	50,489	33,798	4,568	7,983	96,838 <sup>5</sup>

<sup>1</sup> キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG (連結) の観点から見た第三者の見解を表している。従って、連結対象外のUBS Preferred Funding Trust IV及びVIは、本表に表示されていない。2015年6月30日に終了した6ヶ月間において、これらの信託には、営業活動からの資金流入額77百万スイス・フラン及び優先証券保有者への配当金の支払に係る同額の資金流出額があった。<sup>2</sup> 関連会社から受け取った配当が含まれている。<sup>3</sup> UBS AGからUBSスイスAGへの現金及び現金同等物の譲渡33,283百万スイス・フランを含む。UBS AGからUBSスイスAGへの事業譲渡に関する詳細については、USBグループの2015年度第2四半期財務報告書の「財務情報」のセクション(訳者注：原文の「Financial information」のセクション)の「法人組織の変更」(訳者注：原文の「Changes in legal structure」)を参照。<sup>4</sup> マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。<sup>5</sup> 現金及び現金同等物の内、3,404百万スイス・フランは用途が制限されている。

[次へ](#)

## UBS AG (個別) 財務情報 (無監査)

## 損益計算書

	終了四半期			変化率 (%)		累計期間	
	2016年 6月30日	2016年 3月31日	2015年 6月30日	対2016年 第1四半期	対2015年 第2四半期	2016年 6月30日	2015年 6月30日 <sup>1</sup>
単位: 百万スイス・フラン							
受取利息及び割引料	1,377	1,405	1,493	(2)	(8)	2,781	3,602
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び 受取配当金	637	574	805	11	(21)	1,211	1,455
金融投資からの受取利息及び受取配当金	46	38	46	21	0	84	99
支払利息	(2,085)	(1,485)	(1,915)	40	9	(3,570)	(3,377)
受取利息総額	(26)	532	430			506	1,778
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	8	(23)	(5)			(14)	(35)
受取利息純額	(18)	509	425			492	1,743
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料	486	546	756	(11)	(36)	1,032	2,376
与信関連報酬及び手数料	60	50	87	20	(31)	110	192
その他の受取報酬及び手数料	(6)	(5)	23	20		(11)	150
支払報酬及び手数料	(212)	(198)	(307)	7	(31)	(410)	(596)
受取報酬及び手数料純額	328	393	560	(17)	(41)	721	2,123
トレーディング収益純額	1,584	999	548	59	189	2,584	2,745
金融投資売却収益純額	44	52	34	(15)	29	96	128
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	408	36	134		204	445	412
保有不動産からの収益	162	119	122	36	33	282	294
その他の経常収益	1,311	1,353	1,261	(3)	4	2,665	1,985
その他の経常費用	(107)	(94)	(133)	14	(20)	(201)	(272)
経常活動からのその他の収益	1,820	1,466	1,418	24	28	3,286	2,547
営業収益合計	3,714	3,368	2,950	10	26	7,082	9,157
人件費	1,629	1,553	1,367	5	19	3,182	3,716
一般管理費	1,342	1,294	1,249	4	7	2,636	2,618
営業費用小計	2,971	2,847	2,616	4	14	5,818	6,334
子会社及びその他の持分投資の減損	210	373	550	(44)	(62)	583	1,536
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	171	178	149	(4)	15	349	314
のれん及びその他無形資産の償却費及び減損	6	6	6	0	0	11	11
引当金の変動及び損失	26	(3)	(25)			23	25
営業費用合計	3,383	3,401	3,295	(1)	3	6,784	8,220
営業利益	331	(33)	(345)			298	937
特別利益	1,197	65	77			1,262	613
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失の戻入	1,075	65	32			1,140	49
特別損失	1	0	5		(80)	2	6

税金費用 / (税務上の便益)	37	49	89	(24)	(58)	85	211
当期純利益 / (損失)	1,491	(18)	(362)			1,473	1,334

<sup>1</sup> 2015年6月30日までの累計期間について表示された比較金額には、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業の業績が含まれていた。当該事業は、2015年度第2四半期にUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細については、2015年度年次報告書（英文）

([https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/annualreporting/2015.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.html)にて参照されたい。)の「Legal entity financial and regulatory information」のセクションの「Establishment of UBS Switzerland AG」を参照。

損益計算書（続き）

	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
	2016年 6月30日	2016年 3月31日	2015年 6月30日	対2016年 第1四半期	対2015年 第2四半期	2016年 6月30日	2015年 6月30日 <sup>1</sup>
単位：億円							
受取利息及び割引料	1,444	1,474	1,566	(2)	(8)	2,917	3,778
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及 び 受取配当金	668	602	844	11	(21)	1,270	1,526
金融投資からの受取利息及び受取配当金	48	40	48	21	0	88	104
支払利息	(2,187)	(1,557)	(2,008)	40	9	(3,744)	(3,542)
受取利息総額	(27)	558	451			531	1,865
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	8	(24)	(5)			(15)	(37)
受取利息純額	(19)	534	446			516	1,828
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料	510	573	793	(11)	(36)	1,082	2,492
与信関連報酬及び手数料	63	52	91	20	(31)	115	201
その他の受取報酬及び手数料	(6)	(5)	24	20		(12)	157
支払報酬及び手数料	(222)	(208)	(322)	7	(31)	(430)	(625)
受取報酬及び手数料純額	344	412	587	(17)	(41)	756	2,227
トレーディング収益純額	1,661	1,048	575	59	189	2,710	2,879
金融投資売却収益純額	46	55	36	(15)	29	101	134
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	428	38	141		204	467	432
保有不動産からの収益	170	125	128	36	33	296	308
その他の経常収益	1,375	1,419	1,323	(3)	4	2,795	2,082
その他の経常費用	(112)	(99)	(139)	14	(20)	(211)	(285)
経常活動からのその他の収益	1,909	1,538	1,487	24	28	3,446	2,671
営業収益合計	3,895	3,532	3,094	10	26	7,428	9,604
人件費	1,708	1,629	1,434	5	19	3,337	3,897
一般管理費	1,407	1,357	1,310	4	7	2,765	2,746
営業費用小計	3,116	2,986	2,744	4	14	6,102	6,643
子会社及びその他の持分投資の減損	220	391	577	(44)	(62)	611	1,611
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減 損	179	187	156	(4)	15	366	329
のれん及びその他無形資産の償却費及び減損	6	6	6	0	0	12	12
引当金の変動及び損失	27	(3)	(26)			24	26
営業費用合計	3,548	3,567	3,456	(1)	3	7,115	8,621
営業利益	347	(35)	(362)			313	983
特別利益	1,255	68	81			1,324	643
内、子会社及びその他の持分投資の減損損失の戻 入	1,127	68	34			1,196	51
特別損失	1	0	5		(80)	2	6
税金費用 / (税務上の便益)	39	51	93	(24)	(58)	89	221

当期純利益 / (損失)	1,564	(19)	(380)	1,545	1,399
--------------	-------	------	-------	-------	-------

<sup>1</sup> 2015年6月30日までの累計期間について表示された比較金額には、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業の業績が含まれていた。当該事業は、2015年度第2四半期にUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細については、2015年度年次報告書（英文）（[https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/annualreporting/2015.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.html)にて参照されたい。）の「Legal entity financial and regulatory information」のセクションの「Establishment of UBS Switzerland AG」を参照。

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	変化率（％）				
	2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在	対2016年 3月31日	対2015年 12月31日
<b>資産</b>					
現金及び中央銀行預け金	34,260	48,770	45,125	(30)	(24)
銀行預け金	50,572	49,059	40,611	3	25
証券ファイナンス取引による債権	98,755	101,796	90,479	(3)	9
内、借入有価証券に係る担保金	37,928	33,363	27,925	14	36
内、リバース・レボ契約	60,827	68,433	62,553	(11)	(3)
顧客貸出金	104,399	93,749	97,401	11	7
モーゲージ・ローン	4,399	4,563	4,679	(4)	(6)
トレーディング・ポートフォリオ資産	75,142	76,436	94,210	(2)	(20)
再調達価額 - 借方	23,975	20,136	20,987	19	14
金融投資	41,364	34,242	27,528	21	50
未収収益及び前払費用	1,914	1,730	1,708	11	12
子会社及びその他の持分投資	46,187	43,399	43,791	6	5
有形固定資産及びソフトウェア	6,721	6,579	6,503	2	3
のれん及びその他無形資産	24	30	36	(20)	(33)
その他の資産	3,559	3,808	3,986	(7)	(11)
資産合計	491,269	484,296	477,045	1	3
内、劣後資産	7,160	6,555	5,752	9	24
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	4,521	4,500	4,020	0	12
<b>負債</b>					
銀行預り金	36,164	39,092	36,669	(7)	(1)
証券ファイナンス取引による債務	64,883	59,322	55,457	9	17
内、貸付有価証券に係る担保金	33,811	28,961	34,094	17	(1)
内、レボ契約	31,072	30,361	21,363	2	45
顧客預り金	148,463	145,607	144,842	2	2
トレーディング・ポートフォリオ負債	21,253	23,405	21,179	(9)	0
再調達価額 - 貸方	26,798	25,463	24,669	5	9
公正価値での測定を指定された金融負債	55,601	52,754	58,104	5	(4)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	76,333	75,655	72,750	1	5
未払費用及び繰延収益	3,445	3,414	4,356	1	(21)
その他の負債	7,037	6,266	5,505	12	28
引当金	1,523	1,608	1,786	(5)	(15)
負債合計	441,501	432,585	425,316	2	4
<b>資本</b>					
資本金	386	386	386	0	0
一般法定準備金	38,149	33,669	33,669	13	13
内、法定資本準備金	38,149	38,149	38,149	0	0
内、資本準備金	38,149	38,149	38,149	0	0
内、法定利益準備金 <sup>1</sup>	0	(4,480)	(4,480)	(100)	(100)
任意利益準備金 <sup>1</sup>	9,760	5,689	5,689	72	72
繰越利益剰余金 / (欠損金) <sup>1</sup>	0	11,984	0	(100)	
当期純利益 / (損失)	1,473	(18)	11,984		(88)
資本合計	49,768	51,711	51,728	(4)	(4)

負債及び資本合計	491,269	484,296	477,045	1	3
内、劣後債務	15,275	16,840	16,139	(9)	(5)
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象となるもの	12,849	12,689	11,858	1	8

<sup>1</sup> 2016年5月4日に開催された年次株主総会で承認された通り、2016年度第2四半期において、2015年度の当期純利益11,984百万スイス・フランは、法定利益準備金(4,480百万スイス・フラン)及び任意利益準備金(4,070百万スイス・フラン)として積み立てられ、UBSグループAGに対して現金配当金3,434百万スイス・フランが利益準備金から支払われた。



## 貸借対照表(続き)

単位：億円	変化率(%)				
	2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在	対2016年 3月31日	対2015年 12月31日
<b>資産</b>					
現金及び中央銀行預け金	35,932	51,150	47,327	(30)	(24)
銀行預け金	53,040	51,453	42,593	3	25
証券ファイナンス取引による債権	103,574	106,764	94,894	(3)	9
内、借入有価証券に係る担保金	39,779	34,991	29,288	14	36
内、リバース・レボ契約	63,795	71,773	65,606	(11)	(3)
顧客貸出金	109,494	98,324	102,154	11	7
モーゲージ・ローン	4,614	4,786	4,907	(4)	(6)
トレーディング・ポートフォリオ資産	78,809	80,166	98,807	(2)	(20)
再調達価額 - 借方	25,145	21,119	22,011	19	14
金融投資	43,383	35,913	28,871	21	50
未収収益及び前払費用	2,007	1,814	1,791	11	12
子会社及びその他の持分投資	48,441	45,517	45,928	6	5
有形固定資産及びソフトウェア	7,049	6,900	6,820	2	3
のれん及びその他無形資産	25	31	38	(20)	(33)
その他の資産	3,733	3,994	4,181	(7)	(11)
<b>資産合計</b>	<b>515,243</b>	<b>507,930</b>	<b>500,325</b>	<b>1</b>	<b>3</b>
内、劣後資産	7,509	6,875	6,033	9	24
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象となるもの	4,742	4,720	4,216	0	12
<b>負債</b>					
銀行預り金	37,929	41,000	38,458	(7)	(1)
証券ファイナンス取引による債務	68,049	62,217	58,163	9	17
内、貸付有価証券に係る担保金	35,461	30,374	35,758	17	(1)
内、レボ契約	32,588	31,843	22,406	2	45
顧客預り金	155,708	152,713	151,910	2	2
トレーディング・ポートフォリオ負債	22,290	24,547	22,213	(9)	0
再調達価額 - 貸方	28,106	26,706	25,873	5	9
公正価値での測定を指定された金融負債	58,314	55,328	60,939	5	(4)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	80,058	79,347	76,300	1	5
未払費用及び繰延収益	3,613	3,581	4,569	1	(21)
その他の負債	7,380	6,572	5,774	12	28
引当金	1,597	1,686	1,873	(5)	(15)
<b>負債合計</b>	<b>463,046</b>	<b>453,695</b>	<b>446,071</b>	<b>2</b>	<b>4</b>
<b>資本</b>					
資本金	405	405	405	0	0
一般法定準備金	40,011	35,312	35,312	13	13
内、法定資本準備金	40,011	40,011	40,011	0	0
内、資本準備金	40,011	40,011	40,011	0	0
内、法定利益準備金 <sup>1</sup>	0	(4,699)	(4,699)	(100)	(100)
任意利益準備金 <sup>1</sup>	10,236	5,967	5,967	72	72
繰越利益剰余金 / (欠損金) <sup>1</sup>	0	12,569	0	(100)	
当期純利益 / (損失)	1,545	(19)	12,569		(88)
<b>資本合計</b>	<b>52,197</b>	<b>54,234</b>	<b>54,252</b>	<b>(4)</b>	<b>(4)</b>

負債及び資本合計	515,243	507,930	500,325	1	3
内、劣後債務	16,020	17,662	16,927	(9)	(5)
内、強制転換及び/又は債権放棄の対象となるもの	13,476	13,308	12,437	1	8

<sup>1</sup> 2016年5月4日に開催された年次株主総会で承認された通り、2016年度第2四半期において、2015年度の当期純利益12,569億円は、法定利益準備金(4,699億円)及び任意利益準備金(4,269億円)として積み立てられ、UBSグループAGに対して現金配当金3,602億円が利益準備金から支払われた。

## 会計の基礎

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP(FINMA令2015/1及び銀行法)に準拠して作成されている。

会計方針は、原則として平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類に対する「注記1」に記載されている、IFRSに基づく連結財務書類の会計方針と同様である。スイスGAAPの規定とIFRSの主要な相違は、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類に対する「注記38」に記載されている。UBS AGの個別財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれるUBS AGの個別財務書類に対する「注記2」に記載されている。

UBS AGの期中財務情報の作成には、2015年12月31日現在の年次財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務情報は監査を受けておらず、平成28年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書に含まれるUBS AGの監査済財務書類と併せて読まれるべきである。

## 最近の動向

2016年度第2四半期に、UBS AGは、現物出資により、UBS AGの直接子会社であるUBSアセット・マネジメントAGにいくつかの子会社を譲渡した。譲渡価額は15億スイス・フランであり、11億スイス・フランの利益がUBS AGの損益計算書に、主として特別利益として認識され、これにより、UBS AGのUBSアセット・マネジメントAGに対する投資価額は増加した。

## 連帯債務

2015年6月に、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業は、スイス合併法に準拠した資産譲渡により、UBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。スイス合併法に基づいて、UBS AGは、UBSスイスAGに譲渡された、資産譲渡日である2015年6月14日における既存の債務について連帯責任を負っていた。

資産譲渡日現在、UBS AGは、UBSスイスAGの債務の内、約2,600億スイス・フラン(担保付の債務の内、担保部分を除く。)について連帯債務を負っていた。UBS AGは、資産譲渡日後にUBSスイスAGが負担した新たな債務については責任を負わない。

詳細については、2015年度年次報告書(英文)

([https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/annualreporting/2015.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.html)にて参照されたい。)の「Legal entity financial and regulatory information」のセクションの「Establishment of UBS Switzerland AG」を参照。

債務が満了となる、終了する、若しくは資産譲渡日後に変更されると、連帯債務の金額は減少する。2016年6月30日現在、連帯債務は約10億スイス・フランであった。

## UBS AG(個別)規制情報

本セクションは、改訂版FINMA令2008/22「開示 - 銀行」で要求されている自己資本比率、レバレッジ比率及び流動性カバレッジ比率に関する情報を含んでいる。本書の情報は、UBSグループの2016年度第2四半期財務報告書(英文)

([https://www.ubs.com/global/en/about\\_ubs/investor\\_relations/quarterly\\_reporting/2016.html](https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/quarterly_reporting/2016.html)にて参

照されたい。)の「Legal entity financial information」のセクションで提供されているUBS AG(個別)情報を補足するものである。

## スイスSRBに基づく自己資本の規制及び情報

UBS AGは、スイス銀行法の下でシステム上関連ある銀行(以下「SRB」という。)とみなされ、個別ベースで自己資本規制の対象となっている。

スイスSRBの規制に基づき、スイスの自己資本に関する条例(以下「CAO」という。)の第125条「金融グループ及び個別の金融機関に対する(自己資本)軽減措置」は、個別の金融機関で自己資本規制を順守することにより当該金融機関が属するグループで事実上の過大資本となることがないように、一定の条件下において、スイス金融市場監督当局(以下「FINMA」という。)が個別の金融機関に自己資本の軽減を認可できると規定している。

FINMAは、2013年12月20日付の命令により、UBS AG(個別)の自己資本規制に係る軽減を認可し、2014年1月1日より有効となった。

本セクションの表には、上述のFINMAの命令に従って、スイスSRBの規制に基づくUBS AGの個別の自己資本規制情報が記載されている。命令により設定された14.0%の総自己資本規制に加えて、UBS AGは個別ベースのカウンターシクリカル・バッファ要件を順守するよう要求されている。カウンターシクリカル・バッファ自己資本規制の影響は、2016年6月30日、2016年3月31日及び2015年12月31日現在において重要ではなかった。

## スイスSRBに基づく自己資本比率の規制及び情報(フェーズ・イン・ベース)

	自己資本比率(%)				自己資本			
	規制要件		実際		規制要件		適格	
	2016年 6月30日 現在	2016年 6月30日 現在	2016年 3月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在	2016年 6月30日 現在	2016年 3月31日 現在	2015年 12月31日 現在
単位: 百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く								
普通株式等Tier 1 自己資本	10.0	14.2	14.3	14.4	24,076	34,128	33,678	32,656
普通株式等Tier 1 自己資本及び高トリガーの損失吸収資本	11.6	14.2	14.3	14.4	27,913	34,128	33,678	32,656
総自己資本	14.0	14.2	14.3	14.4	33,707	34,128	33,678	32,656

## スイスSRBに基づく自己資本の情報(フェーズ・イン・ベース)

単位: 百万スイス・フラン、別載されている場合を除く	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
普通株式等Tier 1 自己資本			
普通株式等Tier 1 総自己資本	34,128	33,678	32,656
追加Tier 1 自己資本			
高トリガーの損失吸収資本	2,688	2,643	1,252
控除(純額)	(2,688)	(2,643)	(1,252)
追加Tier 1 総自己資本	0	0	0
Tier 1 総自己資本	34,128	33,678	32,656
Tier 2 自己資本			
低トリガーの損失吸収資本	10,441	10,217	10,325
控除(純額)	(10,441)	(10,217)	(10,325)
Tier 2 総自己資本	0	0	0
総自己資本	34,128	33,678	32,656
リスク加重資産	240,762	235,271	227,170
普通株式等Tier 1 自己資本比率(%)	14.2	14.3	14.4
Tier 1 自己資本比率(%)	14.2	14.3	14.4
総自己資本比率(%)	14.2	14.3	14.4

## レバレッジ比率情報

### スイスSRBに基づくレバレッジ比率

スイスSRBに基づくレバレッジ比率要件は自己資本比率要件（カウンターシクリカル・バッファ要件を除く）の24%である。

2016年6月30日現在のUBS AG（個別）の実質的総レバレッジ比率要件は3.4%であり、総自己資本比率要件の14.0%（カウンターシクリカル・バッファ要件を除く）に24%を乗じて算出される。

### スイスSRBに基づくレバレッジ比率規制及び情報（フェーズ・イン・ベース）

	スイスSRBレバレッジ比率（%）				スイスSRBレバレッジ自己資本			
	規制要件 <sup>1</sup>		実際		規制要件		適格	
	2016年 6月30日 現在	2016年 6月30日 現在	2016年 3月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在	2016年 6月30日 現在	2016年 3月31日 現在	2015年 12月31日 現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く								
普通株式等Tier 1 自己資本	2.4	5.5	5.3	5.2	15,019	34,128	33,678	32,656
普通株式等Tier 1 自己資本及び高トリガーの損失吸収資本	2.8	5.5	5.3	5.2	17,412	34,128	33,678	32,656
総自己資本	3.4	5.5	5.3	5.2	21,027	34,128	33,678	32,656

<sup>1</sup> 普通株式等Tier 1 自己資本（10%の24%）、普通株式等Tier 1 自己資本及び高トリガーの損失吸収資本（11.6%の24%）並びに総自己資本（14%の24%）の規制要件を示している。

### スイスSRBに基づくレバレッジ比率（フェーズ・イン・ベース）

単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
スイスGAAPに基づく資産合計	491,269	484,296	477,045
スイスGAAPに基づく資産合計とIFRSに基づく資産合計の差異	191,200	192,903	169,961
控除：デリバティブ・エクスポージャー及び証券ファイナンス取引 <sup>1</sup>	(332,732)	(330,549)	(295,490)
オンバランス・シートのエクスポージャー（デリバティブ・エクスポージャー及び証券ファイナンス取引を除く。）	349,737	346,651	351,516
デリバティブ・エクスポージャー	114,567	117,869	124,079
証券ファイナンス取引	136,874	140,943	130,766
オフバランス・シート項目	39,473	44,073	42,573
スイスSRBに基づくTier 1 自己資本からの控除項目	(14,862)	(13,021)	(14,948)
エクスポージャー合計（レバレッジ比率分母）	625,789	636,514	633,985
普通株式等Tier 1 自己資本	34,128	33,678	32,656
追加Tier 1 自己資本	0	0	0
Tier 2 自己資本	0	0	0
総自己資本	34,128	33,678	32,656
スイスSRBに基づくレバレッジ比率（%）	5.5	5.3	5.2

<sup>1</sup> 再調達価額 - 借方、デリバティブに係る差入担保金、借入有価証券に係る担保金、リバース・レボ契約、証拠金貸付及び証券ファイナンス取引に関連するプライム・ブローカレッジ債権から成り、本表においてデリバティブ・エクスポージャーと証券ファイナンス取引とに区分して表示されている。

## BISバーゼル に基づくレバレッジ比率

2015年1月1日、BISバーゼル 規制に準拠したレバレッジ比率の開示要件がスイスで施行され、UBS AG (個別) はBISバーゼル レバレッジ比率に関する情報を四半期毎に開示するよう求められている。以下の表は、現行の開示要件に準拠したBISバーゼル レバレッジ比率に関する情報である。

### BISバーゼル に基づくレバレッジ比率 (フェーズ・イン・ベース)

単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く	2016年6月30日現在	2016年3月31日現在	2015年12月31日現在
Tier 1 総自己資本	34,128	33,678	32,656
合計エクスポージャー (レバレッジ比率分母)	625,789	636,514	633,985
BISバーゼル に基づくレバレッジ比率 (%)	5.5	5.3	5.2

## 流動性カバレッジ比率

BISバーゼル 規制において流動性カバレッジ比率 (以下「LCR」という。) の開示が要求されている。2015年1月1日以降、UBS AG (個別) はスイスSRBとして、最低100%のLCRを保持すること及びLCRに関する情報を四半期毎に開示することが義務付けられている。2016年6月30日現在、UBS AG (個別) は、FINMAにより伝達された個別LCRの最低水準である105%を超過していた。

### 流動性カバレッジ比率

単位：十億スイス・フラン、別載されている場合を除く	加重数値 <sup>1</sup>		
	2016年度第2四半期平均	2016年度第1四半期平均	2015年度第4四半期平均
適格流動資産	103	116	108
純現金流出額合計	79	88	93
内、現金流出額	177	189	219
内、現金流入額	98	101	125
流動性カバレッジ比率 (%)	131	132	116

<sup>1</sup> ヘアカット、流出率及び流入率の適用後に算出されている。

## 2【その他】

### (1) 決算日後の状況

以下の事象を除き、UBS AGの2016年度第2四半期財務報告書の参照日（2016年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2016年7月29日にUBSが発表した事象（UBSグループAGの2016年度第2四半期財務報告書の公表）及び2016年8月4日にUBSが発表した事象（UBS AGの2016年度第2四半期財務報告書の公表）である。

### (2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記15 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

## 3【IFRSと日本の会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務情報はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

### ・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

#### (1) 連結手続

##### (a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

##### (b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社については、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社と異なる場合、関連会社は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

## (2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

### (3) 非支配持分（旧少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定される。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように非支配持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額は、損益取引又はのれん（又は負ののれん）として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2013年9月に改正され、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とすることとなる（子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額も同様）。

### (4) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

### (5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値利得又は損失は、指定されたリスクによるヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る公正価値利得又は損失の有効部分はその他の包括利益で繰り延べられ、非有効部分は、純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。



## (6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債（有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（繰延Day1損益）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

## (7) 金融保証

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

## (8) 投資不動産

UBS AGは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」又は「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

## (9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBS AGは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

#### (10) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号改訂「従業員給付」に基づき、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じた変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債／資産の純額に割引率を乗じて利息費用／収益純額を算定することを要求している。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

#### (11) 資産の減損

##### (a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の当該基準の対象資産は、各報告日に減損損失の戻入れの可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

##### (b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例. 貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又

は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。減損損失の戻入は、売却可能負債性投資の場合、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

#### (12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、企業が金融資産を譲渡し、金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。さらに、企業が金融資産を譲渡し、譲渡資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転も留保もしない場合、企業が支配を留保しない場合には、当該金融資産につき認識を中止する。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### (13) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

#### (14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBS AGは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

#### (15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

・ 個別財務情報：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1)売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2)キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3)投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累積額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

#### (4)のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

#### (5)自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショート・ポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の用途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、用途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

#### (6)業績に基づく株式報酬

スイス会計基準では、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用は、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

#### (7)年金基金（確定給付制度）

スイス会計基準は、年金基金に対する事業主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が事業主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から制度資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

## 第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書	2016年1月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年1月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年1月21日
有価証券届出書	2016年2月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年2月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年2月19日
発行登録追補書類	2016年2月26日
発行登録追補書類	2016年2月29日
発行登録追補書類	2016年3月4日
発行登録追補書類	2016年4月13日
発行登録書	2016年4月22日
有価証券届出書	2016年5月2日
発行登録追補書類	2016年5月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年5月13日
発行登録追補書類	2016年5月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年5月20日
有価証券届出書	2016年5月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年6月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年6月21日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年6月23日
有価証券報告書(2015年度)	2016年6月30日
有価証券届出書	2016年7月29日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月4日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月12日
発行登録追補書類	2016年8月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月23日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2016年9月28日までに公開されている情報に基づくものである。

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### 1. 2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（コニカミノルタ）

###### (1) 当該会社の名称及び住所

コニカミノルタ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

###### (2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

###### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年8月12日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	502,664,337	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。

##### 2. 2016年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（伊藤忠商事株式会社）

###### (1) 当該会社の名称及び住所

伊藤忠商事株式会社 大阪市北区梅田3丁目1番3号

###### (2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

###### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年8月10日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容



普通株式	1,662,889,504	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
------	---------------	--------------------	---------------

3. 2016年11月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (パナソニック株式会社)および2017年8月25日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (パナソニック株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成28年8月4日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,453,053,497	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	一単元の株式数は100株であります。

4. 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (楽天)

(1) 当該会社の名称及び住所

楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成28年8月4日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,431,891,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。

(注) 「発行済株式数」には、平成28年8月1日から平成28年8月4日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

5. 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (アルプス電気)

(1) 当該会社の名称及び住所

アルプス電気株式会社 東京都大田区雪谷大塚町1番7号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金

額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年8月5日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	198,208,086	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株

6．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（ヤマハ発動機）

(1) 当該会社の名称及び住所

ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年8月5日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	349,914,284	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

7．2018年12月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（野村ホールディングス）

(1) 当該会社の名称及び住所

野村ホールディングス株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年8月15日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,822,562,601	東京証券取引所（注2） 名古屋証券取引所（注2） シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株

(注)1 「発行済株式数」には、平成28年8月1日から平成28年8月15日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

8. 2019年1月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (住友化学)

(1) 当該会社の名称及び住所

住友化学株式会社 東京都中央区新川二丁目27番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年8月10日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,655,446,177	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株である。

9. 2017年1月27日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (イオン株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年7月15日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	871,924,572	株式会社東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であり ます。

(注)「発行済株式数」には、平成28年7月1日から平成28年7月15日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

10. 2017年5月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (西日本旅客鉄道株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

西日本旅客鉄道株式会社 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。し

たがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年8月10日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	193,735,000	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。

11. 2017年6月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2. 償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額 (もしあれば) の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年8月4日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,262,638,760	東京・ニューヨーク 各証券取引所	単元株式数は100株

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「発行済株式数」には、平成28年8月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (コニカミノルタ)

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第113期 第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

平成28年8月12日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成28年8月16日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

訂正報告書 (上記ロ. 臨時報告書の訂正報告書) を平成28年9月1日に関東財務局長に提出

(2) 縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

コニカミノルタ株式会社 本店

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

2. 2016年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (伊藤忠商事株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第93期 第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)  
平成28年8月10日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
伊藤忠商事株式会社 本店	大阪市北区梅田3丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社 東京本社	東京都港区北青山2丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社 中部支社	名古屋市中区錦1丁目5番11号
伊藤忠商事株式会社 九州支社	福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号
伊藤忠商事株式会社 中四国支社	広島市中区中町7番32号
伊藤忠商事株式会社 北海道支社	札幌市中央区北三条西4丁目1番地
伊藤忠商事株式会社 東北支社	仙台市青葉区中央1丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. 2016年11月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (パナソニック株式会社) および2017年8月25日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (パナソニック株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第110期 第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)  
平成28年8月4日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
パナソニック株式会社 本店	大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社 渉外本部	東京都港区東新橋一丁目5番1号 (パナソニック東京汐留ビル)
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

4．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（楽天）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
 四半期報告書  
 四半期会計期間 第20期 第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）  
 平成28年8月4日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書  
 該当事項なし
- ハ．訂正報告書  
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
楽天株式会社 本店	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

5．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（アルプス電気）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
 四半期報告書  
 四半期会計期間 第84期 第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）  
 平成28年8月5日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書  
 該当事項なし
- ハ．訂正報告書  
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
アルプス電気株式会社 本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（ヤマハ発動機）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
 四半期報告書  
 四半期会計期間 第82期 第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）  
 平成28年8月5日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書  
 該当事項なし
- ハ．訂正報告書  
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ヤマハ発動機株式会社 本店	静岡県磐田市新貝2500番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. 2018年12月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (野村ホールディングス)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
 四半期報告書  
 四半期会計期間 第113期 第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)  
 平成28年8月15日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
 該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

8. 2019年1月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (住友化学)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
 四半期報告書  
 四半期会計期間 第136期 第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)  
 平成28年8月10日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
 該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
住友化学株式会社 本店	東京都中央区新川二丁目27番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. 2017年1月27日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (イオン株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
 四半期報告書  
 四半期会計期間 第92期 第1四半期 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)  
 平成28年7月15日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
 該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
-----	-------

イオン株式会社 本店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社 東京事務所	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. 2017年5月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（西日本旅客鉄道株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第30期 第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）  
平成28年8月10日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
西日本旅客鉄道株式会社 本店	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社 東京本部	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社	京都府京都市南区西九条北ノ内町5番地5号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部神戸支社	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目3番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号

11. 2017年6月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（ソニー株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
四半期会計期間 第100期 第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）  
平成28年8月4日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし



### 第3【指数等の情報】

#### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 理由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- 2018年2月28日満期 早期償還条項付ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
- 2018年4月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2018年5月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2018年8月28日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称：パワーリターン日経平均 1508)
- 2018年9月5日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2018年11月2日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債(愛称：パワーリターン日経平均 1510)
- 2019年3月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)
- 2019年3月15日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2019年3月18日満期 円建 日経平均株価指数連動デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)
- 2019年4月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2019年5月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
- 2019年6月6日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2020年8月28日満期 早期償還条項付ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1508デジタル)
- 2020年9月29日満期 早期償還条項付ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1509デジタル)
- 2020年11月2日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動デジタルクーポン円建社債(愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1510デジタル)

- ##### 2. 上記各社債の変動利率(もしあれば)、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額(額面金額×(株価指数終値÷基準株価指数))の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

##### (2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の12カ国(オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン)の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス(TMI)の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス(TMI)は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ(価格、総売上及び純利益)があり、それぞれ5種類の通貨

(ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円)で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会(スタンダード・プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム)により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

## 2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当半期中の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の最高・最低値を示したものである。

### 日経225指数(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最高	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03
最低	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	

当半期中の月別 最高・最低値		2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月	2016年5月	2016年6月
	最高	18,450.98	17,865.23	17,233.75	17,572.49	17,234.98	16,955.73
最低	16,017.26	14,952.61	16,085.51	15,715.36	16,106.72	14,952.02	

2016年9月23日現在、日経225指数の終値は、16,754.02円であった。

### ユーロ・ストックス50指数(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最高	3,068.00	2,659.95	3,111.37	3,314.80	3,828.78
最低	1,995.01	2,068.66	2,511.83	2,874.65	3,007.91	

当半期中の月別 最高・最低値		2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月	2016年5月	2016年6月
	最高	3,178.01	3,021.01	3,091.98	3,151.69	3,090.01	3,040.69
最低	2,882.59	2,680.35	2,970.78	2,871.57	2,919.22	2,697.44	

2016年9月23日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,032.31ポイントであった。

### S&P500(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最高	1,363.61	1,465.77	1,848.36	2,090.57	2,130.82
最低	1,099.23	1,277.06	1,457.15	1,741.89	1,867.61	

当半期中の月別 最高・最低値		2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月	2016年5月	2016年6月
	最高		2,016.71	1,951.70	2,063.95	2,102.40	2,099.06
最低		1,859.33	1,829.08	1,978.35	2,041.91	2,040.04	2,000.54

2016年9月23日現在、S&P500の終値は、2,164.69ポイントであった。